

裾野市史研究

口 絵

講演載録

無宿の時代の裾野

—御宿村永左衛門一件— …………… 高橋 敏 (1)

論 文

近世初期の村政について

—御宿村を事例として— …………… 柴 雅房 (12)

戦時体制下の初等教育 …………… 西川尚男 (29)

中世禅宗寺院における地方展開と法嗣意識

—定輪寺の検討を中心として— …………… 伊東誠司 (56)

深良用水における国役普請の要求過程

—弘化三年の国役普請を中心に— …………… 井口俊靖 (76)

歴史講座の記録

『裾野市史』資料編「古代・中世」を読む …………… (90)

編さん室日誌 …………… (98)



1996年3月

裾野市史編さん委員会

夏休比友

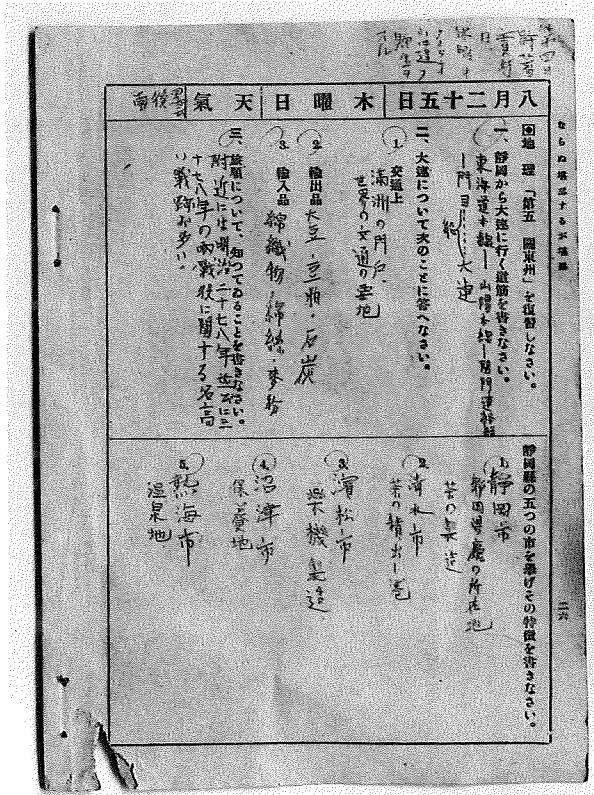
年學六第科常尋



靜岡縣教育會編纂

社
法
人

夏休み学習帳「夏休み友」表紙
1938（昭和13）年（千福 横山正美家）



「夏休の友」の1ページ 8月25日（木曜日）地理のべんきょう
 1938（昭和13年）（千福 横山正美家）

一九三七（昭和十二）年七月、日中戦争の全面的な展開を契機に、政府は「国民精神総動員運動」を実施し、勤労・貯蓄の奨励、贅沢の排撃、出征軍人家庭の援護等を強調して、戦争への協力を求めた。写真は尋常科六学年の夏休みの学習帳である。当時の国策を受けて、子ども達も戦時色の濃い教材で学んでいた。学校では、勤労の日、貯蓄の日、神社参拝の日等を決め実践していたが、休み中も日常生活の中で、それらを実行していたことが右上段の走り書きからうかがえる。表紙には、子ども自身による縁取り（赤い糸）がある。

〔講演〕

第八回歴史講演会

無宿の時代の裾野

——御宿村永左衛門一件——

高橋 敏

一九九五年十一月十八日
裾野市民文化センター

無宿の時代の高まり

ここ十年ぐらい裾野市史をやっておりますが、久かたぶりにこれはおもしろいと思う事実に出会いました。今日は始めに一時間半程お話したあと、より皆さんにわかっていただくために編さん室の方々のご協力を得て作りましたスライドを見ていただいて責を果たしたいと思っています。

早朝、長脇差や槍、鉄砲で武装した二十数人の無宿人が、突如襲って来ました。源右衛門の家はその時泊まっていた惣藏という無宿人はいるか、といって惣藏に襲いかかり、突き殺します。そして源右衛門はいるかと訊ね、隠れていた源右衛門は、母親が、駒門村の花火を見に行つたと言いつたので、無事でした。弟の熊藏は恐ろしくて隠れていたのですが、母親が心配で飛び出して来たところを、槍で突かれて怪我をしました。無宿の一団は関の声をあげ風のように十里木の方へ消えていったという事件が起こつたのです。

今日お話ししますのは今から一四七年ぐらい前になります。嘉永二年、一八四九年に起こった事件の話です。嘉永二年の八月の二十一日、駿河国駿東郡御宿村（現 裾野市御宿）の平山という字に住んでいる、源右衛門の家に、

この事件の実態は初め何なのか判らなかつたのです。「永左衛門一件」という一連の史料が御宿の下湯山家にありまして、何だろうと思つていました。ところが中湯山家の当

時の当主湯山保三郎のたまたま嘉永二年の日記の八月二十一日の記事に、今述べたように書いてあったのです。これで事件の発端が判りました。

無宿の動きは公式文書にはなかなか出てこないんです。その後いろいろ調べてみますと、嘉永二年という年は、非常に無宿が跋扈してきた年なんです。皆さんご存じの国定忠次が上州あたりで荒らしまわっています。彼は嘉永三年に捕まって、十二月の二十一日に大戸の関所で磔になっただんです。

また皆さん浪曲で「天保水滸伝」というのをご存じでしょうか。玉川勝太郎の、「利根の川風 袂に入れて」の名文句で一世を風靡しました。あれは下総と言われた今の千葉県の東ノ庄町、あのあたりに起こった笹川繁蔵と飯岡助五郎の喧嘩です。嘉永二年の三月から四月頃にかけて笹川の繁蔵の子分で残党の勢力富五郎が勢力を盛り返しまして、関東取締り出役を相手に奮戦していたのです。追い詰められた勢力はついに万歳山に立て籠もって自決するのです。しかし、この時関東取締出役は無力で、村々の百姓に動員をかけて、山狩りをして、ようやく勢力富五郎を万歳山に追い込んで自殺させたというのですね。

調べてみますと、この年は実はもう一つの無宿人の大規模な出入があったのです。

伊豆国の間宮村に久八という博徒がいたのです。俗に大場の久八といわれる人物ですが。義理の兄貴が、葦山の多田の出身で、無宿人になって、伊勢の古市へ住み着きまして、その古市で縄張りを張るんです。これがいわゆる丹波屋伝兵衛です。伝兵衛と久八は一味一党で、東海道にネットワークを張っているわけです。

これに対して、関東田中村無宿の岩五郎という博徒がいます。武州熊谷の方から関東に縄張りを張って東海道の進出してくるのです。そして嘉永元年に、岩五郎とその子分の幸治郎一家の博徒仲間が丹波屋伝兵衛の仲間だった伊勢松坂の半兵衛を、博打か何かの出入りが元で殺すんですね。殺された半兵衛が最期の際に、仇をとってくれと丹波屋伝兵衛に遺言したというのです。それで伝兵衛は久八に連絡を取って岩五郎・幸治郎の一味を付け狙います。ここに東海道を舞台に伝兵衛・久八連合と田中村無宿の岩五郎の一派との対決が展開することになります。

御宿村に起こった事件というのは、一連の喧嘩出入の一端であったのです。惣蔵という無宿は岩五郎の子分だったのです。半兵衛の恨みを久八たちが晴らしたんです。その前に三島でも半兵衛殺しに加担した幸治郎の子分の金五郎という無宿を殺しています。これに対して関東のグループが、惣蔵が殺された時に、情報を漏らしたといわれてい

る、駿州植田新田の、今の沼津市内でしょう、安蔵という大場の久八一家の者を襲ったんです。そして安蔵から金を奪って誘拐し、一本松新田の、これも一味の源兵衛の家まで押しかけて行って、強請・たかりをやったのです。岩五郎は関東取締り出役から人相書きまで出ていたというのです。

そこで無宿どもに無法状態に荒らされてはお上の權威は堪らないと登場しますが、葦山代官江川太郎左衛門英龍です。葦山代官は積極的に鎮圧に乗り出していきます。その尖兵になったのが柏木総蔵なんです。柏木総蔵でございすね。後に葦山県令になった葦山代官の手代の中で最も俊秀といわれた人物です。それに矢田部卿雲という蘭学者、山田山蔵という手代、これに足軽などを連れて召し捕りに乗り出して来るんです。そして九月の二十一日に御殿場ぐみ沢において、無宿と遭遇したんです。

無宿は武士と比べ遜色のない武器をもってます。長脇差は太刀と考えてもいいと思います。その他槍を持つてる、鉄砲を持っているんですね。

むしろ筆算専門の手代の方が劣ると見た方が良くもありません。そこで葦山代官は柏木総蔵たちに、いざとなったら使えといって当時新式の武器を渡しているんですね。

江川英龍は西洋式武器の導入政策に積極的で、葦山に反射炉をつくった人物でして、実地で自分が改造したドントル筒（連発銃）を持たせたんです。抵抗する無宿に対しやむなくドントル筒を打ち放ったため、無宿は即死もしくは重傷を負って、一人逃しますが召し捕ります。葦山代官は勘定奉行に誇らしげにこれを報告し、また功のあった手代に褒美をぜひ頂きたいと願書を出しているのです。

無宿の歴史は研究者があまりやらない領域なので四苦八苦しましたが、この間の事情がそれなりに掴めたのは、葦山代官の報告書の中の付箋からです。今でいえば、ヤクザの対立システムについては、警察が情報を掴んでいるように、葦山代官あたりの現実に取り縮まっている手代あたりに、一番詳しい情報はあるんですね。

御宿村の驚き

驚いたのは御宿村の人々だったのでしよう。平穩、平和な村にズカズカと無宿人が徒党を組んでやって来て、あつという間に無宿惣蔵を殺して逃げて行っただからです。

ところで御宿村ではこの事件にどのように対応したのでしょうか。まず当事者の源右衛門はどうしたのか。事件を隠そうとするんですね。明らかにすると刑事事件に発展し莫大な費用がかかり、また当然処罰されることになりま

す。それを恐れたのでしよう。まず惣藏の死骸をどうするか。近くに向西寺（千福村禅宗普明寺末）という無住の寺があったんです。そこへ埋めたんですよ。

次に村の方はどうなっているかといいますと、当人の源右衛門の家ですね、それから五人組組合、親類、近所というのがあります。五人組は近所でひと固まりになっているわけじゃないんです。親類組合、近所が集まってどうするかを相談したんじゃないでしょうか。まず村役人に報告しなくてはいけません。

もちろん領主の大久保長門守教義、荻野山中藩、約一万五千石の小田原の支藩ですね。これも届出なければならぬ筈です。支配所は、駿東郡松長村、いまの沼津の松長に陣屋があって支配していたんです。だから、松長陣屋に行かなきゃならないんですね。最初は多分源右衛門の願いに沿って隠そうとするんですね。そのうち、実はこの事件は隠せないことが判ります。なぜかと言いますと、単純に村の中で起こった村人同士の殺人事件なら隠せますよ。ところがこれは、広域にまたがる大がかりな無宿の、関東の岩五郎対古市の伝兵衛、大場の久八による大出入の中で起こった支配違いの他領ものの殺人事件ですから、これは行くところまでいくしかない。

ちようどこの時大久保長門守の家老、郡奉行の一行の巡

見が行われていたんです。事件の六日後の八月二十七日、二十九日の両日に、家老以下総勢五十何人の一行が御宿村に泊まっているのですよ。それで当時名字帯刀許されていた保三郎の中湯山家、名主下湯山の家の両家に、お役人がみんな泊まって接待に大変だった。

その後村では、この一件の扱いに困った村役人が源右衛門と組合と親類と近所から一札とつたんですね。死んだ無宿惣藏については、三島宿の松村屋由藏という者が死体を引取り、あとの責任は当事者と組合・親類・近所が持つという一札です。これで事件を片付けようとした。しかし、そうはいきません。村役人は松長陣屋へ届け出ます。直ちに取調べが始まります。当事者源右衛門は出奔します。身の危険を感じて罪を免れるため、また累が家族や村の關係者に及ぶことを恐れ、人別帳から外れたほうが良いというような話になったのでしよう。

ところで源右衛門の家と御宿村は当時実情はどうであったのか。事件の起こった源右衛門の家は高二石弱の小農、父が永左衛門といって、当時六十六歳、母が五十七歳、それで源右衛門が二十八歳で、彼が当主になっているんですね。父と母は隠居ということになってまして、二十一歳の熊藏という弟がいる。生業は何かといいますと、単純な農民じゃないんです。愛鷹山と富士山の両裾を貫く往還の富

土道に酒食を出す茶屋を営んでいる。そこに無宿の惣蔵が入り込んで来たわけです。

源右衛門がまったくそういう者とゆかりがなかったかというところは嘘で、源右衛門にもその気があったんじゃないでしょうか。取り調べの過程の中でこういう事件に介在したと疑われた源右衛門が雇った日雇いの茶畑村の作蔵、その者を世話した千福村の勇八もその後無宿になったとありますから。

嘉永年間、幕末の村は、人の出入りの激しい非常に流動性のある村落社会であったのではないのでしょうか。要するに源右衛門を出演させて何とか事件を解決しようとしたのです。殺した者は大場の久八一家の者たちでありますし決して源右衛門が直接手を下しておらず、どっちかといえば被害者だと言う考え方に立ってるわけです。しかしこれだけでは済まなかったんですね。

出奔した源右衛門をそのまま放置したわけではありませぬ。松長陣屋に届け出たあと、三〇日間の「尋」をするよう命ぜられ、父永左衛門は「手鎖」百日閉門になります。御宿村ではこの事件を、息子が姿を消し帳外れになった以上父親の永左衛門が当事者となったため、「永左衛門一件」と呼ぶことにします。

江戸での吟味

この事件は小さな大名、大久保長門守の松長陣屋の段階では落着きません。ましてより強大な幕府という権力があるわけで、これをだまして見過ごすことはなかったんですね。

遂に翌年の嘉永三年の二月十八日に、突如勘定奉行池田播磨守頼方から源右衛門の父の永左衛門に対して差紙が来たんです。これが召喚状です。これは大事件でして、決められた日限までに出頭しなければ大変なことになります。

急遽永左衛門に、名主の甚平が付き添って、江戸へ向かって出立します。

ところで江戸の裁判はどのように行われたかと言いますと、大きく分けて二つあったんです。一つは吟味筋といわれている刑事事件です。殺人とか盗み等の犯罪を扱います。それに対して出入筋という金銭・入会境等の民事訴訟がありました。この事件は吟味筋です。そして江戸での訴訟手続きは公事宿と呼ばれる、幕府が公認している宿に泊まってそこを根拠地にしてやらなければならない。差紙も勘定奉行から委託された公事宿馬喰町四丁目野屋惣左衛門が飛脚を使って送ってよこしたのですね。ところが縁故を求めたのか江戸での訴訟事務は山城屋弥市にお願いすることになります。

公事宿が使った飛脚のお金から始まって訴訟費用はすべて本来は当事者の永左衛門が負担しなければならぬです。この費用はこれ以降延々かかっていくわけです。江戸への旅費、滞在費、すべて本来永左衛門の家が負担しなければならぬ。でも負担できませんね。だから村の負担になるわけです。村の負担といっても、すぐお金を用意してあるわけじゃありませんから、名主たちが立替えてやる以外ないんです。で、この永左衛門一件というのは、無宿がらみの事件もさることながら、最後には二百四十両余もかかった大変厄介な大事件になったのです。

訴訟の経過を申し上げておきますと、当事者と差添の名主、取り調べが進むうちに召喚された村役人・組合・親類近所の関係者、常時五・六人が江戸に滞在して取調べを受けているわけです。このため前後三回江戸に行ってます。

一回が嘉永三年の三月から七月の初めまで、第二回目が同じ年の七月の終わりから十月の初めまで、最後に翌年の六月の約一ヶ月です。前後三回で延べ大体日数一人あたり二百日。二百日を五人滞在了たとすると、合計で千日ぐらい江戸に滞在了たことになります。一日滞在了しますと公事宿の公定の宿泊費が銀二・八匁です。その他にもいろんなことにかかるんですね。公事宿にはお風呂がないんですよ。銭湯に行くんですね。湯銭というのが八文、それから公事

宿は朝と夕しか食事が出ません。昼食は外でとらなきゃいけない。他に洗濯代とかいろいろかかります。

実はこれが判るのは、やむなく係わった名主の吟右衛門が、非常に細かい記録を残してくれたんですね。滞在了日記です。かかった費用については、克明に記録した。諸入用帳からです。

一回目は、生まれて始めて奉行と対面するのでそこから緊張しますが、それよりも大都市江戸の繁華な暮しに驚いたのでしよう。江戸を体験することになるんですよ。物珍しさを手伝ってか江戸の名所・神社・仏閣を次々と見学するんですね。馬喰町の公事宿には全国からこういう人々が集まっているんですよ。今日は両国、明日は浅草、五百羅漢のさざえ堂に上ったり、御霊屋の芝増上寺に驚き、泉岳寺へ行って四十七士の墓に詣でたり、山王の祭礼を見物したりしています。そのためか吟右衛門は遠眼鏡や、江戸の案内の本を買ったりしています。

この間の取り調べが毎日あるんじゃないんです。だいたい一ヶ月に二・三回しか勘定奉行に呼び出されなないんです。手続きは公事宿を通して全部やってくるわけです。一通りの江戸見物が終り暇をもてあましてくる。裁判の行方が心配になる。吟右衛門は奉行所から呼出しのない暇の時に法律の勉強をしているのです。第一回目滞在了の嘉永三年五月、

公事宿の主人・下代にお金を払って頼んだのでしよう。公事方御定書百三箇条を秘かに写しています。公的には見ること三奉行その他のごく一部にしか許されなかつた御定書を「秘密録」として筆写し持ちかえっているのです。それにしてもだんだんお金がかかつてきますから、何とか早くこれを解決しなければいけないと思うわけですよ。

公事宿は今でいう弁護士でしょう。公事専門に精通した下代といわれている連中がいます。しかし手続きにはそれぞれ訴訟費用の値段が決まっているわけです。で幕府は公事宿が不当に裁判を長引かせて、むやみにお金をかかるようにしているのではないかと、取締りの法令を出していません。例えばこの時も公事宿の下代に御馳走したりして、だいたい五両ぐらい使っていますよ。二回目に行つた時から、吟右衛門は事件関係者の処罰もさることながら訴訟が長引き、費用がかなりの嵩むことに危機意識を持つようになつてますね。

訴訟手続きと官官接待

そこで早くこれを解決したいと思つたんじゃないでしょうか。吟右衛門は江戸雉子橋に住む兄渡辺楷助に相談したのです。吟右衛門は下湯山家の当主で、名主を勤めていたわけですが、養子だつたんですね。実は富士郡の比

奈村（現富士市比奈）の渡辺という豪農の家の三男なんです。そこから彼は貰われて養子に来たんです。そしてその兄渡辺楷助という人物は、何と百姓身分にもかかわらず、幕府旗本の用人になつていたんです。

主人は本郷丹後守泰固という、当時役職が御側衆です。御側衆は、將軍の秘書的な役割をしてるわけですから、幕府の中枢に在ることになります。本郷泰固は五千石の自身の旗本です。後には加増されて一万石の若年寄になります。吟右衛門の兄はその用人だつたんです。

渡辺楷助のことが日記の中に「雉子橋」「雉子橋」という名称で頻繁に出てくるんですよ。「雉子橋へ参る」とか。雉子橋とは何かと思ひましてね。多分橋の名、地名だろうと推測しました。決め手は江戸の切絵図と武鑑です。江戸の基礎知識は切り絵図と武鑑から大体判ります。吟右衛門は武鑑を金一分で買つてるんですよ。また切絵図に近い町鑑も買つてます。武鑑で幕府の役人、大名については大体判ります。屋敷はどこか、当主は誰だとか、全部出てるわけです。いわゆる官員録ですね。また大名・旗本に勤めている陪臣の用人についても記載されています。渡辺楷助は御側衆本郷丹後守の「頭取」として名前がありました。

本郷丹後守泰固という大身の旗本は、雉子橋の住んでるんです。これを江戸の切絵図で確認したところ、雉子橋

は現在の神田小川町付近の江戸城外堀に架かる橋だと判りました。その雉子橋のすぐ側に屋敷を持つているんです。だから旗本でもエリートですね。幕閣でも相当の力を持つている。その用人に何と名主吟右衛門の実兄がいたんですね。

兄権助は本郷丹後守の屋敷内に家族ともども住んでいるのです。それで一回目の三月から六月の末までいたころには、よく遊びに行きまして、えらい御馳走になったり、江戸を案内されて、江戸三大祭の六月の山王祭には、わざわざ姫路藩酒井家屋敷が一番眺めがいいからと、そこへ連れていってもらって、そこで兄の家族ともども見せてもらったなんていう記事が日記に出てくるわけです。

しかし二回目の滞在頃から長引く訴訟は何とかならないかという相談になったんでしょう。兄の渡辺権助が言うのには、「お前のことならどうにでもしてやるが、しかし今回は、村のことじゃないか。まず領主と話をつけなければだめじゃないか」。そこで領主の久久保長門守との交渉に入ります。上屋敷が麻布にあり、御宿村を直接管轄する郡奉行を訪ね、吟右衛門は兄の渡辺権助と会ってほしいと郡奉行の本庄確左衛門にお願いします。そして柳橋の料亭梅川という所で会合を持ちます。もちろん、当事者の永左衛門も一緒です。

江戸はよく出来てましてね、公事宿のすぐそばには、官接待用の談合する場所があるんです。そして話が済んで、一杯やったあと、大川（今の墨田川）を逆上ると猿若町という芝居町があるんですね。芝居小屋に接待する。そしてもつと接待するとなれば吉原が待っている。そういう江戸の空間が、切絵図の中で見ていきますと浮かび上がってきます。

吟右衛門は詳しくはわかりませんが、領主の久久保長門守の郡奉行と話を付けたんですね。そしてこれから吟味を一手で握る勘定奉行と交渉に入ります。勘定奉行にどうお願いするかというと、またそこに介在する人物がいるんですね。

後に奏者番となる堀石見守（信州飯田一万七千石）の用人が登場します。柳田東助という人物を渡辺権助は紹介してくるんですよ。柳田東助が、勘定奉行池田播磨守の用人安井錦作という人物と話をします。こういうルートで裏から攻めていったんです。これは結構お金もかかったんですよ。接待費を含めて三十一両という金を投じています。二回目の滞在が終わって帰村の決まったところでお礼をするんですね。仲介者の柳田東助に五両、勘定奉行用人安井錦作に十五両です。この二人の人物についても、実在したことは武鑑と町鑑で証明できました。

訴訟費用の負担

嘉永四年六月、結局使った金が利息を含めて二百四十一両余という形で一件落着になるんですね。始まってから足掛け二年かかり、江戸滞在前後三回にわたっています。その後この二百四十一両余の永左衛門一件への出費が村にとって重大な問題となりました。

二百四十両の支出の明細を申し上げますと、名主吟右衛門が百三十二両、保三郎が四十一両、彦兵衛が十両、甚平が二十四両、村や組合が三十二両の立替えということになるわけです。この二百四十両をどういうふうにするかというわけで、いろいろと揉めたんですね。村内では決着がつかず、扱人が入って漸くまとまります。

領主から五十両拝借して、そして吟右衛門四十両、保三郎八両、彦兵衛・甚平三両、当事者永左衛門の親類・組合・近所が三十五両、村の郷林売り払い二十二両と負担しても、どうしても埋まらないものがあるわけです。これがだいたい七十五両、これをどうするかということで、村が揉めていくんですね。

その割り方、負担をめぐって、二つの方法があるんですね。一つは家ごとで割ること。軒割りの方法です。軒割りは考えようによってはいいんですけど、持てる者と持たざるものとが不公平になり反対が多いわけです。一番公平な

のは高割りという方法です。自分の持っている高に応じて負担するものです。本来幕府は訴訟費用は村負担で持高割にすべきと規定しています。しかしこの方法と両者の比率をめぐって揉めていくんですね。そして最後は扱人が入って総高割りをいくらか高い具合にして、この事件は落着くという形になっていくんですね。

一件落着と裁許

この無宿の第一の大きな事件は、さつき言いました関東の無宿の岩五郎たちと大場の久八たちの出入りです。関東の幸治郎たちについては、これは極刑が下ります。首謀者である幸治郎は引回しの上獄門に処せられました。御宿村が関わった事件は別件となり、権治郎一件として扱われしました。権治郎は、御宿村で惣藏を殺した大場の久八の一味として死罪になったのです。

ところで、不思議なことにこの事件の首魁とも言うべき関東の岩五郎（これはその後不明）、伊勢の丹波屋伝兵衛伊豆大場の久八は召し捕られることもなく、その後も博徒の親分として生き延びていくのです。どうも幕府が見逃して、逆に彼らを利用することにしたのではないかと思われまます。御宿村でいえば、最も責められてよいのは、惣藏を無断で泊めた源右衛門です。この当事者源右衛門は、無責任に

も出奔してしまつたのです。吟右衛門たちは、親の永左衛門の意を受けて出奔させた上に、帳外れにして、村とは無縁という形にして処理しようと考えたのでしよう。内々に交渉し、多分その線で納めようとしたのでしよう。

父親永左衛門は、届けも出さずに変死人を向西寺に埋めた、といつて急度叱り置かれ、そして本来源右衛門の一家を監視しなければならぬ親類・組合・近所は、結局いわれるままに隠そうとしたわけですから、過料錢三貫文の罰金です。甚平と吟右衛門の二人の名主は、監督責任を問われ、不埒に付き、名主の職を罷免され、過料錢五貫文の処罰になります。

その後の源右衛門

問題なのは出奔した源右衛門はその後どうなつたかについてということなんです。源右衛門らしきのが生きているんですね。

吟右衛門が滞在しているのは馬喰町二丁目の山城屋弥市という公事宿です。そこから兩國橋を渡りますと、今の墨田区に入ります。国技館のある両国から東が墨東といわれる所で、これは本所ですよ。江戸でいえば勿論場末に入つてくるわけです。江戸が発達するに従つて町が拡大し、本所辺りが下級の幕臣とか江戸に流れてきた人々の一種の溜

まり場みたいな町を形成していくんです。

源右衛門は本所柳原茅場町一丁目の家主忠兵衛長屋に住んでいるんです。日記によれば、吟右衛門は源右衛門をそこに訪ね、大変御馳走になつて帰つてきてるんです。名前を彦七と改めたと記しています。江戸時代の社会は、いとも簡単に無宿になり、江戸に流れ入れば江戸の懐が深いんです。名前を変えれば別人に生まれ代わつて生活できるんです。村役人は源右衛門が江戸に隠れ生きていることを知りながら面倒な訴訟に努力しているのです。勘定奉行その他の役人もうすうす知つています。

しかし永左衛門の家は潰れます。村に大変迷惑をかけたのですから当然といえば当然ですが、かかつた費用の弁済のために、家財他全部売り払つて村を出ます。本人が負担したのが親類その他が負担した三十数両の一部ですよ。村を離れたというとか寂寥感に襲われますけど、そういうことじゃなくて、すでに源右衛門は江戸へ出ていつて堂々と暮らしているのですからね。家族は江戸で十分生活を出来ていくようなことになつていたんじゃないかと思ひます。

江戸時代の柔構造

とりあえず、身分制度については、かなりソフトな考え方をしなければいけないんです。例の本郷丹後守用人の渡

辺樞助は、明らかに富士の比奈の渡辺家の出身です。農民身分であったことに間違いはない。本郷泰固の用人になっていること自体が非常に不思議です。身分間の移動があるということですが。

しかも江戸のいわゆる幕府や藩の社会を実際に運営してやっているのは用人といわれているような陪臣の家来層なんです。そういう人々は、決して出自がどうかとかこうだとかってということじゃなくて能力が問題です。御側衆の用人は、武士の出と違って世情に詳しいわけですから、その手先になって、実務を担当しているんでしょうね。当然用人層の間にいろんな駆け引きや連携、情報交換があつて、お互いに頼んだり頼まれたりということがあるんじゃないんでしょうか。だから先程言った武鑑は、そういう意味では、ちゃんと買い求めておいて、どこを叩けばどうなるのかを知る上で手掛かりになるものだったのです。

幕藩制社会には、私たちの知る公式の支配体制（組織）とは別に、こうした用人層を主力とする裏の流通大系が、贈答関係を媒介に内在していたのではないかと思われれます。この事件の経過に見られるように、現実はこの内実の支配運用組織によって、幕藩制社会の円滑な支配が支えられていたとも考えられるのです。

無宿のことについても一言申し上げておきます。江戸時

代は、源右衛門の場合で明らかであったように、いとも簡単に出奔し、無宿・帳外れになるのです。身分・身元の保障はなくなりませんが、一面では江戸でも出て気楽な暮しができたでしょう。江戸時代の刑法は、殺人等の重罪人は死刑や送島の刑罰にしますが、軽罪については、取調べが済めば門前払いとなつて再び社会の中に舞い戻ります。相当数の犯罪者としての予備軍を包み込んだ懐の深い社会だったのです。

江戸時代は従来言われていたような、身分制度にがっちり固められた暗黒で貧しい社会だけではなかったのです。嘉永二年（一八四九）に御宿村に起こった無宿がらみの一件から、幕末社会の一つの断面が見えてくるのではないのでしょうか。そしてここから浮かび上がってくる人々の繋がり、行動の中に、現在の日本に続く生活文化の様式が潜んでいたことが判ると思うのです。（スライド省略）

（たかはし さとし・国立歴史民俗博物館教授）

近世初期の村政について

—— 御宿村を事例として ——

柴 雅 房

はじめに

- 一 近世初期の御宿村村落構造
 - 二 慶安期以前の御宿村の政治
 - 三 慶安期以降の御宿村の政治
- 結びにかえて

はじめに

近世初期の裾野地域については関根省治氏による領主の政策面に重点を置いた研究¹⁾や佐藤隆氏・厚地淳司氏²⁾・静岡県芦湖水利組合³⁾などによる箱根用水開削とそれに先立つ新田開発についての分析がある。しかし近世村落が形成されるこの時期について、村内政治の動向、具体的に言えば村としての自治的なまとまりと秩序が形成されていく過程を

明らかにしようとしたものは少ない。裾野市内の御宿村は近世初期の農村構造を知る上での基礎的史料に加え、当時持ち上がった村方騒動に関わる史料が数多く残存している。本稿では近世初期の御宿村の農村構造とこの村方騒動を具体的に分析し、相互の関連性を探っていく作業を通じて先に述べた問題を明らかにしていきたいと考えている。すでに御宿村の村落構造については関根氏・佐藤氏の先行研究、村方騒動については佐藤氏の実証的分析があり、いづれからも多くの示唆を与えられた。

一 近世初期の御宿村村落構造

裾野市街は愛鷹山と箱根山に挟まれた黄瀬川流域に発達しているが、御宿村は市街の北部、黄瀬川の西岸に位置す

る。御宿の名はすでに戦国期の史料に現れることから当時までに村落として成立していたと見られる。家康支配下の天正一七（一五八九）年一月一日付の朱印状では「みしゆく組」とあるが、ここで言う「組」とは「村」に対しより小さい行政単位を指すものか複数村のまとまりを指すものかその実態は不明である。家康移封後の中村氏支配時代には重臣横田村詮の発給文書に「御宿村」とあり、行政的にも「村」として掌握されるようになっていたことがわかる。関ヶ原戦後の慶長九（一六〇四）年に沼津藩大久保氏の下で確認できる最初の検地が施行され、その後生産高の増大に応じて検地が行われ、元禄期に最終的な村高が確定されている。近世初頭の支配については不明な点もあるが、寛永九（一六三二）年には天領であり、以後宝永三（一七〇六）年まで天領。その後荻野山中藩領として幕末に至る。

御宿村の村高については表1にまとめた。慶長九年検地から延宝二（一六七四）年検地前までの表向きの村高は変わらないが、慶長九年検地で高請された荒畑分一町六反三畝二七歩（八石一斗九升五合）と永荒分七町八反九畝二二歩半（三九石四斗七升四合）が明暦期までに上ノ原新田等のかたちで再開発されているため実質的に村高はこの間四七石余増加している。上ノ原新田は御宿村の飛び地であり、

慶長九年以前に開発されたといわれているが慶長九年検地時には荒廃し、正保四（一六四七）年金沢村七左衛門によって再び開発されたものである。七左衛門の下で開発に携

表1 御宿村村高の変遷

実施年	村高	備考
慶長9 (1604)	176.215 ^(石)	沼津藩大久保氏検地
延宝2 (1674)	372.876	沼津代官野村彦太夫・諸星庄兵衛検地
貞享4 (1687)	380.254	沼津代官小長谷勘左衛門検地（地押）
元禄5 (1692)	384.167	沼津代官市野惣太夫検地（地押）
元禄10 (1697)	386.450	沼津代官内山七兵衛・大草太郎左衛門・野田三郎左衛門検地（地押）

わった者の多くは本村から独立して新田集落を形成。明暦三年の「役高名寄帳」では新田集落に居住する百姓の役高の総計を二九石余としている。よって増高分の四七石余から二九石余を除いた一八石余は主に本村百姓の持添新田と考えられる。さらにこの後、寛文期の深良用水の開通による水田化で、一九六石余が増加し、この分は延宝二年検地によつて高請された。

御宿村の戸口の変遷については表2・3にまとめた。慶長九年の検地帳の名請人が入作百姓らしき者も含め二五名であることを考えると、表2より明暦三年までに本村分の戸数が一定の増加を遂げたことが推定される。しかしその後は表3の戸数の変化を考え合わせても延宝二年まで本村分の戸数にあまり変化はみられない。しかし表3によるとこの間寛文期の人口は、新田分・本村分ともに着実に増加しており、戸数と人口の増加に乖離が認められる。このため本村の一戸あたりの人数は寛文二年に四・七人、五年が五・〇人、一一年が五・九人と増加を遂げている。以上のことより本村分の戸数は慶長九年より明暦三年にかけて一定の増加が見られるが、その後は停滞。しかしこの停滞期に人口の増加によつて一戸あたりの人数は着実に増加していると推定される。

御宿村百姓の階層構成については、関根氏による慶長九

表2 名寄帳にみる名請人数
(但し本村のみ)

年 代	人 数
明暦3 (1657)	32
万治3 (1660)	34
延宝2 (1674)	40

表3 宗門人別帳にみる戸数・人口
※()内は本村分

年 代	戸 数	人 口
寛文2 (1662)	46(35)	208 (163)
寛文5 (1665)	56(39)	270 (195)
寛文11(1671)	54(36)	307 (211)

年検地帳の分析が参考になる。氏は名請人ごとに等級別に田畑面積を集計し、その結果から村内の百姓の階層を以下の①～⑤に区分した。

- ① 三町以上を所有する宮内左衛門・助十郎の二大百姓
 - ② 屋敷地を名請し、六反以上を占有する百姓七名
 - ③ 五反以下であるが屋敷地を名請している百姓四名
 - ④ 一〇五反で屋敷地を持たない百姓七名(寺院を除く)
 - ⑤ 一筆しか名請しておらず名請地も一反未満の百姓四名
- 氏はこの中に入作百姓が混入している可能性を示し、それを除けば、村内の百姓数はかなり限定されるとしている。以上の結果を受けて私は村内には②のような家族労働を中

心に自立した「小農」と呼ぶべき経営と、①の百姓が直属の下人労働と③④⑤のような自立できない小百姓の労働力を擁して行う大規模経営が併存していたと考えている。関根氏は「宮内左衛門・助十郎の反別名請地は御宿村総反別の約四〇％に達し、その内訳も両者の上田占有率が約四一％に達するなど高品位田地の集中率も高い」と指摘しているが、こうした直営田に加え二大百姓に依存する③④⑤の小百姓の田畑を加えれば、この時期二大百姓の影響下にある田畑は自立した小農の経営する田畑の総計を上回ることになる。このことは直属の下人労働と隷属的小百姓の労働力を擁する大百姓が村内を経済的に支配していた状況を示している。

表4は御宿村本村分の百姓の階層構成の変遷を示したものである。それぞれが性格の異なる史料^⑩であることを配慮した上で以下のことが推定できる。慶長九年から明暦三年までの際立った変化は、二大百姓が依然として三〇石以上の持高を維持する中で、五〜一〇石の自立した経営を行う小農層が増大していることである。その具体例としては宮内左衛門家から分家した半右衛門・治左衛門が明暦三年の史料でそれぞれ五石二斗五升、七石四斗九升三合を高請していることがあげられる。その結果宮内左衛門・助十郎の二大百姓の持高の合計は明暦三年には村全体の三三％まで

表4 御宿村階層構成の変遷
(但し本村分のみ)

持高(石)	慶長9 (人)	明暦3 (人)	延宝2 (人)
30~	2	2	2
20~30	0	0	2
10~20	3	0	3
5~10	3	13	10
1~5	12	13	18
~1	5	4	5

※慶長9年は検地帳、明暦3年は役高名寄帳、延宝2年は名寄帳による

落ちた。これは二大百姓の村内に対する経済的支配力の後退を推測させる。次に明暦三年から延宝二年の間については階層構成自体に余り変化はなく、新たな小農自立も頭打ちの状態となっている。その一方で明暦三年の小農層の一部が持高を増加させたことが注目される。たとえば延宝二年段階でさきあげた半右衛門は二五石九斗六升九合、治左衛門は二四石八斗二升四合となっている。関根氏は延宝二年の名寄帳の各百姓の持高と寛文一年の宗門人別帳の家族構成を対応させた結果、一〇石以上の保有者全てが下人を使用した経営であることを指摘している。ゆえにこの時期の階層構成の変化の特徴は小農自立ではなく旧来の小農の一部が下人を擁する大規模経営に発展したことと言える。

以上分析してきた村高・戸口・百姓階層構成の変遷を相互に関連づけると次のことが指摘できる。慶長期には下人と隷屬的小百姓を擁する二大百姓と、家族労働を主体とする小農が併存し、前者が村内に強い経済的支配力を持っていた。しかしその後正保期以降の上ノ原新田の開発などから村高が増大、また大百姓の分割相続があり、これらの事情が小農自立を促した。そのため二大百姓の影響力は相対的に低下した。寛文期の深良用水開通は再び村高の増加をもたらしたが、この増加分は小農のあらたな創出にはつながらず、むしろ従来の小農を下人労働力を擁する大高持へと発展させた。

二 慶安期以前の御宿村の政治

御宿村に残る時代背景の明らかな最も古い史料は先にあげた家康朱印状と天正一八（一五九〇）年一月秀吉が小田原攻略の際して発布した「禁制」であるが、これらの史料の背景については正徳元（二七一）年七月一日に宮内左衛門家から領主役人に提出した文書の中で以下のように述べられている。

年久敷義ニ候得共私々五代以前宮内左衛門其節ハ身代も

相応ニ暮シ、殊ニ代々近村をも賄御用等相勤め候働も有之候ニ付、支配下之村へ御掟之手鏡ニ被為下置、勿論乱国之砌ニ而所々ニ悪堂多クニ付、任御下知ニ御朱印写シを認毫丈余り之竹ニはさみ人夫ニ為持馬ニ乗り郡中ヲ廻り申候由語伝承り候、尤其節之のりくら井弓槍等も所持罷有候

この史料によると当時宮内左衛門は領主より近隣村々の年貢徴収を任されており、さらに戦乱を背景とした武装化により在地土豪的性格を備えていたことが類推される。その後中村氏支配期の宮内左衛門の村方における立場を示すものとしては中村氏の重臣横田村詮より発給された以下の二通の文書がある。

急度申遣候、駿東内上田村肝煎之事、此前者新九郎と申者此村者候へ共、小百姓共いわく代之者申間、自今以後者御宿宮内左衛門、其村之肝煎ニ代度、如小百姓共のそミ候間、得其意候而宮内左衛門ニ上田村之公方役年々可申付候、為其如此候也

（慶長四年）亥八月廿日 内膳正村詮（花押）

宛名摩滅）

上田村之肝煎、自今以後者其方ニ可申付候間、可成其意候、御宿村ニ抱候田地者出作分ニ可仕候、為其如此候也
 (慶長四年) 亥九月廿九日 内膳正村詮(花押)

上田村

宮内左衛門

これによると宮内左衛門は当時隣村の上ヶ田村の肝煎役を命じられている。宮内左衛門家にはこの他慶長五年一月九日の横田村詮発給の御宿村宛文書も残っており、このことは宮内左衛門が御宿・上ヶ田両村の肝煎役を兼帯していたことを示している。以上の史料から宮内左衛門家は近世初頭より村役人としての地位にあったことがわかる。この後の名主(肝煎)役の変遷については諸史料より表5にまとめた。宮内左衛門はその後も肝煎(名主)役を占有し続け、それは長子式右衛門(後宮内左衛門を襲名)に世襲される。

正保五(一六四八)年名主の不正をめぐる村方騒動が勃発。以下の史料は正保五年四月一四日付で御宿村の百姓四名が名主宮内左衛門(式右衛門が改名したもの)の不正を沼津代官に訴えたものである。

表5 近世初期御宿村名主変遷図

(久蔵)	(右近)	
宮内左衛門	治左衛門	04 (慶長9) 「検地帳」下
式右衛門		11 (〃 16) 「下湯山系図」②下
理兵衛		16 (元和2) 「覚」(1月)下、「下湯山系図」②
		32 (寛永9) 「割付状」(11. 19)下
平左衛門	47 (正保4) 「手形之事」(1. 18)下	
	48 (慶安元) 「上湯山系図」②「御宿村検見案内帳」②下	
権兵衛	半右衛門	52 (〃 5) 「山論之事」(2. 24)下
		56 (明暦2) 「御尋二付以書付ヲ以申上候事」(2月)下
彦十郎	源左衛門	57 (〃 3) 「名寄帳」(3. 11)下
		60 (万治3) 「名寄帳」(1月)下
		62 (寛文2) 「宗門改帳」(11. 13)下
		65 (〃 5) 「宗門改帳」(1. 26)下
		70 (〃 10) 「御尋二付指上ヶ申口上書之事」(3月)下
		71 (〃 11) 「割付状」(10. 14)下
宮内左衛門	半右衛門	72 (〃 12) 「下湯山系図」②
		74 (延宝2) 「検地帳」(野村彦大夫手代文書)(3月)下
		75 (延宝3) 「割付状」(10. 晦)下、「御宿村寺社領之事」(3月)下
		77 (〃 4) 「指上ヶ申口上書之事」(11. 17)下
		78 (〃 6) 「名寄帳」上
		80 (〃 8) 「完渡申左野せき田之事」(2. 10)
		96 (元禄9) 「(元禄14. 12)覚」②下
		01 (元禄14) 「覚」(12. 23)下、「諸役諸入用割帳」(12月)下
		04 (宝永元) 「検見案内帳」(9月)下、「割付状」(8月)下
		07 (〃 4) 「名寄帳」上、「(正徳元)乍恐書付を以御訴訟申上候事」②下
		08 (〃 5) 「日記」下
		10 (〃 7) 「日記」下
		11 (〃 8) 「(訴状)」(2月)下、「御役所江申上候覚」(7. 1)上
		12 (正徳2) 「日記」下

※史料末尾「上」は湯山博氏所蔵文書「下」は湯山芳健氏所蔵文書による。②は2次史料。

(前欠)

明ル六月も高引申事罷成間敷と申候へ者訴人仕候かと申候ニ付指置申候、申之年より戌ノ年まで三ヶ年引申候高老人まいニ而何ほとかと小帳御座候間御尋次第指上ヶ可申候事

一 去年御改御座候時我々共右之引高荒間ニ立御檢地うけ申候所ニ、宮内左衛門手前三反式畝歩残し置申ニ付、反別名寄指上ヶ申時式反式畝十八歩あらわれ候而指上ヶ申候、残而老反老セ拾式歩ハ野屋敷數ヲ亥年之御指出しニ宮内左衛門下畑なミニいたし書上申候上ハ尔今隠田御座候事

一 跡々上畑式反三畝三步永荒ニ罷成御指出し仕候所ニ、亥ノ御改荒発帳ニ老反九七十三歩御座候、三七廿歩荒起帳ニのせ不申候間、是も宮内左衛門こんもう仕候かと存候事

一 永荒之内上ノ原新田ニ立申度由ニ而七左衛門戌ノ年より我々共ヲ頼ミ宮内左衛門方へさまノ申候得共合点不致候、彼七左衛門申様ニ上ノ原三拾九石余之永荒うけ取御役等仕候へ者郷中百姓之たすかり、殊ニ御公儀様へ御年貢かけ候も上り申儀ニ候間さまノ申候へとも、我々共申事一円きノ不申候上ハ掠 御公儀様ヲ申我かまノものニ而御座候、其上七左衛門御前様へ罷

出三拾九石余之御役儀可仕と申うけ只今新田ヲ立罷有

候へ者、我々共跡々申候儀美儀ニ罷成候御事

右之条々被為分ヶ聞召御勘定可被仰付候、以上

正保五年子ノ卯月十四日 御宿村 理兵衛

太郎兵衛

次左衛門

半右衛門

御代官様

訴状では宮内左衛門の不正の数々が列挙されている。前欠のためわかる範囲でその内容をまとめてみた。

① 不正に三年間年貢引を申請していた。

② 検地を受けた際、年貢引の高を「荒畑」として記帳されるべきところ、宮内左衛門は三反二畝歩分申請しなかったため、名寄帳作成時に二反二畝一八歩露見した。また残りの一反一畝一二歩は野屋敷となっているが、これを下畑として申請した。これは隠田の意図を持ったものである。

③ 上畑二反三畝三步が「永荒」となったにも関わらず「御改荒発帳」には一反九畝一三歩しか申請せず、残りの三畝二〇歩分が隠田となっている。

④ 上ノ原新田開発についての七左衛門の懇願に対して宮内左衛門が同意しなかったことは村、及び公儀の意向を無

視した行為である。

次の史料は宮内左衛門とその保証人と思われる者が事件の仲介に入った人々に対し提出したものである。

手形の口

一西ノ年長谷川藤右衛門様御代々戌之年まで田高七石壹斗式升隠田仕候ニ付而、去五月十口口口口只今迄籠舎仕候所ニ、何れも御訴訟に付而御代午ノ年々戌之年迄五年之御勘定相済我等儀者御預リニ被成籠舎御上ケ被成候儀過分至極ニ存候、此上少も申分無御座候、半右衛門・理兵衛・次左衛門・太郎兵衛四人之者ニも少も恨申間敷候、殊ニ郷中御年貢御役等何ニ而も万事勘定割り我等家ニ而手懸ケ仕間敷候、為後日手形如此候、

以上

慶安元年子ノ八月九日

御宿村 宮内左衛門印

三枚橋村 弥惣兵衛殿 葛山 佐右衛門殿

十郎兵衛殿

上ケ土 惣左衛門殿 大畑 九郎右衛門殿

千福村 文左衛門殿

文兵衛殿

上ケ田村 五兵衛殿

金 沢 半兵衛殿

これによると宮内左衛門は隠田の罪で現在まで「籠舎」の処分を受けていたが、五年間の隠田分の年貢納入が完了したため「籠舎」を解かれ「御預け」となったとのことである。文末には訴訟人の四人を恨まず、今後の年貢諸役等の割り付けを自家で行わない旨が誓約されている。このことは宮内左衛門が年貢の割当を従来独断で行っていたことを示している。史料に登場する四名の内理兵衛・太郎兵衛は組頭であり、半右衛門・治左衛門は宮内左衛門の弟にあたりさきに分家独立したものである。明暦三（一六五七）年の「役高名寄帳」（表6）によると理兵衛は助十郎の跡を継いだ村内最大の高持であり、半右衛門・治左衛門は新興の小農といえる。事件後宮内左衛門は名主を罷免され、代わって訴人の四人が名主に任命された。しかし太郎兵衛は「身体不罷成」（他史料では「無筆故」という理由でこれを断り最終的に理兵衛、半右衛門・治左衛門の三名が名主となった。理兵衛が名主に推された理由は大高持で伝統ある村役人の家系であったためと思われる、半右衛門・治左衛門の場合は宮内左衛門の家格を継ぐ者としての立場が尊重されたためと思われる。

この事件は史料から窺えるように年貢の割当を独断で行

うような宮内左衛門の長期にわたる専権に対し、名主に次ぐ立場の村役人層が反発。これに宗家争いの立場から半右衛門・治左衛門が荷担して発生したものとされる。さらにこうした目的の闘争には新興小農層の支援があったことが想像される。以上のように事件の本質は村内の権力闘争であり、その発生と成功の時期的背景には、先に触れたような当時の小農勢力の台頭とそれによる二大百姓、特に宮内左衛門家の村内における経済的支配力低下があると思われる。

三 慶安期以降の御宿村の政治

慶安期の名主隠田摘発事件後の村政のあり方を示す史料として、明暦三（一六五七）・万治三（一六六〇）年の「御宿村惣百姓役高名寄帳」がある。これによると村内の百姓は表6のように有力百姓の名を冠した五組（たとえば甚右衛門組）と新田に分けられている。五組に名を冠するものは先の理兵衛と同一人物と類推される平左衛門と半右衛門と治左衛門の名主三名に組頭の甚右衛門と身分不詳の孫兵衛である。各々の組は名を冠した村役人等を年貢諸役負担の責任者とするグループと考えられる。これは当時の村政が村役人を中心とした有力百姓によって責任を分担されたシステムによって運営されていたことを類推させる。更に

この時期の村政を示すものとして寛文一〇（一六七〇）年三月に治左衛門が代官に宛てた訴状が参考になる。

表6 明暦3 御宿村惣百姓役高名寄帳

		(石)	
◎甚右衛門	7.027	◎半右衛門	5.250
佐右衛門	3.476	宮内左衛門	30.813
甚兵衛	3.222	文右衛門	5.378
平十郎	6.562	忠兵衛	3.530
五郎兵衛	5.189	徳右衛門	3.297
長兵衛	2.220	平兵衛	1.280
組小計	27.696	組小計	49.548
◎孫兵衛	5.849	◎治左衛門	7.493
与左衛門	3.880	長左衛門	5.701
以兵衛	3.299	六右衛門	0.407
半兵衛	0.490	徳左衛門	7.005
七左衛門	1.190	九郎左衛門	4.160
久左衛門	0.998	彦右衛門	3.283
庄左衛門	7.375	九右衛門	6.030
五右衛門	2.176	八郎兵衛	6.364
組小計	25.257	弥右衛門	0.917
◎平左衛門	44.257	七郎右衛門	2.802
八郎右衛門	6.543	組小計	44.162
組小計	50.800	新田分	29.875
		総計	227.338

御尋ニ付差上ケ申口上書事

一御宿村立初りより之名主と申ハ拙者家ニ而御座候、先年ハ名主兩人ニ而御座候、拙者養父右近相役海野久蔵と申候、此久蔵悪事仕候故御公儀様より御禿シ御追放被遊候、就夫ニ実父宮内左衛門ヲ相役ニ取立申候、然所ニ養父右近不慮ニ病死仕候ニ付、拙者義ハ幼少ニ而身代持候義不罷成、右近分之田畑林諸事持添ニ仕、実父宮内左衛門一人名主ニ罷成候、其以後ハ私共も成人仕候間、養父右近之田地ヲ分ケ私相続仕候、半右衛門義ハ実父宮内左衛門勤来候神職請取申候、惣領宮内左衛門名主役受取申候、此宮内左衛門隠田仕候ニ付、名主御役御公儀様江被召上、私共三人ニ廿三年以前子ノ年名主御役被仰付候、拙者義ハ代々名主右近跡ヲ続候故本名主ニ御座候間、御判形被遊候御水帳拙者方へ御渡シ被下候而本名主ニ被仰付可被下候、半右衛門・権兵衛本名主願候而双論ニ及候得共、兩人共ニ新名主ニ御座候、此外代々之名主家脇ニ無之候間、御判形被遊候而本帳拙者方へ御渡シ可被下候、右之通少も偽り不申上候間、御尋之上委細口上ニ可申上候

寛文拾年 戌三月

御宿村

名主 次左衛門

御代官様

これによると当時三人の名主半右衛門・権兵衛・治左衛門の間に「本名主」をめぐる争論がおこっていたことがわかる。その中で治左衛門は自家が御宿村成立期の名主右近の直系であるため名主として最も正統であると主張している。右近の直系である理由は右近が治左衛門の養父にあたり、治左衛門がその身代を継承したからとのことである。そして治左衛門が「本名主」であることを公に示すため近く作成される「御判形被遊候御水帳」いわゆる検地帳の「本帳」の引き渡しを求めている。

三人名主制は名主の員数が多過ぎることからも世襲名主であった宮内左衛門の失脚に伴う暫定的な処置であったものと推測され、このため名主間の身分秩序を明らかにし、恒久的な村落秩序を形成しようとの動きが早くから存在していたと思われる。こうした動きが名主としての正統性をめぐる先の争論に発展していったと推測される。この争論に決着をつけたのは以下の証文である。

証文之事

一源左衛門義ハ御宿村開□□より以来代々本名家ニ御座候間、此度も本水帳預ケ申候、惣而諸書本文之義ハ可致所持、相役半右衛門・権兵衛兩人ハ写シ可持者也

野村彦大夫代

延宝二年寅之三月

平田三郎左衛門印

御宿村

名主中

この史料から延宝二（一六七四）年に治左衛門の子源左衛門が代官より「本名主」と認められ、その証拠として検地帳の本帳が預けられたことがわかる。これによって争論にはひとまず決着がついた。しかしこの結果は同時に村内の対立が領主の介入なしでは決着がつかなかったことを示しており、新たな秩序作りが容易ではなかった村内の事情を伝えている。

この時期の村政を考える上で、「本名主」をめぐる争論と並んで注目されるのが、延宝期頃より諸文書に登場する「長百姓」と呼ばれる一群の百姓の存在である。以下当時の諸史料から長百姓の村内における立場、村政に占める地位について考察したい。延宝二年三月に検地の資料として村方より提出された「御宿村寺社領之事」と称される村内寺社領の一覧がある。この文書は同一の内容で差出人の記載の異なるものが二通存在しており、一方の差出人が「名主・組頭・長百姓」となっているのに対し、もう一方は具体的人名が連記してある。この史料から長百姓が名主・組頭に

次いで村方を代表する地位であったことがわかると共に、当時長百姓と呼ばれた百姓の具体名を知ることができる。当時の長百姓は宮内左衛門・庄左衛門・八左衛門・忠兵衛・文右衛門・金左衛門・惣兵衛・伊左衛門の八名であった。八名の内金左衛門と忠兵衛は名主・組頭と並んで延宝期の検地の案内人にも名を連ねている。さらに延宝二年の名寄帳と寛文一一年の五人組帳を組み合わせた表7によって長百姓の経済的地位を見ていくと、長百姓は村内でも富裕な階層にあたり、しかも五人組頭の全てを占めていることがわかる。

以上のような長百姓の性格に加え、五人組頭の村政における機能については宝永期より正徳期に書かれた当時の五人組頭安右衛門の日記¹⁶がより多くの示唆を与えてくれる。安右衛門は源左衛門の子であり、日記は宝永五（一七〇八）年・正徳三（一七一三）年・同五年の一部分と宝永七年・正徳二年・享保一三（一七二八）年の一年分が残存している。日記は村の公的活動全般の記録ともいえるもので、五人組頭としての安右衛門自身の行動はもとより名主・組頭はじめ村の諸役人の動きも記されている。これは安右衛門が当時の名主式右衛門・半右衛門と縁戚関係にあったからであるとともなう。安右衛門と両名主間に名主役をめぐる対立が存在しており、安右衛門が名主の活動を記録し、監視し

表7 寛文11年五人組帳(延宝2年名寄帳)

※◎は五人組頭、下線は長百姓

	(石)	◎忠兵衛	4.228
◎宮内左衛門	30.183	徳左衛門	4.820
伊左衛門	16.914	平左衛門	4.519
伝兵衛	7.115	小右衛門	4.392
甚兵衛		平兵衛	5.386
権左衛門	7.022	◎金左衛門	6.196
◎八左衛門	7.192	次郎右衛門	1.779
八郎兵衛	(記載なし)	七郎兵衛	0.951
九右衛門	(記載なし)	彦右衛門	
弥兵衛	1.180	七兵衛	(新田分)
与三右衛門	12.199	忠兵衛	(新田分)
◎甚右衛門(組頭)	9.513	彦兵衛	(新田分)
惣兵衛	15.865	新兵衛	(新田分)
金兵衛		新作兵衛	(新田分)
五郎兵衛	8.228	八左衛門	(新田分)
与右衛門	4.558	角兵衛	(新田分)
◎文右衛門	7.559	与兵衛	(新田分)
九郎左衛門	0.755	庄兵衛	(新田分)
長左衛門	8.320	助左衛門	(新田分)
徳右衛門	4.820	勘右衛門	(新田分)
勘兵衛		徳右衛門	(新田分)
◎庄左衛門	9.821	五人組外	
太郎左衛門	3.946	七左衛門(上ノ原)	(新田分)
源二郎	2.314	半右衛門(名主)	25.969
三左衛門		権兵衛(名主)	43.921
		治左衛門(名主)	24.824

ようにする意志を持っていたためと思われる。表8は日記に現れた村の公的活動を関係者・場所の点から整理したも

のである。村内の諸役職・諸身分が村政、特に村としての意志決定にどのように関わっていたかを知ることができる。表8によると名主は代官や奉行に村方を代表して接触し、その命令を村内に伝達・執行するとともに、村方の意志を上申する立場にある。このような渉外活動に加えて五人組頭との寄合を主宰している。組頭は基本的に渉外における名主の補佐である。五人組頭は名主宅で行われる寄合に参加し、民事・刑事に関わらず村の諸問題を協議している。さらに名主からの伝達事務を組内の一般の百姓へ中継している。長百姓は名主・組頭に続く村を代表する立場で渉外業務を行ったり諸事について名主と協議を行ったりしている。一般の百姓は諸帳簿の押印や名主からの一方的指示を受けるなどあくまで受動的立場に留まっている。以上よりわかることは村政の基本的意志決定機関は名主・組頭と五人組頭の寄合あるいは村役人と長百姓との協議であり、このことは村役人と長百姓によって村政が実質的に運営されていることを示している。

表8 「安右衛門日記」に見る村内の動き

①宝永5年分（1月～5月）

関係者	場所・行き先	内 容
名主	江戸 沼津 松永陣屋	水論関係（2.20～4.10、5.1～） 米払い（2.6） （3.29）
名主・組頭	松永陣屋	（2.18）、（1.29）
名主・五人組頭・大高の者	名主（半右衛門）宅	貨幣改鋳申渡し（2.16）

②宝永7年分（1月～宝永8. 1. 3）

関係者	場所・行き先	内 容
名主	酒匂役所 松永陣屋 古奈陣屋 江戸 検見奉行	大野原新畑訴訟（8.23） 年始（1.2）、（2.7）、（3.18）、（5.10）、 （5.29）、（7.1）、（7.24）、（8.3）、（8.17） 検見前不作につき注進（閏8.14）、 （閏8.19）、宗門人別帳提出（9.11）、 （10.2）三分一銀納入（12.6） 年始（1.4）、（2.30） （2.23～） 接待（8.23）
名主・組頭	松永陣屋 巡見奉行	（6.16）、（7.11） 接待（3.22）
組頭	松永陣屋	（6.1）
名主・五人組頭	名主宅	夫食米等下賜の訴状提出決定（1.11）、 不埒百姓処置相談（3.3）、御拝借金に つき組子への連絡（3.26）、大野原入会 争論につき相談（6.29）、念仏初め延期 の相談・猪防ぎにつき相談（8.16）
名主・組頭・長百姓	検見奉行・松永陣屋	庄兵衛堀埋め立てをめぐる争論につき （5.晦、閏8.24、12.26、12.29）
寺方	松永陣屋	処罰者赦免願（9.20、10.4、10.15、 11.23）
寺方・名主	松永陣屋	処罰者赦免の礼・歳暮（12.28）
村中	名主宅	領主からの拝借金につき判形（3.晦）

③正徳2年分

関係者	場所・行き先	内容
名主	松永陣屋 江戸	(2.28)、御用金につき伺い(5.1)、(5.29)、八朔祝儀(7.29)、(9.26)、宗門改提出(10.3) 五千石惣代年礼(1.7~1.17)
名主・組頭	松永陣屋	年礼(1.2)、巡見奉行接待(9.15)、御用金拝借預り主に(10.4)
名主・五人組頭(頭百姓)	名主(半右衛門)宅	領主布告の伝達と御用金割当につき組子からの判形取り(3.8)、御用金徴収につき相談(4.24)、処罰者監視割当(11.19)
名主・組頭・五人組	松永陣屋	処罰者連行・説得・監視(9.24~11月)
名主・組頭・長百姓		御用金の借用(1.28、1.29)、検見奉行接待(9.11)
村中	名主(半右衛門)宅	人別宗門・五人組判形(9.19)

④正徳3年分(4.26~12月)

関係者	場所・行き先	内容
名主	検見奉行	検見案内(6.16)、内検見(8.16)
名主・五人組頭(頭百姓)	名主(半右衛門)宅	村入用組切未進につき(5.13)、御用金工面につき相談(6.9)、宗門人別組切に改出しとの指示(6.9)
名主・組頭・寺方	松永陣屋	宗門人別判形持参(9.10)
村中	名主宅	宗門人別五人組改帳判形(9.6)、領主定書判形(9.22、10.22)、割付状判形(11月初旬)

⑤正徳5年分(3.23~12月)

関係者	場所・行き先	内 容
名主	松永陣屋 検見奉行	割付状取り(10.26) 接待(9.15)
名主・組頭	松永陣屋	犯罪者の処置につき(5.27)、殿様御袋様 遠行につき召寄(12.4)
名主・組頭・寺方	松永陣屋	宗門改提出(10.5)
名主・五人組頭(頭百姓)	名主(半右衛門)宅	公儀よりの触書組子への通知(5.27)、堂 守来訪に付地藏堂整備との組子への指示 (9.21)
名主・長百姓	名主(半右衛門)宅	ねずみが田畑を荒らすについての処置 相談(6.13)、犯罪者処置の相談(5.3、 5.22)
村中	名主(式右衛門)宅 郷倉	盗人入込みにつき注意・五人組人別宗門 改め帳判形(10.1)、(6.14) 年貢皆済(12月)

⑥享保13年分

関係者	場所・行き先	内 容
名主	松永陣屋	年始(1.2)
名主・寺方	松永陣屋	宗門改提出(10.5)
名主・組頭・長百姓	名主(半右衛門)宅	麦打ち・俵切り・茶摘み賃等決め(5.25、 10.17)、猪防ぎの設置について相談 (7.25)
村中	名主(式右衛門)宅	田畑作等穂物盗人あるにつき連判(8.8、 10.1)宗門改め判形(9.28)

結びにかえて

以上御宿村の村政のあり方を慶安期に起こった名主隠田摘発事件を中心に見てきた。ここで言う村政のあり方とは主に村内に関わる諸問題に対する村としての意志決定のプロセスを指す。近世初頭以来御宿村では宮内左衛門家による名主世襲と村政の独占が行われてきた。しかし事件を契機にその体制は崩れた。事件の背景には宮内左衛門による村政独占に対する有力百姓の村政参入の欲求があったと思われる。事件後の村政は村役人と「長百姓」層によって運営されており、これは有力農民の村政への参加が実現したことを意味している。事件後擁立された三人の名主の間では「本名主」をめぐる争論が起こるが、これは宮内左衛門を中心とした村の旧来の秩序に代わる新たな秩序を創出する過程での混乱を意味している。ところで有力農民は村政への参加を果たしたが、それ以下の階層の農民は依然として村政への参加を妨げられていた。このことから事件後の村政は名主個人に代わる有力農民によって新たに独占されたものにとらえることもできる。

以上述べてきた慶安期の事件を契機とする村政の変化の背景には農民の階層構成の変化があったと思われる。近世初頭には宮内左衛門ら二大百姓が下人や小農民を擁する大

規模な経営を行い経済的にも村を支配していた。これは宮内左衛門の村政独占に反映されていたと推定される。しかしその後の御宿村では新田開発が進展し、小農が創出された。これに伴い二大百姓の支配力は相対的に低下する。慶安期の事件はまさにこうした状況が政治に反映されたものと推定することができる。その後小農自立は頭打ちとなり、むしろ旧来の小農の一部が経営を拡大した。事件後に村政を独占したのはこうした有力百姓であったと考えられる。

註

(1) 『近世初期幕領支配の研究』、「近世初期徳川検地と東駿河」(『裾野市史研究』創刊号)等があり、御宿村の事例研究が掲載されている。

(2) 『箱根用水史』五九〇六九頁に御宿新田の分析、八二〇一〇〇頁に御宿村の村制と支配に関する詳細な分析が掲載されている。

(3) 「元締衆の深良用水開削事業撤退の背景―資金回収と用水管理を中心に―」(『裾野市史研究』第七号)。

(4) 『深良用水の沿革』。

(5) 葛山氏元の弟で武田氏に仕えた御宿監物が、天正八年(一五八〇)に家督を若丸に譲った書状に御宿の名が見える。(『御殿場市史』第八卷)

- (6) 裾野市御宿湯山博氏所蔵文書。
- (7) 註(6)と同じ。
- (8) 裾野市御宿湯山芳健氏所蔵文書による。以下本稿所収の史料は特に註のない場合同氏所蔵文書である。
- (9) 註(1)『裾野市史研究』創刊号六八〜七五頁。
- (10) 慶長九年分の情報は註(9)七二頁表の関根氏分析データに手を加えたものである。
- (11) 註(1)『近世初期幕領支配の研究』一二八〜一三三頁。
- (12) 裾野市御宿湯山悦氏所蔵文政九年三月「御宿村宮内左衛門所持書物写留并湯山半右衛門所持書物之類写」中に所収。現文書は本来宮内左衛門家に所蔵されていたものと思われるが現存していない。
- (13) 註(6)と同じ。
- (14) 註(6)と同じ。
- (15) 註(6)と同じ。
- (16) 「湯山安右衛門日記」(『裾野市史資料叢書1』)に宝永五・七年分と正徳二年分が所収されている。
- (しば まさふさ・調査委員・県立中央図書館)

戦時体制下の初等教育

西川 尚 男

はじめに

- (1) 静岡県における初等教育教員の教化政策とその実態
 - (2) 代用教員の増加
 - (3) 勤労奉仕作業
- おわりに

はじめに

満州事変を契機に軍国主義の道を歩み始めた我が国は、昭和十二年七月の日中戦争、昭和十六年十二月の太平洋戦争と国内の貧弱な生産能力にもかかわらず戦争を拡大していった。戦時色の悪化に伴い、その都度頻繁にだされる法令に教師も即応していかねばならず国、県、市町村、校内の研修会、講習会が活発に行われた。昭和十六年四月、小学校が国民学校にかわり、「皇国民の基礎的錬成」の場となつ

た。戦局の悪化に伴い学校教育も本来の機能を失っていったが、教師は国策の忠実な代弁者であることが求められた。教師たちは伝統的に培われた教職観と国策によって「国定教師」の枠から出ることが許されなかった。しかし政府・軍部の政策と現実の児童や地域の人々の生活の間で板ばさみになって苦悩している教師も多かった。郷土教育から綴方教育に活路を見出だした教師もその中のひとりといえる。今回は静岡県における初等教育教員に対する教化政策とその実態、国策の下での初等教育について論じることとする。

(1) 静岡県における初等教育教員の教化政策とその実態

静岡県では昭和八年十一月、沼津で行われた「思想問題講習会」から、小学校教師の思想の統一への動きが活発に

なった。昭和十年十一月からは国民精神文化長期講習会、国民精神文化短期講習会が開催された。長期講習会では清水市清見寺、短期講習会では静岡師範学校が会場となることが多かった。また県の学務では昭和七年八月十八日、「思想問題ニ関スル図書ノ選定ニ関スル件」として次の内容を通知している。

思想問題ニ関シ健全ナル知識ヲ修得シ適正ナル判断力ヲ養フハ目下ノ時勢ニ鑑ミ極メテ必要ニシテ之カ為ニハ広ク現下ノ思想問題ニ関シ適切ナル知識ヲ與フル図書ヲ選択利用スルヲ以テ最モ肝要ト認メラルヲ以テ今回文部省ニ於テ政治経済、哲学倫理、歴史其他思想問題、社会問題ニ関スル学生、生徒並ニ其ノ指導訓育ニ当ル者ニ対シ穩健中正ナル思想ノ涵養上又ハ指導訓育上資スル所アリト認メラルモノヲ選定シ其ノ書名、著作者、発行年月日、発行所、定価等隨時通知可有之事ニ相定メ候趣ニ付テハ自今其ノ都度通知可致候條教職員其ノ内容程度等ヲ考量シ適當ニ之ヲ利用相成候様致度¹

これよつて順次、「選定図書」を教職員に紹介した。昭和七年八月から昭和十四年十一月までの選定図書を資料Ⅰ「選定図書一覧表」として示した。昭和十二年七月、思想

局が廃止され、教学局になつてからは「教学局推薦」となつた。選定図書は日本の古典から「行」と「形」を選び、日本人のもつ精神性についてのものが多く、著作者の多くは日本精神派とよばれた学者、教学局の参与、国民精神文化研究所員であつた。

昭和九年からは「国民生活建て直し講習会」が行われていた。これは、小笠郡掛川町の大日本報徳社と静岡県、中央教化団体連合会の三者共催、内務省後援で報徳仕法によつて町村振興を図ろうとするものであつた。全国から講習生を募集し、県内の小学校教師も参加し、昭和十三年五月まで計十四回、催された。そして以後、「国民精神総動員報徳式指導者講習会」にかわつていった。この講習会は国民精神総動員本部が共催とし加わり、選抜された教職員、視学が参加した。このように国民精神総動員体制下で報徳思想は再評価され、学校教育でもこの思想は強調された。昭和十一年は二宮尊徳翁生誕一五〇周年にあつたので、県下の小学校には二宮尊徳像がつくられ、尊徳像を中心に報徳行事が行われた。昭和十三年度の静岡県教育計画で小学校教師対象の講習会は資料Ⅱのようであつた。また教育勅語下賜五十周年記念行事として、教職員修養道場建設要項が決定した。

「皇基二六〇〇年並教育勅語渙発五十周年記念事業とし

資料 I

昭和11年 5月23日			
書名	著者	発行年月日	発行所
国家理想としての四十八願	金子 大榮	昭. 9. 11. 23	日本文化協會出版部
佛教倫理	馬場 文翁	昭. 9. 11. 23	目黒書店
道元の研究	秋山 範二	昭. 9. 11. 23	岩波書店
續日本精神史研究	和辻 哲郎	昭. 10. 9. 25	岩波書店
風土人間学的考察	和辻 哲郎	昭. 4. 7. 25	岩波書店
昭和12年 3月11日			
書名	著者	発行年月日	発行所
聖徳太子ノ信仰思想と日本文化創業	黒上正一郎	昭. 10. 7. 21	第一高等学校昭信会
日本精神と我が国土	寺田 貞夫	昭. 10. 10. 29	古今書院
支那思想史	武内 義雄	昭. 11. 5. 5	岩波書店
昭和12年 8月5日			
書名	著者	発行年月日	発行所
日本教育の理念	吉田 熊次	昭. 11. 9. 30	北海出版社
自然と人	橋田 邦彦	昭. 11. 11. 10	人文書院
萬葉集に現れたる日本精神	久松 潜一	昭. 12. 1. 27	至文堂
倫理学(上巻)	和辻 哲郎	昭. 12. 4. 30	岩波書店
(教学局推薦図書紹介) 昭和14年 4月15日			
書名	著者	発行年月日	発行所
勤労教育の理論と方法	大倉 邦彦	昭. 13. 10. 20	三省堂
國語尊重の根本義	山田 孝雄	昭. 13. 11. 3	白水社
人格と人類性	和辻 哲郎	昭. 13. 11. 30	岩波書店
文化類型學	高山 岩男	昭. 14. 2. 11	弘文堂書房
(教学局推薦図書紹介) 昭和14年 8月24日			
書名	著者	発行年月日	発行所
日本教育原論	福島 政雄	昭. 14. 2. 11	藤井書店
佛教の諸問題	金子 大榮	昭. 14. 2. 11	岩波書店
知と行	紀平 正美	昭. 14. 2. 11	弘文堂
(教学局推薦図書紹介) 昭和14年11月2日			
書名	著者	発行年月日	発行所
國語學新講	東條 操	昭. 12. 5. 19	刀江書院
正法眼蔵の哲学私観	田辺 元	昭. 14. 5. 25	岩波書店

(『静岡県公報』昭和7年8月～昭和14年11月より作成)

選定図書一覧表

(昭和7年～昭和14年)

昭和7年8月18日			
書名	著者	発行年月日	発行所
国体と倫理	吉田 熊次	大.14.10.13	富山房
道徳の理論と実際	吉田 静致	昭.4.10.5	實文館
日本思論の研究	補永 茂助	昭.6.4.1	教育研究会
日本文化史	笹川 種郎	昭.6.10.28	雄風館書房
教育と道徳	西晋 一郎	昭.7.3.15	大村書店
マルキシズムの哲学的批判	河合 貞一	昭.7.3.25	青年教育普及會
昭和8年10月7日			
書名	著者	発行年月日	発行所
国学発達史	清原 貞雄	昭.2.11.25	大鐙閣
日本倫理思想ノ系統	補永 茂助	昭.4.5.5	天地書房
国民道徳講話	西晋 一郎	昭.7.6.10	藤井書店
国史学ノ骨髓	平泉 澄	昭.7.9.18	至文堂
帝国読本	東郷平八郎	昭.7.10.1	實業之日本社
	(小笠原長生編註)		
武士道概説	田中 義能	昭.7.10.17	日本學術研究会
国民道徳論概要	亘理章三郎	昭.7.10.30	大成書院
皇国体ノ大義	渡邊 八郎	昭.8.1.20	春陽堂
昭和9年1月30日			
書名	著者	発行年月日	発行所
建国の精神と建国史観	亘理章三郎	昭.4.7.25	大成書院
古代日本精神文化の研究	大西 貞治	昭.6.11.12	至文堂
纂説日本思想史	補永 茂助	昭.8.3.18	教育研究会
人間学と国民教育	近藤 壽治	昭.8.4.21	實文館
日本精神の哲学	蘆田 正喜	昭.8.6.21	駉々堂書店
マルクス死後五十年	小泉 信三	昭.8.7.7	改造社
日本精神読本	伊藤千眞三	昭.4.7.25	東洋書院
昭和10年6月4日			
書名	著者	発行年月日	発行所
歸依と行善	金子 大榮	昭.6.2.1	萌文社
神ながらの道	寛 克彦	昭.9.8.31	岩波書店
日本精神と儒教	諸橋 鞅次	昭.9.10.28	帝國漢學普及會
教育学説と我が国民精神	吉田 熊次	昭.9.11.23	目黒書店

昭和13年度の静岡県教育計画で小学校教師対象の講習会

小学校長修養講習会 精神修養を主目的として1週間共同宿泊講習会をなす。1回40名宛て年2回、会場は之を定む。

国民精神文化長期講習会 教育者をして団体、日本精神の真義を体得せしむると共に教育の本旨に関し深き省察を遂げしめ、又中正健全なる態度の下に時勢に鑑み必要なる見識を養はしめ、以て真に人の師表たり得る教育者を養成し教育の刷新に貢献せしめんが為、文部省と共同主催を以て本講習会を開設し、訓導40名を選抜して4週間共同宿泊講習会をなす。

国民精神文化短期講習会 教育者をして団体、日本精神の本義に徹底せしめ、中正健全なる思想を養ひ、教育者として確固たる信念の下に教育に従はしめ、其の刷新興隆に寄與せんが為、国民精神文化長期開催期中4日間短期講習会を開催し、学校長及職員中1校1名以上出席受講せしむ。

尋正養成講習会 静岡男女師範学校に尋正養成講習会を開設し、中等学校卒業者(専検合格者を含む)にして受講希望者中より男女各々50名を選抜入所せしめ、3ヶ月間之を教育す。年2回。第1回自7月至9月 第2回自10月至12月

学力補充講習会 師範学校卒業後5年乃至10年勤続者中より優秀なる者男100名、女50名を指名し、3師範学校に20日間の夏期講習会を開設す。

教科講習会 本年度に於ては小学校令施行規則改正に伴ひ其の趣旨を徹底をはかる為、算術講習会を東、中、西3ヶ所に各1日宛開催し、当該郡市教員1校1名以上必ず出席受講せしむ。

体操科講習会 体育の向上と技術の修練とを目的として、県下各都市(本年度は引佐、磐田、志太、田方、駿東)に体操科講習会を開催し、当該郡市教員1校1名以上を必ず出席せしむ。

学校衛生講習会 各郡市学校衛生会と連絡して各郡市每学校看護婦並に衛生主任職員を集め、学校衛生一般に付講習す。講師本県学校衛生技師。

国民精神総動員講習会 県下を東、中、西の3部に区分し、職員をして1校1名以上を必ず出席せしめ、3師範学校を会場として同校々長を講師として国民精神総動員に関する1日講習をなす。

て靈峰富士の嶽麓に地を相して、教育の修養道場を建設し、山靈の気を吸ひ、八紘一宇の建国精神に鮮り、確乎不動の教育勅語の精神を体認し、嶽南三州の教育振興に寄與する所あらんとし、之を第六十三回評議会に附議して満場の賛成を得た。」²とあり、昭和十四年五月、教職員の修養道場が完成しその名称を「富士道場」とし、八月六日から十日までの五日間、第一回富士農場夏期講習会が実施され、六十二名の小学校教員が参加した。県学務部長刀禰有秋は「静岡県の教育」として以下のように書いている。

第一に教職員の修養道場の建設であります。第二は本年九月二十三日より六日間富士山麓御殿場在の玉穂村と言ふ所にあります樂山荘に於て小学校校長五十名の修養講習会を開催したことであります。斯道の權威の方を講師として其の薰陶を受けしめたのであります。第三は去る十月二十三日より四週間文部省との共同主催の下に静岡市にありませう舊御用邸及浅間神社の一部を会場と致しまして開催致しました、国民精神文化講習であります。国体の本義を中心とした講習を致しつゝあるのであります。講習生は単なる受講のみに止まることなく、毎朝未明に起き出で、賤機山頂に於て遥東天を拝して聖壽の無窮と国運の隆昌を祈ると共に、浅間神社の清掃奉仕作業、又舊御用邸の清掃奉仕

を致し、聖なる域に於て日々行に努め以て□□□□□□国体の本義に関する講習会を屢々開催致し、本県全教員一人残らずに□□□□□□するまで之を続けて行い□□□□□□。尚其他視学委員会制度の活用、文部省編纂の『国体の本義』の輪読、研究の奨励、学科研究協議会の開催、懇談会等に依りまして教育の根本を明らかにする努力を重ねて居ります。³

「富士道場」は敷地一二〇〇坪を借用し、約三〇〇坪の道場を開設し、教職員の心身の鍛練、智徳の研磨の場とした。ここは青年団やその他の団体にも利用されたがそこでの教育形態は禅宗を利用した「修養」のかたちがとられた。昭和十六年四月一日、国民学校制度が実施され小学校が国民学校にかわつた。国民学校令第一条にはその目的を「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」と定めている。「皇国ノ道」と「鍊成」が国民学校の教育理念となつた。教育審議会の答申に基づく国民学校制度は政府・文部省だけでなく、教育学者らの意見にも支えられた。東京女高師教授倉沢剛、青山高等師範教授草場弘はそれぞれ次のように述べている。

在来の教育学は、もつぱら欧米文献の翻訳的労作に終始

し、教育のことをひたすら欧米の思惟形式にしたがつて探求し、そして皇国の国体と国史と国民性とに育まれた、日本独自の教育理念と錬成方式とは、ほとんど一顧だに與へないといふ実情であつた。このやうな卑屈なる隸属的態度はすみやかに一擲し、欧米教育学者の教育思想に対しては、あくまで自主的・批判的態度をもつて臨むとともに、真摯なる熱意をもつてわが国固有の教育精神と、皇国独自の錬成方式とを探究し、比類なきわが国体にはぐくまれ、われわれの古人先哲が身をもつて遺し教えた教育理念と様式と意欲とを探究し、真に日本的な伝統の正風を恢復すべきであらう。

菊作るには菊作りの独自の方法があり、バラを作るに亦独自の方法がある。凡ゆる物の生成創造育成には各それ独自の方法がある。アメリカ的方法で日本人が創られる理由はない。ドイツ的方法によつて大和魂が生まれる所以がない。真の日本人たる日本精神の体現者は日本的方法によつてのみ育成される。それが自然の理である。

当時のほとんどの教育学者は「臣道実践の教育」、「国民学校制定の歴史的意義」、「国民学校・錬成の信行」など国民学校の発足を積極的に支持した。「教学聖旨」の「小学条

目二件」の中に、「仁義忠孝ノ心ハ皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ」とあるが、国民学校教育は「皇国ノ道」に則つた児童の感化・教化にあつた。また次に示すように教職員の組織への強化も図られた。

国民学校ノ職員中新ニ教頭ヲ置クノ制ヲ定メ学校長及教頭ハ訓導ヨリ之ヲ補スルコトトセリ蓋シ国民学校ニ在リテハ多面的ナル教育ノ内容及施設ヲ全一的ニ統合スル必要一層切ナルモノアリ……（中略）……多数職員ノ監督強化スルタメ学校長ヲ輔佐シテ克ク校務ノ統整ニ当タラシムルノ必要アリコレ教頭ノ制ヲ定メル所以ナリ

教頭を置くことにより職階制が明確化し、管理体制を固めた。一方、教育方法や教育課程には児童本位の進歩的なものがみられ、理科では「科学的精神」、「合理創造の精神」が強調された。しかし、「錬成」と「合理的精神」は相矛盾し、結局は「錬成」の「非合理」が押し通されることになつた。教師たちには新制度に対して様々な戸惑いがあつた。教育週報社の為藤五郎は「国民学校教育の精神の履き違ひ」として次のように述べている。

国民学校の実践が始められて殆ど五ヶ月になる。その実

踐ぶりを实地に視察した人々の批評を聞いて見るといろいろある。……（中略）……その一例として『鍊成』の問題がとり上げられて居る。……（中略）……その鍊成の『鍊』が金篇の文字なので鐵を練り磨くやうにうんと手ひどくやらなければならぬといふ譯で、兒童の心身の発達も顧みずビシビシと練って居るものがそこゝにあるさうだ。更にひどいものになると、口頭で訓戒してもすまされる所をともしると手に訴える。さうしてうち固めるのが鍊成の本義であるかのやうに解釈して居るらしい。

「鍊成」の理解についても教師によつて解釈が随分違つていた。「鍊成」は「兒童の全能力を鍊磨」すると定義されているが、「鍊成とは軍隊式の教育ですか」と教師に尋ねる親もあり、教師自身も適切に答えることができないのが実情であつた。

昭和十四年前後から進められた出版統制は教育書、教育雑誌に大きく影響を及ぼした。「静岡県教育」昭和十六年三月号には以下のようにある。

募集原稿について

既に御承知の事と存じますが、文部当局の方針に基づいて、此の四月から在来の教育雑誌が整理され、新たに設立

された国民教育図書株式会社発行にかゝる九雑誌に統合せられました。而して今後右以外の定期刊行物には新制国民学校教育の内容に関する解説、意見等の記事を載せる事が出来なくなりましたので、本誌の記事も今後は専ら

教育者の記録。（教壇上の生活記録）

各地研究会、たより。

教育会各種の通信、報道、連絡。

国民学校の解説や意見等に直接関係のない研究。

郷土教育資料並研究。

詩歌、隨筆、雜報等。

に限定される事になりますから、右御承知の上御寄稿下さる様御願ひいたします。

「国民学校の解説や意見等に直接関係のない研究」と、教育への自由な意見が強く規制されることになった。そして国民学校に関する主な教育雑誌のひとつは「国民教育図書株式会社」から昭和十六年四月に創刊された「国民学校総合雑誌 日本教育」であつた。「日本教育」の執筆者は文部官僚、国民精神文化研究所所員、大学、高等師範教授、宗教家などいづれも国家主義教育を推進してきた人物であつた。国民学校の意義や教育内容、方法などについての解説を中心に編集された。しかし、昭和十六年十二月、太平洋

戦争に突入すると、「教育の総力を挙げて大東亜戦争目的の完遂に邁進」¹¹⁾することを掲げ、戦時体制下での教育方策や日本精神論についての記事が多くなっていた。

太平洋戦争に突入した日の富岡村国民学校の校務日誌は次のように書かれている。

昭和十六年十二月八日(月)気象晴

午前十一時三十分

宣戦ノ大詔煥発セラレ

一 会礼訓話(校長)

日 英米ト西太平洋上ニ於ケル

戦争状態ニ入りシコト

吾等ノ覚悟ト生徒 日常生活ヲ戦争体形トナスコト

ト

二 正午 青校生ヲ入レ会礼場ニ集合大詔煥発ニ付キ

知ラシメ

宮城遙拝、神宮遙拝、氏神ニ集拜ス¹²⁾

昭和昭和十六年十二月、静岡県では「国民学校経営研究会」が浜松市元城国民学校で行われ、浜松市、浜名郡、小笠郡、磐田郡を中心とする西部地方の国民学校教員、五〇〇余名が参加した。広島高等師範学校附属国民学校主事、守内喜一郎が、「国民学校教育が小学校教育と如何に異なる

べきか」¹³⁾についての講演を行った。この研究会でも「錬成」が中心に論じられた。守内は「錬成」の対象とは知識・情意・身体も一体となったものであると述べた後、「錬成」とは難行苦行のみが全部ではない事に注意すべきであることをつけ加えた。

国民学校では体操科が体操科とかわり、武道・団体訓練の比重が高くなった。静岡県では前年の昭和十五年に、「小学校長体育講習会」、「体操科講習会」、「学校体操男子教師訓練講習会」などを開催し、男子は武道、女子は薙刀の講習を行った。昭和十六年十二月二十六日の静岡新聞には次の記事が掲載されている。

県は戦時態勢下における教育の重要性に鑑み教職員に教育奉公の實をあげしめるため、明年から教員の再教育に重点を置くこととなりその方針が学務部において決定した。これによると、国民学校教員中等学校教員に連続的に修禅を実施し兵営に五回、富士教員道場に廿回の毎回約一週間宛の錬成講習会を開催する一方強靱な体力と旺盛な精神力を養成するため縣下八ヶ所¹⁴⁾で二泊三日の国民学校教員の体練科講習と中等体育職員の講習を行ふと共に国技教練の所要目を体得せしめるため兵営宿泊の教練講習を開くことになった。

昭和十七年度に県学務部では「国民学校体操科教授要項並二実地細目伝達講習会ノ件」を出し、体操、遊戯、剣道、柔道等の講習に各学校長の推薦を受けた教師の出席を求めた。会場は静岡師範、浜松師範をはじめ県下七カ所で講習期間は三日間であった。少年兵や満蒙開拓義勇軍志願者を勧誘する指導者講習会は郡市単位で開催された。駿東郡教育会では昭和十八年七月、御殿場実業学校と御殿場国民学校を会場に「少年兵志願義勇軍送出指導者錬成講習会」を一泊二日の日程で開催した。二十三校から四十五名の国民学校教員（高等科の担任）が参加した。資料Ⅲとして「少年兵志願義勇軍送出指導者錬成講習会要項」を示した。講習生は小隊・中隊という軍隊方式で編成され、茨城県内原訓練所での「満蒙開拓義勇軍志願者訓練」、いわば加藤完治の農民道場の教育形態がとられた。朝起きると水をかぶって心身清浄にし一日がはじまった。日本体操は古事紀、日本書記、古語拾遺の神代の伝を簡約して運動に表したもので、一種の天突き運動のような、天を自分で持ち上げる、地を自分の足で踏みしめるといふような動きを行った。^⑤

運動の最後に「いやさか いやさか いやさか」と叫んだ。これは、心身を爽快にさせるための朝の精神行事であった。講習の内容に水田の除草を中心とした作業が取り入れられた。これは、約一時間の作業であったが加藤のいう農本精

神、「土地の上に尊い汗を流しながら、所謂農業労働を通して、農の意義に徹する、言ひ換へれば農業労働を心からのしむ^⑥」という趣旨によって計画されたと思われる。夏休みを前にした七月にこの講習会が実施されたのは夏休みを利用して少年兵や満蒙開拓義勇軍志願者勧誘を積極的に行うという意図があった。

戦時体制下では「職業指導講習会」、「職業指導研究会」が活発に行われた。表1の「静岡県の初等教育教員の講習会・研究会・講演会の年度別一覧」をみても最も多いのは職業指導に関する講習会である。職業指導は経済不況による青少年の就職問題や新教育運動の児童中心主義によって大正末期から昭和初期にかけて振興が図られた。^⑦

昭和二年十一月、文部省は「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」を出した。「青少年ヲシテ其ノ性能ノ適スル所ニ向ハシムルハ、時勢ノ進歩ト社会ノ推移トニ照シ洵ニ喫緊ノ要務ニ属ス」と、児童・生徒の資質に応じた指導と学校と職業紹介所との連絡を密接にするのが趣旨であった。不況にあつて低賃金の労働力の確保も背景にあつた。昭和三年一月、文部省の外郭団体として「大日本職業指導協会」が設立され、職業指導の研究が促進が図られた。静岡県では昭和四年一月、「職業指導協議会出席方ノ件」、五月の「職業紹介事業講習会員推薦方ノ件」が出され、小学

静岡県の中等教育委員の講習会・研究会・講演会の年度別の一覧

※(1)講習会・研究会・講演会名は省略して記してある。
 (2)発令月日は省略した。
 (3)昭和20年度は8月15日までとしてある。
 (〔静岡県公報〕大正15年・昭和2年度～昭和20年度より作成)

大正15・昭和元年度	昭和2年度	昭和3年度	昭和4年度	昭和5年度	昭和6年度
講習会・研究会・講演会名 講習会ノ要項 長会講習 社会事業講習 公民教育講習 小学校衛生講習	大学夏季講習 中等学校等教育講習 民衆講座 成人教育講習 冬季講座 小学校校長講習 社会事業等講習 中学校看護婦講習 国体講演	学校衛生講習 感化教育思想普及講演 海外思想見字 随園講話 夏季講習 女子体育講習 成人教育講習 小学校衛生講習 職業指導講習 小学校校長講習	職業紹介事業講習 学校看護婦講習 水産夏季講習 中等学校教員講習 夏期大学夏季講習 商業講習 私立経済講習 保健指導講習 成人教育講習 社会教育講習 小学校校長講習 学校看護婦講習 映画技術講習 成人教育講習	思想問題講習 家庭生活改善講習 公共生活訓練講習 映画教育講習 小学校教員講習 小学館事項講習 家庭教育指導講習 家庭講習 第2回講習 体育講習 童子講習 養護施設講習 短期思想講習 児童運動管理講習 精神教育講演	体育講習 国民体育講習 小学校校長会体操講習 小學校校長会講習 夏期教育指導講習 水泳指導講習 職業指導講習 職業指導講習 教員講習 家庭教育講習 初等教育講習 図書館講習 図書問題講習 公民教育講習 家庭教育講習 農植民講習 移住講習 正教員講習 体育問題講習 社会教育講習 生活教育技術講習 職業指導講習 職業指導講習 郷土研究大会 キー二指等講習 又徳施設講習 報義学校看護講習 職業指導講習 家庭經濟改善講習

<p>図書館協議 国民精神總動員報徳式講習 日本諸字振興委員会 代用教員修練講習 小学校長体育講習 初等教育研究 日本諸字振興委員会 体操科講習 学校内男子教師訓練講習 学校長会 学校衛生講習 職業指導講習 夏期教員講習 国民精神總動員報徳式講習 吃斎矯正講習 国民学校制度研究 日本諸字振興委員会 衛生養護施設講習 正教員講習 国民精神文化短期講習 学校長会 初等教育研究 国民学校制度研究 家庭看護婦会講習 初等教育研究会 国民学校養能科管理講習 時局対策講習会協議 興亜女子拓殖訓練</p>	<p>学校看護婦修練講習 図書館協議 体操科講習 職業指導講習 職業指導講習 吹奏楽夏季講習 国民精神文化短期講習 学校看護婦事務打合 全国職業指導協同講習 国民学校教員修練講習 学校看護婦修練講習 興亜教育研究会 国民学校初等科訓練講習 模範国民学校講習 国民学校理科講習 国民学校理科講習 職業指導研究発表 思想講演 日本諸字振興委員会</p>	<p>戦時下講習指導者協議 恩賜財団済生会講話 日本諸字振興委員会 国民学校教員修練講習 合宿滑空訓練講習 明治神宮国民精神大会 航空夏期大学 建設戦下職業研究 日本諸字振興委員会 学校放送研究会 国民精神文化短期講習 学校衛生研究発表 理科講習 青少年義勇軍總士隊協議 科学勸員大会 体操科教授広達講習 職業指導委研究発表 国民学校初等訓導文科講習 国民学校初等訓導理科講習 養能訓練・養護訓練講習 全国国民学校職能指導協議 放送教育研究 職業指導実践報告会 国民学校職業指導講習 方葉梅和講演 職業指導委託研究 静岡國映回教大会 満蒙女子拓殖訓練講習</p>	<p>日本諸字振興委員会 日本諸字振興委員会 満蒙女子拓殖訓練講習 滑空訓練養成講習 明治神宮国民精神大会 少年引揚指導研究 養護訓練養成講習 国民学校長会 国民学校理科教師訓練 国民学校長会 学能研究体操科講習 養護訓練養成講習 体操科主任者講習 放送教育研究 初等科訓練養成講習</p>	<p>国民学校理科教師訓練 国民学校長会 学能研究体操科講習 養護訓練養成講習 体操科主任者講習 放送教育研究 初等科訓練養成講習</p>	<p>滑空訓練・滑空機修理講習</p>
昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度	昭和19年度	昭和20年度

講習会・研究会・講演会名

少年兵志願義勇軍送出 指導者錬成講習会要項

開講式次第

1. 開式ノ辞
2. 国民儀礼 神宮遙拝、宮城遙拝、祈願
3. 挨拶
4. 訓示
5. 受講上ノ注意

講演 海軍人事部長

日本体操

講演 厚生課長

夕ノ礼拝

1. 集合整列
2. 二拝ニ拍手
3. 天晴れおけ
4. 二拝ニ一拝
5. 挨拶

食事

1. 着席（無言）
2. みたましづめ（一分）
3. かみながめの心（複唱又ハ斉唱）又ハ義勇軍綱領
4. 戴きます
5. 戴きました
6. 退席

懇談

夜ノ点呼及礼拝

集合配列 黙呼 みたましづめ 二拝ニ拍手一拝 挨拶 解散

第二日

朝ノ礼

集合、整頓、人員調査（小隊長） 中隊長に敬礼 人員報告
二拝ニ拍手 君が代奉唱 天晴れおけ いやさか 勅語奉読（単唱）
義勇軍綱領（複唱） 我等義勇軍ハ天祖ノ宏謨ヲ奉ジ心ヲ一ニシテ追進シ、
身ヲ満州建国ノ聖業ニ捧ゲ神明ニ誓ツテ天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ランコト
ヲ期ス 海行かば（陸軍軍礼式歌曲） 二拍手一拝 日本体操

朝食

講演大東亜省事務次官他

作業体操

水田除草

昼食

講演 県視学

閉講式

閉式ノ礼 国民儀礼 閉講ノ辞 訓示 受講代表謝辞
撃ちて止しまむ三唱 閉式ノ辞

〔少年兵志願義勇軍送出 指導者錬成講習会要項 昭和18年7月 裾野市大庭志げ治氏所蔵〕

校教員対象の職業指導講習が本格的に始められた。文部省は昭和六年七月から昭和九年三月まで「職業指導調査協議会」を設け、児童の個性の調査・研究に努めた⁽¹⁸⁾。

ところが日華事変が勃発すると、職業指導も国策に沿うように変わっていった。昭和十三年十月、「小学校卒業者ノ職業指導ニ関スル件」が出された。「児童ノ職業ヲシテ国家ノ要望ニ適合セシムルコトヲ期セザルベカラズ」と、職業指導が国策上、極めて重要なことになった。昭和十七年十一月には、「国民学校ニ於ケル職業指導ニ関スル件」によつて、「職分奉公ノ精神」が前面に押し出された。駿東郡大岡村国民学校高等科の担任であった勝又壽は昭和十八年八月二十四、二十五日、夏休みを利用して郡内らの教師と県外の重機械、化学工場見学を行った。この後、九月二十二日、「職業指導研究会」に参加している。研究会での要旨は以下のものであった。

現在の戦いは青少年、二十三歳以下の戦い。日米の生産力の差。

すでにアメリカは二〇〇〇万人の勤労働員を実施している。軍需産業への計画的動員。

女子の勤労働員の要望。現在、日本の労働力は枯渇して

いる。⁽²⁰⁾

青少年の軍需産業への動員を高等科の担任に強く求めた内容であった。「国民学校ニ於ケル職業指導ニ関スル件」の実施要綱には次のように示されている。

選職指導ハ国家ノ要望スル職業配分ヲ考慮シ就中国民学校終了後国民動員産業ニ就職スベキ者、陸海軍少年志願兵タルベキ者、海外進出タルベキ者等ノ指導ヲ適切ナラシムル様留意スルコト⁽²¹⁾

勝又の担当した昭和十八年度駿東郡大岡村国民学校高等科（男子組）の修了生四十名の進路先・人数は以下のようであった。

国産電機 7 沼津兵器 6 芝浦工作機械 5 海軍工廠 3
富士製作所 3 中島飛行機 2 海軍技研 2
大東紡三島航機 2 東京麻糸 1 日本特殊繊維 1
青木鉄工所 1 佐野実業 1 農業従事 5 海軍少年兵 1

（昭和十八年度駿東郡大岡村国民学校高等科（男子組）の修了生名簿より作成）

大部分の児童が産業戦士としての役割を担って軍需産業

へ就職していった。当時、沼津の勤労働員署は国民学校高等科の人数に応じて、工場別の就職割り当てを各国民学校長に提示していた。非常事態の下、国民学校高等科の担任にとって児童の就職指導は最も重要な任務であったのである。

満蒙開拓青少年義勇軍への勧誘も小学校教師の任務となった。そのため、昭和十五年六月二十八日から七月二日まで、に満蒙開拓青少年義勇軍の大量供出のため小学校、青年学校教員に拓植民思想を普及させる目的で、茨城県内原訓練所に五十九名の教師を選抜し派遣した。昭和十六年六月から八月にかけて満蒙開拓青少年義勇軍慰問静岡視察団を結成し、第1班、第2班に小学校教師、青年学校教師が参加した。義勇軍志願者を勧誘する指導者を育成する講習会は郡市単位で各地で開催された。駿東郡教育会では昭和十八年七月、御殿場実業学校と御殿場国民学校を会場に義勇軍送出指導者錬成講習会を一泊二日の日程で開催した。二十三校から四十五名の訓導が参加した。講習の内容は海軍軍事部長や大東亜省の事務官、県視学等の五人を講師とした講演、水田の除草、朝夕の礼拝や日本体操、無言の食事など心身の鍛練を目的とした「錬成」と呼ぶものにふさわしいものであった。

(2) 代用教員の増加

国民学校においても教員の出征見送りが行われた。そのため代用教員によってこの不足を補うことになった。表2、グラフ1は「静岡県における初等教育の代用教員数の変化」についてである。昭和六年度の県全体の代用教員数は四五一名（男子二七二名、女子一七九名）だったが、昭和二十一年度には一八三四名（男子五七五名、女子一二五九名）となっていた。特に、女子代用教員の増加は大きく、日華事変後の昭和十三年には男子を上回り、昭和二十年度には昭和六年度の六倍以上になった。また昭和六年度、県下の全職員数（有資格教員と代用教員の合計）は七〇九九名でありそのうち女子の代用教員の割合はわずか二・五%であったが昭和二十年度のそれは一四・八%に達し、女子教員（女子有資格教員と女子代用教員の合計）は全教員数の五一・八%を占めていた。国民学校の教育は女子教員と代用教員が大きく関わっていたのである。（昭和二十年度の場合、有資格男子教員は全体の四十一%、女子教員と男女代用教員で五十九%）。昭和十三年度以降著しい増加をみた代用教員の再教育に県当局も苦心した。それは校内においての男子正教員の負担を高め、男子正教員が校内や地域の思想指導者として動きまわらねばならなかったということにもつな

がっていったと思われる。

昭和十七年五月十一日の「静岡新聞」には次のようにある。

県下国民学校教員は時局産業の転向その他で不足を来しこれが為中等学校卒業などの代用教員をもって補充し、その数は一二七名に達してゐるが、県学務部では初等教育の振興充実に期するには国校教員の素質向上をはかる他にないと今度これ等の代用教員に長期講習を施し正教員の資格を付與することゝなり近く県下三師範学校において中等学校、高女卒業者以上の資格ある者に対し教員養成講習を開催することに決定した、これ等の講習終了者に対しては臨時検定試験を施行し合格者には国民学校初等科訓導の免許状を授與することになつてゐる。

それまでは「尋正養成講習会」、「代用教員修練講習会」と呼んでいたものを「初等科訓導養成講習会」、「国民学校教員修練講習会」と名称を改め、有資格教員の養成を図つた。この講習会には次に示したように「文部省主催」と「静岡県主催」の二通りがあつた。

文部省主催

(講習員資格)

中等学校卒業者で一年以上、代用教員の職にある者

中等学校卒業者で初等科准訓導の職にある者

授業料免除

無試験検定で初等科免許状下付

県教育会主催

(講習員資格)

中等学校卒業者で一年以上、代用教員の職にある者

准訓導の職に五年以上ある者

修了の際、臨時検定試験施行 合格者に

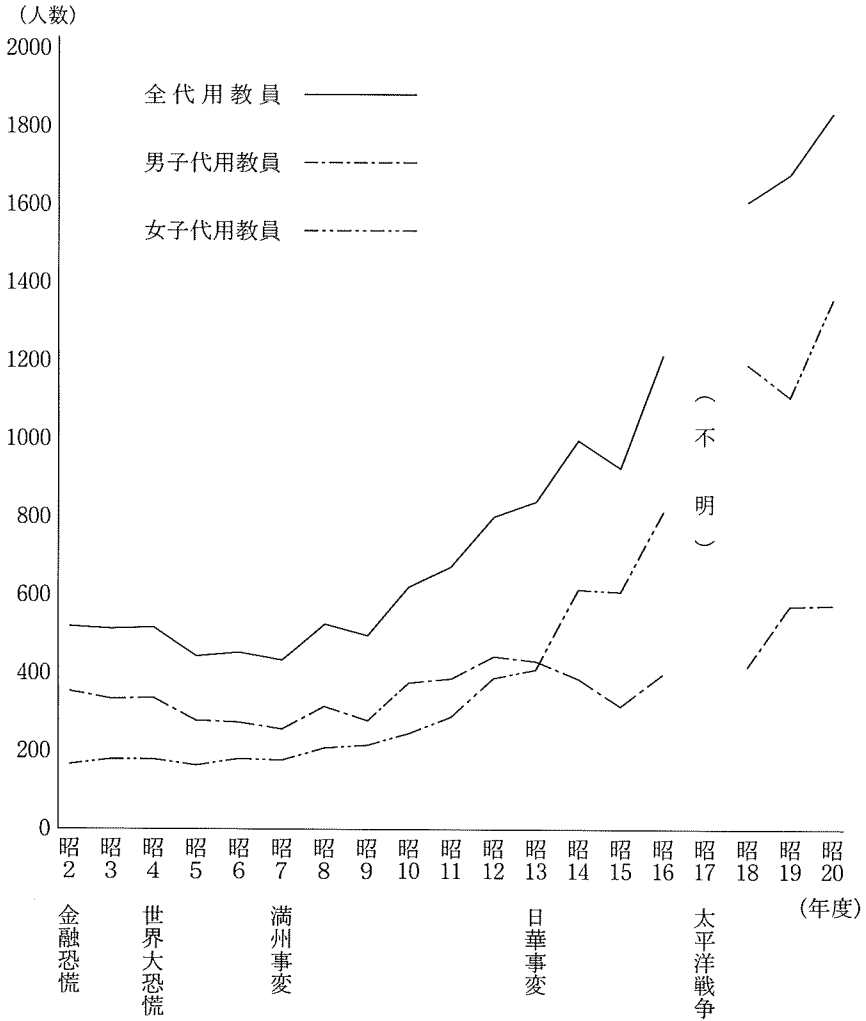
は初等科免許状下付

さらに、文部省主催の講習の参加には「県が推薦する者のみ」という条件が示された。この二つの講習によって、昭和十八年度では「四百数十名の初訓」を養成する計画であつた。

代用教員の増加につれ、「最も急なるは女教員対策である」、「国民教育たる重職の片棒を擔つて行かねばならない時」と、女子教員の問題が大きくとりあげられた。

静岡県における初等教育の代用教員数の変化

(昭和2年度～20年度)



(文部省第55年報～第73年報より作成)

静岡県における初等教育の代用教員数の変化

(昭和2年度～20年度)

教員数 年 度	全 教 員 (人)	代用教員 (人)	男子代用教員 (人)	女子代用教員 (人)	全教員に占める 代用教員の割合 (%)
昭和2年	6711	519	352	167	7.7
昭和3年	6917	512	333	179	7.4
昭和4年	7014	515	336	179	7.3
昭和5年	7054	443	279	164	6.2
昭和6年	7099	451	272	179	6.3
昭和7年	7173	434	257	177	6.1
昭和8年	7380	525	316	209	7.1
昭和9年	7572	495	279	216	6.5
昭和10年	7778	620	374	246	7.9
昭和11年	7965	673	385	288	8.4
昭和12年	8126	801	443	388	9.9
昭和13年	8362	840	431	409	10.0
昭和14年	8467	998	385	613	11.8
昭和15年	8612	926	317	609	10.8
昭和16年	8918	1214	399	815	13.6
昭和17年		(不		明)	
昭和18年	7941	1607	417	1190	20.2
昭和19年	8969	1679	571	1108	18.7
昭和20年	8493	1834	575	1259	21.7

(文部省第55年報～第73年報より作成)

〈注〉昭和17年度は資料未掲載のため不明

昭和十八年度は「県下国民学校の努力目標」として「一、大東亜教育の徹底 二、科学教育の強調 三、女教員の修練」を掲げた。「女教員の修練」の方策に次のことが各国民学校長に指示された。

組織的活動ヲ促シ受動的態度ヲ排シ積極的自発的氣運ヲ醸成スルノ要緊切ナルモノアリ、女教員ノ学校経営上ニ持テル特性ヲ充分伸長セシムルト共ニ之ガ鍊成ノ施設

ニ就テモ一段ト考慮相成度²⁶⁾

戦前の女教員の地位は、待遇・職務上で常に男子教員よりも低く考えられ、従属的な考えになりがちで自主的積極的な姿勢に物足りなさが指摘されていた。また、女教員は高等女学校卒業者が多かった。田方郡宇佐美村国民学校学校の職員は男十三名、女十三名の計二十六名、女子教員の学歴別の内訳は次の通りであった。

	師範	専門	高等女	計
既婚	1	—	—	1
未婚	—	1	2	3
			9	12
				27)

師範卒は一名だけで他の十二名は、臨時検定で正教員の

資格をとった者や代用教員であったといえる。「修練の実際」の指導監督は校長・教頭で特に授業参観には教科主任が加わって随時指導した。また、農繁期に授業を行わない日には三人一組で他校を参観することもあった。「静岡県教育」には次のようにある。

講習とか講話等特定の機会と時間を設けての鍊成方法と、日常不断の教育実践を通してのそれと二方法が考えられるが、前者の方法のみに多く期待することは現今種々支障があるし、鍊成は本来不断に行われるものであれば、毎日の勤務を通しての現場教育こそ重要である。²⁸⁾

昭和十八年度以後は、戦局の悪化により教師の講習会が著しく減少している。そのため、「毎日の勤務を通しての現場教育こそ重要」となった。学校がそのまま教師の修練の場であるとされたのである。

(3) 勤労奉仕作業

国民総動員運動が実施されると「勤労奉仕」が学校教育の中にも大きく組み込まれていくことになった。昭和十三年六月、文部省は「集团的勤労作業運動実施ニ関スル件」

を出した。これは、中等学校以上の生徒を対象にしたものであった。その要旨に、「集団的勤労作業運動ハ実践的精神教育実施ノ一方法トシテ生徒ヲシテ勤労作業ノ体験ヲ通ジテ国体的訓練ヲ積マシメ以テ心身ヲ鍛練シ国民的性情ヲ鍊成スルヲ以テ趣旨トスルコト」とあり、勤労作業が鍊成のためのひとつの手段とされた。実施期間について、「夏期休暇ノ始期・終期其ノ適當ノ時期」としていたが、昭和十四年三月三十一日の「集団勤労作業運動実施ニ関スル件」では、「漸次恒久化ヲ図リ度候條」とあるように夏期休暇に限らず、年間を通して随時、行うことが指示された。しかも、勤労奉仕作業を正規の授業に準じて扱った。これによって学校教育に「集団的勤労奉仕」が位置づけられた。静岡県では、昭和十四年六月に、「学校生徒児童ノ生産協力拡充計画ニ対スル協力ニ関スル件」を出した。「小学校ノ集団勤労作業」については次のことが示された。

(イ) 原則トシテ其ノ学校所在市町村ニ於テ之ヲ行フモノトス

(ロ) 農繁期休業中ハ各児童ノ家庭ヲ調査シ其ノ家庭ノ作業遂行ニ最モ有効適切ナル計画ヲ立テコレガ指導ヲ為スモノトス

(ハ) 農繁期休業中児童ノ家庭ノ事情ヨリ見テ従事スベキ

作業ナキ時又ハ少キ時教師ハ之ニ該当スル児童ヲ児童ヲ予メ調査選定セル適當ナル集団勤労作業ニ従事セシムルモノトス

(三) 農繁期休業中以外ノ場合ニ於テモ学校所在市町村ノ実情ニ応ジ努力ノ補充ニ協力スルモノトス

これを受けて校長は「児童勤労作業計画書」を提出し、計画を実践後、二週間以内に報告書を提出することになっていた。この頃から、県内の小学校では「農民道場教育」や「行即勤労教育」などの実践が進み、各校の実践例が「静岡県教育」にもしばしば紹介された。昭和十六年以後になると集団勤労作業は食料増産運動の面からもより現実の生活に密着したものになった。また、物資の不足から寺の釣り鐘も取り外され供出されたが、昭和十七年一月には、県総務部では、「二宮尊徳像ソノ他ノ像回収ニ関スル件」を以下のように出した。

回収ニ当タリテハ常ニ童心ニ及ボス影響ヲ考慮シ取扱ニ付学童ノ面前ハ勿論一般公衆ノ面前ニ於テモ敬意ト尊敬トヲ払ハレ度特ニ之ガ破砕ハ人目ヲ惹カザル箇所ニ於テ処理相成度且此旨回収立会(人夫)ヘモ洩レナク御示達相成度之ガ指導監督ニ付テハ特別ノ御配慮ノ上萬遺憾ナキヲ期セ

ラレ度此段通知旁御依頼申上候³³

回収にあたっては細心の注意が払われた。沼津市第一国民学校では一月二八日、「二宮尊徳像翁銅像壮行式」を行った。式次第には「二宮金次郎の歌」、「万歳三唱」など尊徳を敬う気持ちを失わせないような配慮がされている。

当日の校務日誌には以下のように書かれている。

昭和十七年一月二八日 水 晴れ

二宮尊徳先生銅像徴應

壮行式、午前十時執行

五、六年生市役所マデ送り市 役所前ニ於テ献納式ヲ了

ス

途々先生尊像ニ合掌目礼ヲ捧グルニ接シテ感銘更ナリ、

痛マシクモ壮ナル其ノ行、感激ノ日ナリ

昭和十一年、二宮尊徳の生誕一五〇周年を記念して県下各地の小学校につくられた尊徳の銅像も戦時供出物として校内から消えていった。戦局が極めて悪化した昭和十八年には、六月に「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定された。その趣旨は勤労作業の重点を食料増産、国防施設、緊要物資増産、輸送力増強等に置き、作業効率を高めるこ

とであった。

昭和十八年四月、静岡県では「桑皮生産ニ関スル件」を以下のように出した。

国内ノ纖維事情ハ愈々窮迫ヲ告ゲ纖維原料トシテ桑皮増産ノ要請益加重セラルルニ至リタル実情ニ鑑ミ本年度ニ於テハ三十万貫ノ生産ヲ目標トシ実施致スコトト相成候ニ付テハ之ガ達成ハ一ニ学童ノ協力ノ負フ所大ナルモノアルヲ以テ学業ノ餘暇ヲ利用シテ実施シ以テ纖維自給国策ニ協力スルト共ニ勤労精神ノ培養貯蓄心ノ涵養等ニ資セラルル様格別ノ御配意相成度³⁴

昭和十六年度から昭和二十年度までの駿東郡小泉村国民学校での勤労奉仕作業の内容を表3に表した。県からの通知を受け、昭和十八年度、十九年度は、製紙の原料にするため桑の皮むき（桑條剥皮）が数多く実施された。昭和十九年一月、「国民学校教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」では、国民学校の高等科の児童にも六十日間を勤労動員に振り替え、その時間を生み出すために行事の簡素化を行うことが求められ、教科の内容も国防に関する教材や国防のための訓練に重点が置かれた。

昭和二十年三月に、県は「学校校庭ノ農場化ニ関スル件」

小泉国民学校に於ける勤勞奉仕作業の内容

(昭和16～20年度)

十六 年 度	開墾作業（初六以上） 桑ノ皮ムキ 麦刈り（高男） 神社掃除 勤勞奉仕（高女）、水害地ニ於ケル流土ノ運搬（高一・二） 応召兵宅ノ除草（初六） 草刈り（高） 道路修理（初五以上） 報国農場ノ除草（高女） 石運び（高一・二） 麦踏み（初六以上）
十七 年 度	水路の土砂運搬（高一・二） 桑條剥皮（初等六以上） 道路清掃 薪採り（初等五以上）、道路修繕（高男） 砂運び（初三以上） 整地作業（高一・二） 土俵の土運び（高男） 麦踏み（初五以上）
十八 年 度	桑條剥皮 土・石運び ソバノ播種（高一・二） 草取り（初六） 麦蒔キ（高二男） ソバ刈り（初六女） 砂運び（初二以上） 麦踏み（初四以上） 排水工事（高男）
十九 年 度	排水工事（高一男） 桑條剥皮 開墾地ノ作業 麦刈り（高二男） 麦ノ脱穀（高二男） 雑草取り集め・整理・農場作業 どんぐり拾い（全校） 防空壕（高二男） 甘藷堀（高） 甘藷葉柄採集 麦踏み 薪取り（初四以上） 馬鈴薯ノ植込ミ
二十 年 度	運動場ノ開墾 竹枝採集（初六） 山野菜ノ採集（初三以上） 藁スグリ 陸稲播種 草刈り 荒播地開墾（高） 小麦ノ処理（高） 甘藷苗供出（高） 麦刈り（高） 小麦ノ処理（高） 甘藷苗植込 開田並田植え（高） 甘藷切り干し（初五六） 田ノ除草（高女） 甘藷蔓供出（初三四） 麦脱穀（高） 甘藷乾燥（高） 土砂ノ搬出（高） 畑ノ除草（初五） 防空壕（高男） 埋蔵

（小泉国民学校校務日誌より作成）

[注] (1) 初六は初等科六年のこと 他もこれに準ずる。

(2) 高男は高等科男子のこと 他もこれに準ずる。

を出し、「運動場ノ開墾」を行い、食料増産のための農地とすることを指示した。昭和二十年四月になると静岡県でも浜松、静岡、清水、沼津を中心に空襲が激しくなった。昭和二十年の小泉村国民学校の校務日誌には以下のように書かれている。

四月十七日(火) 児童登校中 三回警戒警報発令、然モ、第二回目は警報発令と同時に敵機上空ニアリ 今後ヲ慮リテ待避方法ニ付 協議ス

四月十八日(水) 頻度セル空襲ニ対処スル為待避方法ヲ部落別ニ：(中略)：集合スルコトニ変更シ訓練ヲ実施トス

四月二十四日(日) 警戒警報発令トナリ 警戒警報解除後一時限授業ヲナスモ十二時再度警報発令ノタメ午後ノ授業ハ停止トス六年竹枝採集作業ヲ実施ス

四月三十日(月) 警戒警報発令(8・15)ニ引続キ空襲トナリ 解除 十二時授業ハ行ハズ

空襲から学校の重要書類・備品を守るために、埋蔵を行ったりした。このような事態ではもはや教師の講習会などを開催している余裕はすでになく、昭和二十年度に県が通知した講習は「学校教員滑空訓練並ニ滑空機修理講習会ニ関スル件」のただひとつだけであったのである。

おわりに

第二次世界大戦前の教育をふりかえると改めて、教育勅語の初等教育への影響の大きさを感ずる。それは教育勅語の思想統制に果たした役割の大きさに他ならない。そしてこれは小学校教師に独自の教職観や倫理観を持たせることになった。昭和初期の不安定な経済生活や赤化事件は小学校教師に自分自身の将来の生活や生き方をはじめ多くを考へさせることにもなったと思う。しかし、それもつかの間、満州事変が始まると小学校教師は国策への協力者としての役割を求められた。郷土教育運動を分極化し、現実の生活をみつめる方向に発展させていったのは教師のささやかな抵抗であった。政府の思想対策は「日本精神」の昂揚によって「忠君愛国」の精神を涵養させることであつたがそのためには利用できるものは何でも利用したのである。古典からの一部の思想の抜粹、報徳思想の復活、東郷平八郎、楠木正成らの忠孝、科学的精神など様々の思想を局部的に導入した。静岡県では昭和十七年八月には県教育会主催で「日本精神修練講習会」を開催しているがここでは吉田松陰の思想を中心に講習会をすすめている。一時期は国家に反逆した人物として取り扱われていた吉田松陰も、愛国・愛国の士としての評価を受けていたのである。静岡県の教職員

にとつて「富士道場」は修養の場として大きな存在であった。そこでの教育形態は国民精神文化化講習会と同じように「禅宗」を利用したものであった。「富士道場」で修養を受けた教師は各地の指導者としての活躍を期待された。そして満蒙開拓青少年義勇軍への勧誘は小学校教師にとつて最も辛かったことであつた。注目するのは満蒙開拓青少年義勇軍の視察を行い、満蒙開拓青少年義勇軍勧誘指導者を特別に小学校教師の中に養成している点である。志願勧誘にあつてはいやがる児童を無理やり説き伏せて志願させたこともあつたにちがいない。このとき教師は戦争への直接の協力者になつてしまつたのである。教師の良心の痛みは想像に難くない。

戦時体制下にあつて代用教員の増加は政府にとつての課題であつた。教師の待遇改善を図つたがそれを止めることはできなかった。国民学校において「錬成」の解釈の曖昧さがさらに曖昧になり「履き違い」が起こつたのも当然といえる。

引用文献

- (1) 『静岡県公報』昭和七年八月十八日
- (2) 「静岡県教育」静岡県教育会 昭和十三年八月号
- (3) 「静岡県教育」静岡県教育会 昭和十三年十月号
- (4) 倉沢剛著『総力戦教育の理論哲理』目黒書店
昭和十九年一月 P 8
- (5) 草場弘著『皇民錬成の哲理』第一出版協会
昭和十八年四月 P 55
- (6) 「日本教育」国民教育図書
昭和十六年四月号、五月号
- (7) 近代日本教育制度史料編纂会
『近代日本教育制度史料第二巻』P 268 講談社
- (8) 為藤十郎編『教育週報』教育週報社
昭和十四年六月十七日第七三五号 復刻版大空社
- (9) 日本放送協会編『文部省国民学校教則案説明要領及解説』日本放送協会 昭和十五年九月 P 10
- (10) 「静岡県教育」静岡県教育会 昭和十六年三月号
- (11) 「日本教育」国民教育図書 昭和十七年一月号
- (12) 昭和十七年度富岡村国民学校校務日誌

(裾野市立富岡第一小学校所蔵)

- (13) 「静岡県教育」 静岡県教育会 昭和十七年二月号
国民学校経営研究会記録
- (14) 「静岡新聞」 昭和十六年十二月二十六日
- (15) 「少年兵志願義勇軍送出 指導者錬成講習会要項」
昭和十八年七月（裾野市深良 大庭志げ治氏所蔵）
- (16) 加藤完治著『農と日本精神』千歳書房
昭和十八年二月 P.175
- (17) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史1・教育政策』教育研究振興会
- (18) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史1・教育政策』教育研究振興会
- (19) 講習会記録 昭和十八年
（裾野市今里 勝又壽氏所蔵）
- (20) 講習会記録 昭和十八年
（裾野市今里 勝又壽氏所蔵）
- (21) 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料第二卷』P.299 講談社
- (22) 「静岡新聞」 昭和十七年五月十一日
- (23) 「静岡県教育」 静岡県教育会 昭和十八年九月号 P.25
- (24) 「静岡県教育」 静岡県教育会 昭和十八年九月号 P.25
- (25) 「静岡県教育」 静岡県教育会 昭和十八年九月号 P.25
- (26) 「日本教育」 国民教育図書 昭和十八年五月号 静岡
県報告
- (27) 「静岡県教育」 静岡県教育会 昭和十八年九月号 P.18
- (28) 「静岡県教育」 静岡県教育会 昭和十八年四月号 P.3
- (29) 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料第七卷』P.18 講談社
- (30) 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料第七卷』P.18 講談社
- (31) 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料第七卷』P.20 講談社
- (32) 「静岡県公報」 昭和十四年六月十日
- (33) 「静岡県公報」 昭和十七年一月十四日
- (34) 「静岡県公報」 昭和十八年四月

中世禪宗寺院における地方展開と法嗣意識

—— 定輪寺の検討を中心として ——

伊 東 誠 司

一 はじめに

地方宗教者の事跡を丹念に追うことによつて、それらの人々の抱いていた思念に少しでも迫りたいと考える。

そのためのフィールドとして、静岡県駿東地域を選び、とりわけ裾野市にある定輪寺に着目した。同寺はこの地域を代表する曹洞宗の名刹である。しかしこれまで、本格的な研究はなされておらず、基本的な寺史についても不明な点が多い。そこで本稿においては、まず中世後期を中心とした寺史の解明に努めたい。そしてそこから浮かび上がる地方禪僧の意識の一端を明らかにしたいと思う。

二 曹洞宗以前の定輪寺

曹洞宗に転宗する以前の定輪寺については不明な点が多い。しかし同寺境内に、一時衰退した寺勢の再興記念として、昭和六年（一九三一）に建立された石碑があり、多少の参考となる。

（史料 A）

静岡県駿東郡富岡村桃園山定輪寺重興記

米山梅吉題額

法運ノ通塞ハ執政ノ良否ニ関スルモノ多ク、寺刹ノ興
廢ハ住持ノ適否ニ因ルコト少カラズ、今ヤ仏日再ビ輝
キテ桃園ノ花ニ咲ヒ、祖風復タ起リテ定輪ノ鐘ヲ鳴ス、
豈其因由ナカルベケンヤ、古記ヲ案スルニ、桓武天皇延
暦年間弘法大師此寺ヲ開創シ、醍醐天皇ノ御宇ニ至リ

テ清和天皇第二ノ皇子貞純親王斯道ヲ欽仰シ給ヒ、延喜十二年壬申ヲ以テ桃園山(定輪寺ト改称シ、道本阿闍梨ニ命ジテ主法タラシム、爾後五百十余年三密加持道場トシテ化益普ク駿東ノ地ニ及ベリ、然ルニ後花園天皇永享二年庚戌、寺主觀之法印指ヲ禪鼎ニ染メ、宗旨ヲ改易シ、春屋宗能禪師ヲ請シテ開山第一世トナス、是ニ於テ曹洞ノ玄風大ニ振ヒ、衲僧ノ薺淵トナルニ至レリ、

(中略)

昭和六年一月十七日

駒澤大学長文学博士 忽滑谷快天識

この時点における寺院としての公の見解をまとめたものである。なお、内容的には、「觀法印」が「觀之法印」、「永享十二庚戌年」が「永享二年庚戌」(庚戌は永享二年)となっている点など、若干の相違もあるが、大正六年(一九一七)刊の『静岡県駿東郡誌』「定輪寺」の項と、基本的に同内容である。「延暦十二年」が「延喜十二年」となっている点については、同書「貞純親王陵墓」の項では「延喜十二年」とあり、また、貞純親王の生存年代からしても当然延喜が正しく、単純な誤植である。

さて、はじめ真言宗であったとの伝は、「駿河記」「駿河志料」にも見える。周辺にも真言宗からの転宗を伝える寺院がいくつもあり、ある程度の確からしさはあるが、確証

はない。ただしその時期については問題がある。空海の唐への渡航は延暦二十三年(八〇四)五月で、帰朝は大同元年(八〇六)八月十月頃とされている。得度は渡航直前のある時期とされ、また、いうまでもなく真言宗の伝播は帰朝後のことである。延暦年間開創とすれば、渡航以前であり、かなりの無理がある。

貞純親王は地元で桃園親王とも呼称され、種々の伝承を残り、市内に墓塔とされる石造物も存在するが、¹⁾判然としない。定輪寺との関係も詳らかでない。「駿河記」「駿河志料」にもその名は見えるが、年次は示されていない。

曹洞宗への転宗は觀之法印によってなされたと記されている。また春屋宗能は、後述するが、最乗寺(神奈川県南足柄市)の住持や多数の寺院の開山となり、高僧として知られている。永享二年(一四三〇)には、春屋は四十九歳頃である。これらの僧侶については後述したい。

『静岡県駿東郡誌』「定輪寺」の項には「寺記云」とあり、また同書の定輪寺所藏文書一覧の中に「縁起書」と見える。年次や、人物名の明示がある点からも、同書の記述はこの史料によってなされた可能性が高い。史料Aにも「古記ヲ案スルニ」とある。この「古記」が「縁起書」であることも考えられる。しかし現在ではこの史料を同寺において確認することはできない。

その他の重要史料で、近代になって散逸したと考えられるものもあり、究明を困難にしている。曹洞宗転宗以前の定輪寺については、多くが今後の解明に委ねられている。

三 転宗の事情

曹洞宗への転宗は、史料Aに記されていない人物が重要な役割を担った可能性が高い。春屋の弟子の安叟宗楞である。その宗旨上の系譜については付載した了庵派住持系譜を参照いただきたい。

「重続日域洞上諸祖伝」卷三には、その生涯が次のようにまとめられている。

(史料B)

海蔵寺安叟楞師傳

師諱宗楞、字安叟、駿州人也、出大森氏、幼齡入尾州瑞泉寺、拜無因因公為師、稍長參訪一時諸老門、因謁春屋于大雄、一日闕首楞嚴經、至清浄本然云何忽生山河大地、嗒然明徹、趨詣陳旨、屋喜溢顔面、乃付祖祖傳來衣、以証焉、永享年中、相州小田原城主大森氏、建海蔵寺於早川、聘師為開山始祖、亡何視篆能之諸獄、宏激揚洞水之波瀾、文正元年戶最乘、文明二年

徙定輪、示衆拳、梁武帝問達磨大師、如何是聖諦第一義、磨云、廓然無聖、帝云、對朕者誰、磨云、不識、諸禪德還會麼、一声玉笛起高樓、狼藉梅花滿地休、十六年九月念二日、遺誠門人、畢奄然順寂、春秋八十有八矣、

また、「日本洞上聯燈録」卷第六には次のように見える。

(史料C)

報恩春屋宗能禪師法嗣

(中略)

能州總持安叟宗楞禪師、駿州人、源姓大森之族也、幼而恬靜、不榮寵、投最乘大綱禪師剪髮、委心請法、綱授以禪觀、一日登富士山、顧視四方、豁然有省、曰、世界空濶無辺、自己靈明也是周徧沙界、直謁大綱述所解、綱呵曰、是情識會通、師拜稟訓誨、泊綱順世、依止春屋、屋一日示衆曰、末後一句到牢関、把断要津、不通凡聖、作麼生是末後句、師出衆曰、和尚莫怪某甲、屋曰、那裏字箇虚頭來、師擬進語、屋連打趁出、師当下契悟、服勤數歲、深至壺奥、相州小田原城主創総世寺、土肥檀越建宝善院、成請師為開山第一世、享禄元年北条氏綱移宝善於早川、改号海蔵寺、繼補最乘・竜泉、稟旨住総持、

(中略)

文明十六年九月廿二日示寂、春秋九十八、嗣^二其法^一者十人、曰天室運、模堂範、学甫富、無方相、竺翁符、智海哲、材菴棟、石室林、天叟林、光応威、

史料Bにおいては、師である春屋宗能との交わりによって悟りにいたる様子が窺われる。また、史料Cでは、春屋との交わりに加えて、春屋の師である大綱明宗とのそれが記されている。高僧の伝記には脚色が多く、これらの記述も安易に史実とすることはできないが、安叟とその師、春屋・大綱の師弟関係が緊密であったであろうことは看取できる。解脱にいたらんとする日々の真摯な修養・修行の過程で、その緊密さが徐々に涵養されていくのは自然な帰趨であろう。この濃厚な師弟関係が、この時期における教勢の地方展開の基本にあると考える。

ところで、史料Bには「文正元年^一」最乗^二、文明二年徒^三定輪^一とある。文正元年（一四六六）に最乗寺の住職を勤め、文明二年（一四七〇）定輪寺に移ったというのである。最乗寺の歴住を記した「最乗禅寺輪董牒⁵」によれば、文正元年の住持は七世の月江正文とあり、齟齬する。しかし、同史料に次のように見える。

(史料D)

己^二 文明改元 相州海蔵開山
十世 安叟宗楞 和尚 六十世
庚^二 十一世 即庵総覚 和尚 東昌寺開山⁶
下総州山王山

これは己丑の年、すなわち文明元年（一四六九）に安叟宗楞が最乗寺の住職としてあり、庚寅の年、すなわち同二年に即庵総覚にそれを譲ったことを示す。史料Bの内容になかば符合することとなる。もっともこの年次については必ずしも確実でないことは既に指摘がある⁶。しかし、詳細については末尾の年譜を御参照いただきたいが、史料B・Cに見られる他の寺院、海蔵寺（神奈川県小田原市）・総世寺（同）・宝（保）善院（静岡県熱海市）・竜泉寺（福井県武生市）・総持寺（石川県鳳至郡門前町）についても、それぞれの寺院に安叟の事跡を確認でき、こうした点からもその内容について一定の確実性を認め得る。また、定輪寺の過去帳には二世として安叟の名が見える。以上から、安叟が最乗寺の住職を退き定輪寺に入ったことはほぼ間違いのないと思われる。

さて、定輪寺の開山は春屋とされている。しかし、年譜にも示したように、春屋が定輪寺に住職として実際に住したとする史料はなく、すなわち二世安叟による勧請開山である。実質的な開山は安叟ということになる。とすれば曹

洞宗への転宗は安叟によってなされたのであろうか。

ここで留意したいのは、史料Bで、定輪寺に「徙（うつる）」と表現されている点である。また史料B・Cにおいて知られるのは、安叟が開山である寺院についてはその旨が明瞭に記述されている、ということである。もし実質的な開山であったとすれば、この「徙」という表現は、やはり違和感がある。むしろ、既に他の僧侶によって転宗がなされていたところへ入山したとすれば、得心がいく。したがって、先述の観之法印によって転宗がなされたとする記述も、今後の検討課題とすべきものである。

また「徙（うつる）」の解釈として、安叟自身が住職となる以前に駿東地域に何らかの地歩を築いており、あるいは既に定輪寺と何らかの関係を持っていたためにというニュアンスであることも想定される。それは史料Cに信仰のための富士登山の記述があることから窺われる。

その時点では、若輩未熟で、早計を大綱に戒められるような者であった。真に悟りをひらいたのは、春屋に学んで以降であるとされる。当然、年令的にも若年であつたらうと推定される。すなわち、安叟と駿東地域との関係はかなり早い段階からと想定可能である。さらにいえば、史料Cには「源姓大森之族也」とあり、安叟が駿東地域と関わり深い大森氏に出自するとされており、史料Bにおいても

大森氏が安叟の大檀越であつたことが記されている。すなわち、富士登山以前から安叟は駿東地域と関係があつたことも窺われる。仮にそうであるとすれば、定輪寺の転宗の事情を考える際の一つの重要な論点とならう。

ところで、たとえば既に観之法印によって春屋が勧請されていたとしても、過去帳のなかに名が見えないという事実は重い。定輪寺の歴任は春屋から安叟へ、そしてその弟子の学甫へと継がれているのである。すなわち親しく対面し薫陶を受けた直系の弟子による、緊密な師弟関係がその間に存在していたと思われる。あるいはそうした継承が演出されているのである。安叟は曹洞宗の駿東地域進出の嚆矢であるが、その基軸にこの師弟関係があつた。

なお、安叟はその後総世寺に移り住み弟子を育成し、さらには、この地域の曹洞宗全体について慮る重鎮となつたと思われる。それは最乗寺の輪住制の創始に果した役割を見てもわかるが、その点については後述したい。

四 日常の崇敬と催事

緊密な師弟関係の日常的な風景とはどのようなものであつたらうか。室町時代の臨済宗の僧、万里集九の残した「梅花無尽蔵」という漢詩文にそれをさぐりたい。

万里は、戦乱の中にあつて諸国を遍歴したが、文明十七年（一四八五）九月、江戸城主太田資長（道灌）の招請に
応えて、美濃国鶉沼（岐阜県各務原市）の僑居を発ち、江
戸へ下向した。この旅程についても同著に記されており、ま
た安叟の法脈に連なる人々との親交の様も、書き留められ
ている。

九月二十日、万里は槃脚寺（現盤脚院 静岡県藤枝市）

を訪れ、同寺老僧と対面、眉間の黒子を貴相と感じ、好感
をもって書き記している。翌二十一日、万里は偶々、同老
僧が師の安叟を崇敬し祭る場面に立ち合う。

（史料E）

呈槃脚

二十一日、適值槃脚和尚祭先師安叟之辰、宿忌以前呈一
偈、拳揚巴陵三転語之。

槃脚和尚廻桃園山定輪寺永富禪師之法弟也、

来扣上方先解鞋

白毫光万八千皆 土峰擎出半空雪

銀椀盛為大会斎

安叟は前年の九月二十二日に没しており、折しも一周忌
の前日であった。万里から老僧に謹呈された偈に、富士山
の雪を銀椀に盛るといふ表現が用いられているのは、この
祭りの厳かな盛儀の反映であろう。そして、そうした法要
を催事している老僧は定輪寺の学甫永富の「法弟」である、
と意識されている。

後続の記述に法要は二十三日まで続けられたとある。万

里は同日まで寺に留まっている。この間、祖元上人・齊藤
道斎菴主が訪れ、万里から偈を呈せられている。こうした
人々も、あるいは何らかのかたちで法要に関わっていたの
かもしれない。

二十七日、万里は定輪寺に到る。そして、二十八日には
逗留を「頗慰心」と喜びつつ、学甫に偈を捧げている。

（史料F）

呈定輪堂上師学甫和尚

二十八日、学甫于時七十歳、謹白永富
洞下尊宿也、槃脚老人之法兄、蓋其師
安叟禪師也、定輪寺其山曰桃園。

留余再宿、需方丈再興化縁疏見別卷。

山田四面上方深 一日挽留頗慰心 百二十趙州甲子
茶盃纒拳即知音

万里は同僧を「洞下尊宿」と評し、さらに、槃脚寺老僧
の「法兄」であり、両僧の師は安叟であるともわざわざ記
している。槃脚寺老僧が師を祭る姿に感じた師弟関係を、
定輪寺において改めて確認したのである。忌日が過ぎたた
めに定輪寺における安叟の忌祭の様子は記されていないが、
槃脚寺と同様であったであろうことは容易に想像がつく。

これはささやかな事実かもしれない。しかし師弟が、生
前においては勿論、没後においても精神的紐帯で結ばれて
いたことを示す一つの証左となる。また、こうした日常
における催事が、その緊密を一層強化することに役立てら
れていたともいえよう。¹¹

五 尊師への熱誠と宗門の対処

日々の愚直な修養の過程での尊師との交わりや、それへの帰依を深化する催事は、崇敬対象への誠心を育み、そしてその誠心はやがて熱誠となったであろう。それは日常意識において、直接指導を受ける、あるいは受けた、師への絶対帰依の感情となり、さらには尊師と教義の同一化へと傾斜していったであろう。無論それは単に純化された心情ではなく、実利と相即不離のものではあるが。いずれにせよこの「尊師||教義」の觀念を各自が恣意的に自覚する時、各々の尊師を絶対とするあまり、本来同一の教義を信奉しながらも、激烈に争わざるをえない状況を呈するにいたる。これを緩和するために種々の配慮がなされたと思われる。師が弟子の法嗣順位を明確にすることに對しても、その側面を指摘できよう。

(史料G)¹²⁾

法嗣位次

第一	天室	第二	摸堂	第三	学南
第四	無方 ¹³⁾	第五	竺翁	第六	智海
第七	材菴	第八	石室	第九	梵林
第十	光翁				

此外四人

仲和 久菴 大珪 寄栖菴

如上件、尽未際[※]不可乱位次者也、

壬寅五月初九日 安叟(花押)

付

正嫡天室首座

「第三」を、『小山町史』第一卷ならびに『改訂新編 相州古文書』一は、ともに「学南」としているが、十人の僧侶を史料Cに見える安叟弟子に照応させても、学甫(永富)であることは明らかである。「壬寅」は、安叟の生存年代からして文明十四年(一四八二)となる。とすれば、安叟の晩年である。内容は海蔵寺住持の法嗣順位を定めたものとされる。¹⁴⁾

十人の内、天室は実際に安叟の跡を継ぎ、海蔵寺の住持となった。その後、大洲梵守、帰雲守光と継承されている。その他の僧侶の内、光翁のみは事跡不明であるが、他はそれぞれ寺院へと展開し、住持となっている。したがってこれらの直弟子の没後においては、それらの寺院間相互の高下格式形成にとって意味をなす書置となったであろう。すなわち師自身が各弟子の位置づけを明示することにより、無用な争いを回避する企図が含意されていたと思われる。もとより住職の輪住制は、さまざまな性格を併せ持つて

いる。が、こうした事情がより組織的に整備された事例として、最乗寺におけるそれを捉えることができよう。

最乗寺は了庵慧明が応永元年（一三九四）に開創したとされる名刹で、関東から東海にかけての曹洞宗展開の歴史¹⁵上、最重要拠点の一つである。ちなみに近世においては末流寺院数、四千四ヶ寺に及んだ、という。同寺においては、住職を特定の僧侶が長期にわたって務めることはせず、法孫が一世一年で回番するという制度が、明治の初年まで続けられた。その創始の時期については先述のように明確ではないが、安叟がそれに深く関与していたであろうことは次の史料からも窺われる。

（史料H）

大雄峰高、最乗溪深、山門屹立而勢聳雲、案山路遠而人天同、望其威風儼而一百余歲聞未絶、一派分而成兩派、或水如朝東、或星似拱北、諸方学徒不招競來、他山之禪流不得争、然則、早被始彦弟子巡番出世燒香候者、竜如上雲、虎似出洞、不問戒臘高下、不謂老若尊卑、不扱器用不器用、有御評儀末寺末山諸弟子等不被及異議、被請諸尊宿之御意、速達御入院候者、孫子枝葉、重抽雄峰之一宗、長可含笑者乎、至祝々々至禱々々、

于時文明十年戊戌

総世寺

六月十七日

宗楞判

進上 最乗寺

衣鉢禪師

在仲和尚江、從安叟和尚、当山輪住相談之尊書也、この史料の日付は文明十年（一四七八）六月十七日である。輪住制の始期については詳らかでないが、一つの説として、文明元年安叟が最乗寺を退居し、即庵宗（総）覚に住職を譲って以降とされる。もしそうであるとすれば、この時期既に輪住制が実施されていたこととなる。また、在仲宗宥是最乗寺九世で、同十世安叟の法兄にあたる。以上から、この史料の性格は、自らが先鞭をつけた輪住制の意義を改めて、長上の僧侶に披瀝したということになるうか。

さて、宗派は、一派から複数に拡張している、それは川の流れ、星の運行のように、自然裡の伸展であるという。そして、志ある僧侶は、招かずとも諸方面から競って参集するともいう。量的拡大のみならず、この時期の学僧のひたむきな熱情が感じられる。それは、一見喜ばしい状況のようではあるが、安叟はその深層に潜む危険を洞察していたのである。そこでその熱情を、「巡番出世燒香」、すなわち輪住制によって適切に昇華しようとしたのである。修行年限、老若、尊卑、優劣にかかわらず、平等に機会を与えることは僧侶相互の緊張関係の緩和となつたであろう。

本寺に住職するということは、僧侶個人の意識に即して

云えば、上位の権威を認めることを前提に、自らを権威化することである。それは内面の名譽心の充足でもある。

寺院に関して云えば、輪住の順位が定められることにより、寺格が保障されるとともに、それが固定的になることを意味する。中核寺院相互の格差を鮮明にし、またやがて輪住寺院とそれ以外、すなわち各地域における中核寺院とその他の寺院の差別化をもたらしした。

ともあれ、宗門の熱情の高揚、量的拡大に対応した輪住制は、地方展開の促進に寄与したと思われる。

六 最乗寺輪住と定輪寺

最乗寺輪住制の創始に、定輪寺二世安叟は深く関与した。

ここで、最乗寺任職を勤めた定輪寺住職について、「最乗禪寺輪董牒」と「報恩院前任帳」を典拠史料として整理したい。

最乗寺は現在、本院・大慈院・報恩院によって成り立つ。三院とも、法孫が門派を形成し、その門派意識を背景として輪住がなされたことは共通している。

本院は、開山了庵慧明の門下、大綱明宗の十二派と無極慧徹の四派よりなる十六派が回番した（付載、了庵派住持系譜参照）。「最乗禪寺輪董牒」は本院に関する住山の記録である。

報恩院は嘉吉元年（一四四一）に、定輪寺の勸請開山で

もある春屋宗能によって開かれた。康正二年（一四五六）三月十九日の春屋示寂にともない、同年より門下七派による輪住制がしかれた。「報恩院前任帳」は同院の輪住記録である。

両史料ともに、本稿に必要な天文年間までを検討対象とした。大慈院についても記録が残されているが、対象期間の中に定輪寺関係の記載がないので略した。

まず本院については次のようである。年次は筆者が補足した。

（史料Ⅰ）

寛正五年（一四六四）

「甲 申 五世 春屋宗能 和尚 五十九世」

奥州所産也

文明元年（一四六九）

「己 丑 十世 安叟宗楞 和尚 六十世」

文明改元

相州海蔵開山

明応元年（一四九二）

「壬 子 十三世 学甫永富 和尚 定林寺」

明応改元

駿州

史料中の、上の世代は住山の歴世であり、下は「釈迦牟尼仏」より数えてのそれということである。ちなみに最乗寺開山了庵慧（恵）明は五十七世とされている。

春屋は康正二年（一四五六）に没したとされる。寛正五年に住山の記録が残ることは奇異である。この史料の冒頭

部分は、一世一年をより古い年次からの制であると演出するため、後世の僧侶により改竄された可能性があり、この錯誤もそのために生じたのであろうか。

文明元年の十世安叟は、先に史料Dとしても引用したが、輪住制の画期となつたと考えられる。

次に報恩院について見たい。

(史料J)¹⁸

長祿元年(一四五七)

「丁 安叟楞和尚 廿二日
示寂」

前年に住山した住仲宗宥(最乗寺本院九世)の記録の一段に注記があり、「康正二丙子年三月十九日二輪次始テ、即七月廿七日二渡、安叟派也」とされ、引継ぎの状況が示されている。また、明確な門派の意識が見られる点も留意すべきであろう。

天文年間までに限ると以上である。この時まで定輪寺は、住持六世を数えているが(付載、了庵派住持系譜参照)、この内輪住を経験した者は安叟と学甫の二人ということになる。すなわち、最乗寺輪住は僧侶にとつて一生に一度あるかないかの一大行事であつた。

定輪寺は、この後も輪住を許される寺院、当地方の中核寺院として重きをなした。

七 安叟と竜泉寺

最乗寺で輪住制を唱導するまでに、安叟はどのような軌跡を経たのであろうか。ここで、その点について多少補いたい。

まず、多くの開山となつているが、それに関しては年譜をご参照いただきたい。

さて、輪住、ないしはそれに近いかたちで住山したと思われる寺院をまとめると次のようになる。

・長祿元年(一四五七) 最乗寺報恩院

・寛正六年(一四六五) 総持寺

期間三カ月余

・文正元年(一四六六) 最乗寺三院の何処か

最乗寺の輪住記録にはなし

・文明元年(一四六九) 最乗寺本院

輪住制を始めるカ

この他に、史料Cの中に「継補」最乗・竜泉」という記述がある。最乗寺とともに、竜泉寺にも輪住したことが認められる。ただし、年代の記載はない。この件については、次の「天叟原訓書状案」が参考となる。

(史料K)¹⁹

謹言上、抑永沢寺・竜泉寺・妙高庵三ヶ寺、了庵和尚

御門中輪番之次第、大綱和尚之御弟子、雖有二派、吾
宝御門中之事者、在御児孫之御前、春屋之御弟子、七
人輪番之次第、永沢寺者在仲、竜泉寺者安叟和尚、妙
高庵者即庵和尚、三ヶ寺一遍終而、復永沢寺者、実山
和尚雖当輪番、憑能山和尚御申、從藏春院請狀申乞、
瑞竜院周道書記住院山ノセウ候、從此後者、竜泉寺者天巽和尚、
妙高庵者月窓和尚、永沢寺者壘叟和尚、三ヶ寺無極派
輪番之御事者、月江和尚在御子孫之前、將又最乗寺之
事者、大綱・無極兩派無懈怠、可有御住院処に、彦弟
子巡番畢而、有兎角之儀之間、宗栄書總主前住記門中江立使僧
申合、被仰合愚僧、為御登輪番被始事、兩派之尊宿雖
御存知之前候、為末代申置者也、一巡終者、至于未來、從
大綱派可始之旨、如件、以此趣、侍者言上、恐惶敬白、

明応十年甲子七月廿七日

濃州天徳寺

原訓天叟在判

進上 最乗寺衣鉢閣下

原訓天叟是最乗寺本院四十五世天叟原訓のことで、門派
でいえば、大綱派中の春屋七派の内、在仲派に属する（付
載、了庵派住持系譜参照）。在仲派は春屋七派の中で最上位
に位置する。系譜は在仲宗宥―桂堂原佐―天叟とつらなる。
天叟は総寧寺（千葉県市川市）、総寧寺（滋賀県坂田郡近江
町）、天徳寺（岐阜県関市）の住職を歴任しており、この事

跡は、師の在仲・桂堂とまったく同様である。すなわち直
系の高足と思われる。史料の内容は、そうした立場を反映
し、春屋七派、就中、在仲派の最乗寺における権益を保守
しようとする意味合いが強い。

まず、永沢寺（兵庫県三田市）・竜泉寺（福井県武生市）・
妙高庵（石川県鳳至郡門前町 現在廃寺）の輪住の順位が
問題となっている。史料中の在仲・安叟・即庵・実山・天
巽・月窓・壘叟は春屋七派をかたちづくった僧侶たちであ
る。天叟は同派の考えを代表する立場から、同じ了庵派で
はあるが、吾宝五派・無極四派に対する対抗意識が明白であ
る。さらに春屋七派内における在仲派の優位を主張すべく、
輪番順位の先頭をも確認している。そして、実山永秀を例
外としながらも、輪住順序の実例を示し、後世への規範とし
ようと意図している。

後半に記された最乗寺輪住に関しては、無極四派と、春
屋七派の属する大綱十二派との対抗関係から、「一巡終者、
至于未來、從大綱派可始之旨、如件」として、大綱派の優
位を高唱している。

史料の年次表記については多分に疑問もあるが、この頃、
すなわち安叟の一世代後の時節においても、輪住制、とり
わけその順位が問題となっていたのは事実であろう。輪住
制の基礎は安叟によって確立されていたであろうが、未だ

発展途上でもあったと推定される。当地方の宗派をめぐる状況は、善きにつけ悪しきにつけ本質的に変化しておらず、安叟以降の僧侶たちも宗派隆盛のため試行錯誤を重ねていたことであろう。この史料は、宗門のあるべき姿への強い志向性を含意しながらも、そうした過渡的状況を物語るものといえよう。

ところで、この史料の天叟が三ヶ寺の住職を述べる中にも、安叟が竜泉寺に住したと見える。竜泉寺は応安元年（一三六八）に開かれたとされる。開山は了庵慧明の師で、総持寺五世の通幻寂霊である。由緒からしても、宗門の重要拠点の一つであったと考えられる。

さてそこで、竜泉寺に伝えられた史料によって、安叟と同寺の関係について検証したい。竜泉寺歴住のうち了庵派に関係ある記事を、百二十五世までの間で抽出すると次のようになる。

- 十五世 無極慧徹 応永十六年（一四〇九）
- 二十五世 大（太）綱明宗 応永二十六年（一四一九）
- 三十五世 月江正文 永享元年（一四二九）
（無極派）

● 四十五世 春屋宗能 （大綱派）

永享十一年（一四三九）

● 五十五世 華（花）叟正壽 （無極派）

宝徳元年（一四四九）

● 六十五世 不明

長祿三年（一四五九）

● 七十五世 絶芳祖周 （無極派）

文明元年（一四六九）

● 八十五世 不明

文明十一年（一四七九）

● 九十五世 培芝正悦 （無極派）

延徳元年（一四八九）

● 百五世 梵海正音 （無極派）

明応八年（一四九九）

● 百十五世 不明

永正六年（一五〇九）

● 百二十五世 不明

永正十六年（一五一九）

了庵派による竜泉寺輪住は十年おきに行われた。九十五世と百五世は無極派が続いているが、少なくとも五十五世までは同派と大綱派が交互に輪住している。輪住制が用いられる場合、こうした不文律があることが多い。六十五世

と八十五世が不明とのことであるが、その順を考慮すれば、大綱派である可能性が大きい。

史料Kにおいて、安叟以外で竜泉寺に住山したと記されていたのは、天巽慶順である。天巽は竜華院（群馬県沼田市の清源院（神奈川県厚木市）、松石寺（同）の開山となっている。「清源院過去帳」によれば明応七年（一四九八）三月四日に没している。年譜にも示した通り、安叟の示寂は文明十六年（一四八四）九月二十二日である。

没年からすれば、両僧とも百五世以降ではありえない。またともに八十五世となりうる。しかし年令的にも晩年で、既に高僧の域に列していた安叟が住山したとは考えがたい。六十五世（長祿三年）安叟、八十五世（文明十一年）天巽とするのが、最も自然な理解と思われる。²³

以上のようにして、安叟の一輪住事例を検証した。安叟は、自らが修行の過程で複数の寺院に輪住するという経験をもっていた。それを踏まえ、弟子の善導による宗門の発展を願い、最乗寺に輪住制を確立すべく尽力したのである。

八 結章

日々の愚直な修養・修行と、その過程に巧みに折り込まれた催事は、師への帰依の情を深化する。その強い紐帯が、

修行者であると同時に生活者でもある僧侶の、精神世界における基軸を形づくる。そしてそれは、日常意識における「教義日尊師」の観念へと帰趨していく。熱誠は往々にして弊害を生む。それに対処するため法嗣順位の書置きが残され、輪住制が用いられた。僧侶の意識内における上下両方向への権威化と、世俗的組織体でもある寺院に対する寺格の形成、がその要諦である。

精神と現実の適切な均衡の上に成立した強固な信念が、曹洞宗地方展開の起動力の中樞を構成していたと思われる。

中世の一般社会においては、たとえば福善禍淫の規則性が容易に成立することは少なく、したがって来世への依存を深めたと思われる。しかし、いたずらに来世を説くことのなかったであろう、地方の曹洞宗僧侶が、善行、すなわち、究極的修養・修行に絶対的価値を見いだす時帰着する、強い現世の論理ともいえようか。

この時代、当地方の曹洞宗に、地方宗教者がたどる一類型を見いだすことができる。

(1) 『東駿地誌』(一九六〇 駿東教育委員会)「貞純親王の墓」の項、参照。現在は定輪寺に隣接する桃園神社に移されている。

(2) その他、貞純親王から四代後の、桃曾根四位少将仙千代

こと光沖による「定輪寺造営」を記す史料もあり（「駿河記」「駿河志料」「駿河国新風土記）、検討課題である。

- (3) 『裾野市史』第二巻 資料編古代・中世（一九九五 裾野市）三四五。以下、『市史』と略す。また、数字は資料番号である。

- (4) 『大日本仏教全書』。

- (5) 『南足柄市史』八 別編 寺社・文化財（一九九〇南足柄市）付録。

- (6) 岩崎宗純「大雄山最乗寺の輪住制についての覚書」（『市史研究あしがら』三一 一九九一・三）参照。

- (7) 安叟は大森氏の中でも特に氏頼（寄栖庵）との関係が深い。それは、「安叟宗楞置文写」（後掲 史料G）に、四人の重要人物の一人として寄栖庵と見えることから明らかである。また、前述の定輪寺に所蔵されていたであろう縁起書について、『静岡県駿東郡誌』は「縁起書 一卷 康正二丙子年三月十九日大森寄栖庵書」と記している。

この史料の実際の成立年は不明である。しかし、氏頼の死去は明応年間とされ（『市史』三七三 註(7)参照）、この日に従えば氏頼若年時の書ということになる。またこの日は春屋宗能の没した日でもある。こうした点からも檀越としての氏頼、ないしは後世そのように仮託されたそれを想定することは可能である。また、「駿河志料」の「定輪寺」

の項にも、同寺と氏頼（寄栖庵）の関連をうかがわせる記述がある。海蔵寺では安叟を、大森頼明の子（『神奈川県の地名』『海蔵寺』の項）とも、大森氏二代頼春の子で、四代氏頼をたすけた（『角川日本地名大辞典』一四 「海蔵寺」の項）ともしている。しかし「大森系図」「大森葛山系図」「葛山家譜」等の系図類を参照しても、管見の限り安叟と大森氏の関係は詳らかでない。今後の検討課題としたい。なお、鈴木泰山氏は、総世寺、海蔵寺の開創における氏頼の外護を指摘し（『禅宗の地方発展』一九四二 畝傍書房 二九四頁）、また、広瀬良弘氏は安叟を大森氏の一族としている（『禅宗地方展開史の研究』一九八八 吉川弘文館 五二二頁）。ところで、この時期の駿東地域における曹洞宗僧侶が民衆教化に腐心していたことを窺わせる史料は少ない。当地方における同宗の教勢拡大といった場合、一般民衆への教義の普及というよりも、宗教拠点の確保という意味合いが強いようにも思われる。こうした布教形態の問題を、有力檀越をも視座に含めながら検討することが必要であると考えている。

- (8) 「梅花無尽蔵」二（『市史』三五三）。

- (9) 「梅花無尽蔵」二（『市史』三五五）。

- (10) こうした万里の評を見ても、学甫の人物を知ることができるところで、文亀二年（一五〇二）八月三日、湯本（神

奈川県足柄下郡箱根町)で亡くなった連歌師飯尾宗祇は、峠を越え定輪寺に葬られる。学甫は存命で、葬儀に立ち合ったと思われる。同寺が埋葬場所として選ばれたのは、地理的に近隣という条件のほかに、安叟、学甫の僧侶としての声価もあつたのではないかと推定される。

(11) 万里はその後、二十九日に定輪寺を発ち、足柄峠へ赴いた。万里自身が記しているが、相州方面に到るには箱根路と足柄路の両道がある。つまり足柄路を選択したわけであるが、その理由の一つは、これまた文中にあるように、足柄峠からご来光を拝したいという願望があつたからであろう。しかし同時に留意したいのは次の記述である(「梅花無尽蔵」二 『南足柄市史』一〔資料編 自然 原始 古代中世 一九八九 南足柄市〕一二一所収)。

始入相州、其地号関本

同日関本之最乗寺有小
羅漢、脚倦、不果看

坂超足柄踏湘煙、照淡鷓鴣声湿辺、鞋倦不逢小羅漢、

最乗古刹樹參天、

相州鎌倉邊、
用湘故事

「脚倦」し、外観を眺望するにとどまつたが、万里は最乗寺を訪れているのである。安叟が既に住山し、この後明応元年(一四九二)に学甫もそうすることとなる、定輪寺住持師弟にとって重要な寺院である。万里の無意識の中に、安叟・学甫に機縁を感じる思いが生じてのことかもしれない。

(12)

「安叟宗楞置文写」(『相州文書』所収足柄下郡海蔵寺文書『小山町史』第一卷 原始古代中世資料編 一九九〇 小山町・六二六)。

(13)

この「無方」は、史料Cの十人の弟子と対応すれば明らかに無方相である。ところで、前節で万里集九と対面した槃脚寺の僧侶は、「梅花無尽蔵」には「毫光老主人」「槃脚長老」「槃脚和尚」とあり、道号法諱については記載がない。共通の師が安叟で、「法兄」学甫永富の「法弟」にあたる関係が記されている。種石昌雄氏は、その僧を無方相ではないかとされた。そして根拠として、盤脚院の現住が朝夕の読経の際「無方相」の名を唱えている点、また、無方相の位牌が存在している点を挙げている(「宝珠山盤脚院開山縁起私考―其の背景を萬里の東遊記にひろう―」『古城』第六号 一九七七・三 静岡古城研究会)。この史料で、学甫が「第三」、無方が「第四」とされていることから、学甫が無方の法兄にあたるとの記述にも符合し、その説を補強する。しかし、読経の際の僧名が「無方相」であり、位牌(H61・4×W18・3×D5・8)にも「当山前住無方相大和尚」と記されていることには多少疑義を感ずる。本来、無方口相であつたはずで、無方相としか記載・伝来されていないことは、これが後世に附会された可能性を示す。位牌の形状も、同寺の他のそれと比定して

も近世の作であり、根拠としては薄弱である。他方、盤脚院には、六世教山本戒ないしは、七世泰屋長運の頃整理されたと思われる過去帳が所伝されている。その劈頭に歴住一覧があり、九世以降は別筆で書き足されている。そこに、次のようにある。

総持

十代 享和三癸亥
四月十四日

九月十五日

当院前住無方老和尚 時代
不知

総持

十一世 天保四癸巳年
七月十七日

十世は然山岱廓、十一世は悦宗泰善である。この史料から知られるのは、悦宗の時、開山無方相が付加された可能性が高いことであろう。位牌の作成、読経の際の読み込みもこの頃以降ではなからうか。無方が付加された背景として、たとえばその名に見える「日本洞上聯燈録」は、享保十二年（一七二七）に成立し、出版されたのは寛保二年（一七四二）である。时期的に符合する。ただし、どの文献によっても法諱は「相」としかわからない。盤脚院において無方相としか寺伝されていない事情はこの辺りにあろうか。また、安叟の直弟子十人の事跡を調べると、無方と第十光翁の二人が不明であることがわかる。ともに学甫の法弟にあたる。このため、学甫の第三に、より親縁性を

想定し得る第四の無方が選択された、という考えも成り立つ。しかし、事実開山であった可能性も否定しきれない。「無方老」とし「相」でないのは、近世後期にいたるまでの口伝の過程で、「ソウ」が「ロウ」に変化した結果と捉えることもでき、とすれば実際に口伝が存在したために、それに相当する僧名を文献によって調べ、補い、無方相と結論するにいたったということもあり得る。また、無方の忌日は、管見のかぎり他の史料には見えないが、ここには「九月十五日」と明記されている。事実とすれば重要である。ただし、この過去帳は日拜形式であるが、他の歴住がそれぞれの忌日に名が見えるのに対し、十五日の丁に無方相のそれはない。また、月日のみで年次記載がないのも不自然である。この忌日が恣意的に設定された可能性も配慮すべきであろう。いずれにしても無方相については不明な点が多い。

(14) 海蔵寺住持と限定することに若干の疑問はあるが、ひとまず『小山町史』一・六二六の頭注に従いたい。

(15) 最乗寺の基本的な寺史については『大雄山誌』（二九六一最乗寺）を参照されたい。

(16) 「安叟宗榜書状案」（香雲寺文書『小山町史』一・六二二）。

二。なお、「総世寺文書」にも同文の史料がある（『南足柄市史』一・一一九）。

(17) 『南足柄市史』八 別編 寺社・文化財 付録。

(18) 同。

(19) 『小山町史』一・六三九。

(20) 同「解説」参照。

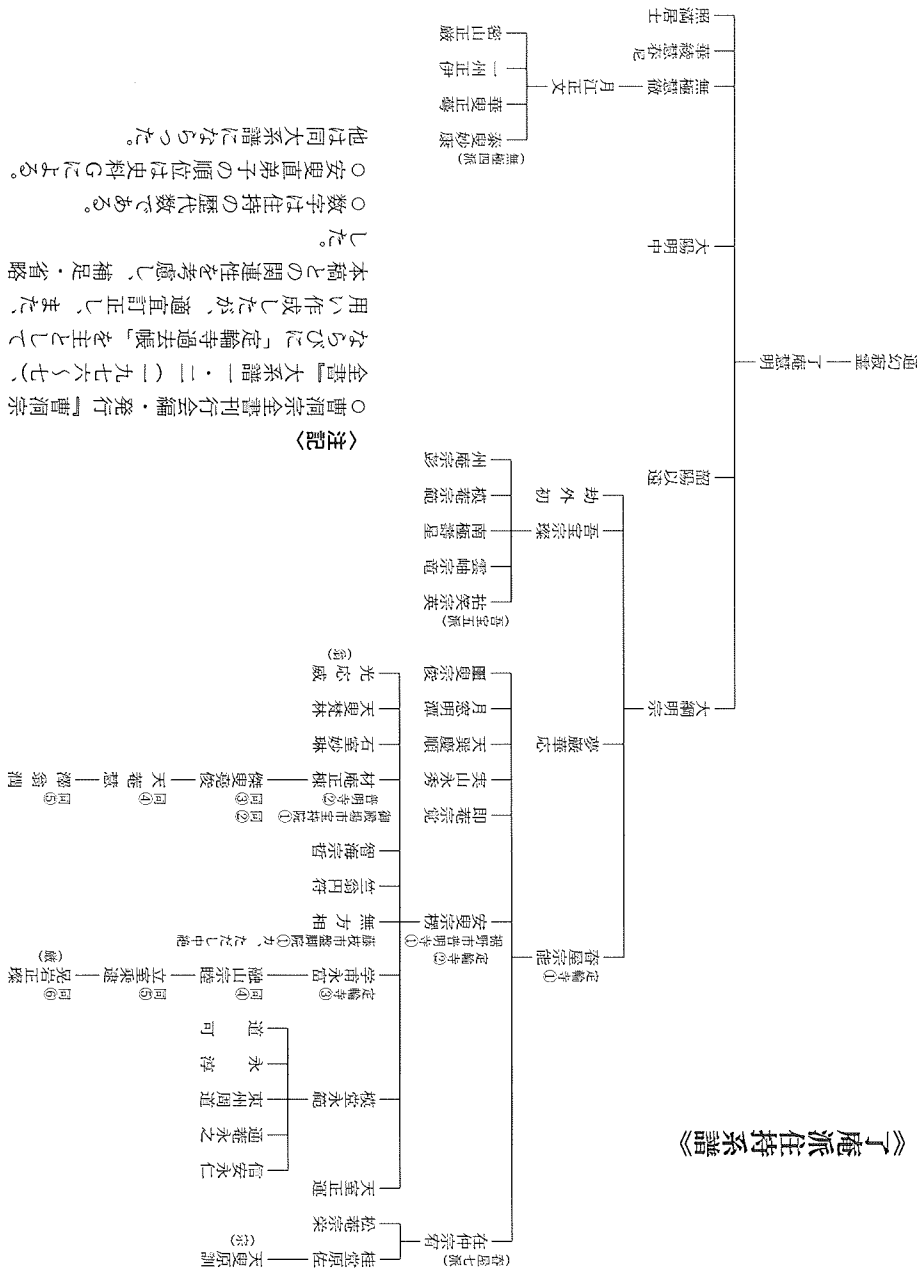
(21) 『武生市史』資料編 社寺の由来、参照。

(22) 竜泉寺現住職山口正章氏教示、ならびに同氏『通幻禪師と竜泉寺』(一九九〇 竜泉寺) 所収の同寺歴代住職一覧を参考にして作成。なおこの一覧は、同寺に伝存する寛永十九年(一六四二)南竜存舜(同寺二四八世)作成の輪住帳を基本史料として編まれている。

(23) 先述のように、最乗寺においては一年一世を演出するために、輪住帳の改竄が行なわれた可能性がある。一応の結論を得つつも、竜泉寺の史料についてもなお慎重な検討が必要となろう。

○本稿作成に際し、定輪寺御住職中村雄爾氏には格段のご便宜をいただいた。また、その他関係諸寺、ならびに裾野市史編纂室各位にも多々ご協力をいただいた。記して感謝の意を表します。

《了庵派住持系譜》



〔注記〕

○曹洞宗全書刊行会編・発行『曹洞宗全書』大系譜一・二（一九七六〜七）ならびに「定輪寺過去帳」を主として用い作成したが、適宜訂正し、また、本稿との関連性を考慮し、補足・省略した。

○数字は住持の歴代数である。

○安良直弟子の順位は史料による。他は同大系譜にならった。

《定輪寺関係年譜》

年号	西暦	月日	事	項	典拠
延暦年間	782～806		空座によって開創されるという。		『静岡県駿東郡志』「定輪寺」の項・定輪寺「重興記」碑
延喜12年	912		清和天皇皇子貞純親王、桃園山定輪寺と改称するという。		『静岡県駿東郡志』「貞純親王陵墓」の項・定輪寺「重興記」碑
応永21年	1414		安叟宗標、海藏寺（神奈川県小田原市）を真言宗の庵寺跡に開創する。		『角川日本地名大辞典』14「海藏寺」の項
永享2年	1430		親之法印、春屋宗能を勧請して定輪寺を曹洞宗に転宗するという。		『静岡県駿東郡志』「定輪寺」の項・定輪寺「重興記」碑
永享年中 嘉吉元年 嘉吉元年	1429～1441 1441 1441		小田原城主大森氏、海藏寺を建立し、安叟宗標を開山として招く。安叟宗標、海藏寺開山。		「重鏡日城洞上諸相伝」巻3 『新編相模国風土記編』巻31 保壽院現存による御教示
〔祿元朝以前〕 文安2年	1445 〔1528以前〕		安叟宗標、宝（保）壽院（静岡県熱海市）開山。		『日本の上野燈録』巻6
宝徳3年	1451	5月	安叟宗標、総持寺（神奈川県小田原市）の開山となる。ただし、勧請開山であるとする。		『新編相模国風土記編』巻20 『大木山総持寺住持歴代』（『曹洞宗全書』大系附録）
享徳4年	1455	開4月5日～5月3日	春屋宗能、大権山中の茂木を嚴禁する。		『定輪寺過去帳』・「日本の上野燈録」
康正2年	1456	3月19日	春屋宗能、最乗寺報恩院にて没する。75歳。		巻5・『大権山誌』
康正2年	1456		海藏寺住職（カ）安叟宗標、照明寺（現伝正寺 茨城県真壁郡真壁町）を臨濟宗から転宗し、開山となる。		『茨城県の地名』「伝正寺」の項
長祿元年 長祿3年カ	1457 1459カ		安叟宗標、最乗寺報恩院に轉住する。		『日本地名大辞典』8「伝正寺」の項
			安叟宗標、電泉寺（福井県武生市）65世として住山する（カ）。		『報恩院前住職』
〔年不詳〕 寛正5年 寛正6年	1464 1465	5月1日～8月2日	安叟宗標、電泉寺を継いで住山する。		「天復原訓書求案」（「香雲寺文書」
寛正6年 〔年不詳〕 文正元年	1465 1466	5月10日～8月2日	安叟宗標、最乗寺本院に轉住する。（すでに春屋は没しているカ） 安叟宗標、總持寺（石川県鳳至郡門前町）225世として住山する。 同上。 安叟宗標、命により總持寺に住山する。 安叟宗標、最乗寺に住山する。		『小山市史』1・639）・電泉寺現住職山口正義氏教示・同氏『通女禪師と電泉寺』（1990 電泉寺）所収の電泉寺歴代住職一覧 『日本の上野燈録』巻6 「最乗禪寺輪書題」 『大木山総持寺住持歴代』（『曹洞宗全書』大系附録） 『總持寺誌』 『日本の上野燈録』巻6 「日本の上野燈録」巻6 「重鏡日城洞上諸相伝」巻3 海藏

文明元年 〔年不詳〕 文明2年	1469 1470		安叟宗標、最乗寺に轉住する。 安叟宗標、最乗寺を繼いで住山する。 安叟宗標、定輪寺に傳る(2世)。	寺安叟楞禪師伝〔市史〕345) 「最乗禪寺輪董撰」 「日本洞上聯燈錄」卷6 「重鏡日域洞上諸祖伝」卷3 海蔵寺 安叟楞禪師伝〔市史〕345) 安叟宗標實次案〕(總世寺文書・香雲寺文書)
文明10年	1478		安叟宗標、總世寺に住山し、最乗寺在仲宗右に轉住制を薦める。	「安叟宗標置文亨」〔相州文書〕所収 足柄下郡海蔵寺文書〔小山町史〕1・62(81)
(文明14年)	(1482)	5月9日	安叟宗標、海蔵寺(カ)の法嗣順位を定める。	「定輪寺過去帳」・「重鏡日域洞上諸祖伝」卷3 海蔵寺安叟楞禪師伝〔市史〕345)
文明16年	1484	9月22日	安叟宗標、没する。88歳。(『日本洞上聯燈錄』卷6では98歳で没したとする。)	伝正寺(茨城県真壁郡真壁町)所伝、 菴泉寺(茨城県東茨城郡御前山村)所伝。 「梅花無尺藤」2〔市史〕353)
文明16年	1484	9月23日	安叟宗標、没する。	
文明16年	1484	9月25日	安叟宗標、没する。	
文明17年	1485	9月20(あるいは21)日	安叟宗標の命日を祭るのを見る。 万里集九、定輪寺に滞在し、学甫永富と対面する。学甫70歳。	
文明17年	1485	9月27～9日	万里集九、定輪寺に滞在し、学甫永富と対面する。学甫70歳。	
文明元年	1492	8月3日	宗長らが、宗祇を定輪寺に埋葬する。	
文應2年	1502	9月16日	学甫永富(同僧が隠居していたとすれば四世離山宗睦)が、宗祇に「天以」と道号を与えたとの記事が見える。	
文應3年	1503	4月27日	学甫永富、没する。	
永正17年	1520	12月9日	離山宗睦、没する。	
享祿元年	1528		北条氏綱、室(保)善院(静岡県熱海市)を早川(神奈川県小田原市)に移し、海蔵寺と改称する。	
天文3年	1534	5月11日	定輪寺5世立室乗遠、没する。	
天文20年	1551	9月21日	今川義元、寺領などを不入の地として安堵する。	
永祿3年	1560	10月21日	定輪寺6世晃岩正孫、没する。	「定輪寺過去帳」 「日本洞上聯燈錄」卷6 「定輪寺過去帳」 「今川義元判物」〔市史〕504) 「定輪寺過去帳」

〔注記〕

- 相互に矛盾すると思われる記載もあるが、参考に供するため、典拠を示しそのまま掲載した。
- 年不詳、あるいは、それに類する事項については、確からしいと考えられる年次に挿入し、年号・西暦に〔 〕を付けた。
- 『市史』は、『裾野市史』第2巻 資料編 古代・中世、の略記である。
- 菴泉寺(茨城県東茨城郡御前山村)は安叟宗標を開山としながらも、開創を慶長元年(一五九六)としているため、その事項は年譜から除外した。
- なお、これは安叟が勧請開山であることを示していると思われる。
- 『聖徳宗全書』大系譜には、安叟宗標が開山である寺院として、上記以外に神奈川県「室(美)善院」と見えるが、所在不明である。あるいは、茨城県に菴泉院末寺の宝善院がかつて存在したが、これであろうか。

深良用水における国役普請の要求過程

— 弘化三年の国役普請を中心に —

井口 俊 靖

はじめに

- 一 領主と水配人・惣代人
 - 二 領主への要求
 - 三 公儀への要求
- おわりに

はじめに

深良用水がつくられた目的は、水の不足していた黄瀬川兩岸の村々に水を送り、畑を水田化することにある。その構造は、箱根山の外輪山を掘り貫き、芦ノ湖の水を箱根山の西斜面を流れる深良川および「新川」に流すことより黄瀬川へと落とし、この水を堰上げるといふものである。

かつて私は、毎年春と秋に行われている隧道点検に随行

し、隧道内を懐中電灯と杖を持って歩き、あらためてこの隧道の凄さを実感することができた。当然のことながら、この隧道は現在のトンネルとは全く異なるものである。それは隧道はけっして真つ直ぐではなく、ある時は岩盤を避けて直角近く曲がつており、頭をぶつけるほどの低い天井かと思えば、数メートルの高い天井もあり、水が流れる川床も足首くらの浅いところもあれば、深い淵となつているところもある。所々には鑿の痕も残り、隧道開削時の苦労がしのばれるとともに、三百年以上の時の流れを感じることもできた。

この隧道と、開削した江戸の町人友野与右衛門、深良村の名主大庭源之丞は「箱根用水」の名とともに現在広く知られており、近世においても江戸の町人で開削工事の請負人である元締衆の名は伝えられてきた。三百年以上の時の

流れの中で、友野与右衛門などの元締衆が今なお忘れられずにいるのは、この深良用水が現役で使用され、生きている用水であるからであり、用水は人によってつくられ、大切に守られてきたのである。

用水を守ることは、すなわち維持と管理は、農村において最重要課題の一つであり、村の共同体としての機能が發揮される場面である。しかし大規模で複雑な構造をもつ深良用水の維持は、個々の村のみでは不可能であり、特に二十九ヶ村に関わる芦ノ湖水門や隧道・新川については、用水組合である「井組」が維持・管理にあたる必要があった。

毎年行われる村を単位とした用水の維持や小規模な普請は、一般的に村入用によって支出される「自普請」で行われた。普請が大がかりになり、村で負担するのが困難な場合は領主に願ひ出て、その普請費用を一部負担してもらう「御普請」が執り行われた。さらに個別領主の負担では困難な大規模な修復が必要な場合には、普請費用の一部を幕府や国役金から支出する「国役普請」が行われた。国役普請は領主支配の枠を超えて、公儀に関わる普請である。その実現のためには、受益者である村人はまず支配者である領主を動かさなければならぬ。さらに領主と一体となり幕府に公儀に当たる必要があった。当然その要求は、形式的な村からの「願書」の提出だけで実現することはないの

であつて、結論からいえば、現在と同じように国から資金を勝ち取るためには「人」と「お金」が動いているのである。

本稿は国役普請の実現のために、いかなる人がどのように動き、また、どのようにお金が流れて国役普請が実現するのかを検証するものである。

一 領主と水配人・惣代人

深良用水の国役普請については、筆者はかつて検証した¹⁾が柴雅房氏、菊池邦彦氏、厚地淳司氏の研究等に依拠して、井組の成立・発展も含めて深良用水の歩みを概括し、国役普請と関わった人達についてみていこう。

深良用水の隧道が完成し、開通したのは寛文十一（一六七一）年である。その後の用水の維持・管理は、元締衆が中心となつて行つていたようであるが、貞享五（一六八八）年に元締衆の用水支配権が幕府によつて取り上げられ、沼津代官が用水支配を行うようになった。同年、牧堰掛りの十五ヶ村が井組から離脱して井組は三十ヶ村となるが、この年に最初の「水配人」である御宿村平次郎と茶畑村甚右衛門が任命されている。さらに宝永四年（一七〇七）に本宿村が離脱して、井組は二十九ヶ村となった。以降、この村

数で固定する。

宝永五年の水論で、上郷・中郷・下郷より二名ずつの計六名の水配人が任命され、各郷を代表する水配人の体制がつくられている。また、元文二（一七三七）年の支配替によつて、井組村々は十名の大名・旗本によつて支配されるようになるが、用水支配の役人は「定年番」として小田原藩より一名毎年派遣し、「当年番」として残りの九人の旗本が年番で役人一名ずつを派遣する体制がつくられている。

深良用水の水不足は享保年中には顕在化しているが、特に明和期には深刻化した。安永五（一七七六）年の水論もこの影響により起こつたものであるが、訴訟は評定所にまで進み、その結果「定書」が作成されて井組の用水運営が具体的に確定していった。

翌安永六年には沼津藩が成立し、井組の村々の内九ヶ村が沼津藩の支配を受けることとなった。そして安永九年に最初の国役普請願が提出され天明元年に見分が行なわれて、天明二（一七八二）年、最初の国役普請が実施されている。しかし同年七月に大地震が発生し普請場所が崩壊、再度の普請願がかない天明四年に二度目の国役普請が実施されている。沼津藩の成立と国役普請実施の関係は明確ではないが、当時の沼津藩藩主は水野忠友であり、天明元年より老中格、天明五年よりは老中を務めた田沼政権の実力者であ

り、水野氏の力が国役普請の推進力となつたと考えられる。

その後国役普請は、文政三（一八二〇）年と天保三（一八三二）に実施されているが、これらの国役普請は弘化三年の「湖水御普請願惣代江戸出勤覚書」³³の中で、「天保度計小田原様にて御取計被成候与被申候、文政度之義ハ水野様にて御扱取計被成候様被仰候、是迄御普請与ても御両家御役中之時節故、御進達も手輕相濟」とあり、文政期の国役普請では沼津藩水野氏が、天保期では小田原藩大久保氏が役職に就いていたので容易に国役普請が実施されたと水配人達に認識されていた。実際、文政期では水野忠成が文政元（一八一八）年より老中首座に就いており、田沼の再現といえるほどの実権を握り、幕府財政を自由に取扱うことが出来る立場にあつた。また、天保期の大久保氏も同様に大久保忠真が文政元年より老中に就任し、天保六年には老中首座を務めるなど、やはり幕府内の実力者であつた。また、忠真は二宮金次郎を採用するなど領内の建て直しにも力を注いだ英明の藩主であつた。

このように天保期までの四度の国役普請が行われたときには、沼津藩および小田原藩の領主は幕府の実力者であつた。しかし水野忠成が天保五年に、大久保忠真が天保八年に死去すると、以後両藩の藩主は幕府の役職に就いていない。特に沼津藩は、天保五年より同十三年まで忠義、天保

表 1 惣代人・水配人一覧

	文政 4 年 6 月	文政13年10月	天保 2 年閏11月
惣代人	御宿村 半七(組)	御宿村 平次郎(名)	深良村 仲蔵(名)
	千福村 文右衛門(名)		深良村 林右衛門
	佐野村 政右衛門(名)	佐野村 源五郎(名)	御宿村 仙蔵(名)
	平松新田 幸蔵(組)		公文名村 宇平治(名)
	上土狩村 五郎右衛門(組)	下土狩村 忠助(組)	茶畑村 甚蔵(名)
	中土狩村 善蔵(組)		石脇村 良蔵(名)
水配 上役	深良村 平八	深良村 仲蔵	中土狩村 善蔵(組)
	佐野村 常蔵	公文名村 宇平治	下土狩村 幸右衛門(名)
	下土狩村 幸右衛門	下土狩村 幸右衛門	下土狩村 忠助(組)
水配 下役	深良村 林右衛門	深良村 林右衛門	
	茶畑村 又四郎	茶畑村 甚蔵(又四郎代)	
	竹原村 与兵衛	中土狩村 善蔵	

	天保 3 年 5 月	天保14年10月
惣代人	下土狩村 忠助(組)	深良村 治三郎(名)
	御宿村 仙蔵(名)	御宿村 吟右衛門(名)
	石脇村 良蔵(名)	佐野村 儀右衛門(名)
	茶畑村 甚蔵(名)	久根村 弥右衛門(名)
	上土狩村 五郎右衛門(組)	上土狩村 安兵衛(名)
	中土狩村 善蔵(組)	下土狩村 瀬兵衛(名)
水配 上役	深良村 仲蔵(名)	深良村 仲蔵
	公文名村 宇平治(名)	公文名村 宇平治
	下土狩村 幸右衛門(名)	下土狩村 幸助
水配 下役	深良村 林右衛門(組)	深良村 久左衛門
	茶畑村 又四郎(組)	茶畑村 林右衛門
	中土狩村 義左衛門(組)	中土狩村 儀左衛門

(名) は名主、(組) は組頭

十三年より同十五年まで忠武、天保十五年より安政五年まで忠良と短期間で藩主が交代しており、不安定な状況であった。兄の病死後藩主を継いだ忠良は、本稿の対象としている弘化三年の国役普請時にはまだ十二歳の少年で、小田原藩の大久保忠愨も当時十七歳の青年であった。したがって、この時の両藩は幕府に対して発言力は持ち得なかった。

一方、近世後期における井組のメンバーは〔表1〕に示した通りである。弘化三年の「惣代人」は天保十四年と同様すべて名主であり、井組二十九ヶ村の有力農民達である。

「水配人」は水配上役と水配下役に分かれるが、必ずしも名主ではなく、深良村の林右衛門などは継続している。実際に水配を行っていた用水維持の実務担当者といえるであろう。このような惣代人と水配人からなる十二人体制はいつ頃から形成されたのであろうか。

天明三年の湖水御普請願⁵に関する惣代の江戸出府伺いで、惣代が「沼津御領分ニ而老人、小田原御領分ニ而老人、外ニ御給所ニ而老人出府」することが決められており、支配を単位に惣代を江戸に出していることを確認できる。また、寛政五（一七九三）年の願書では二十九ヶ村惣代として十二名が連名しており、文政二（一八一九）年の国役普請願書では二十九ヶ村惣代として、名主・組頭の六名に続いて水配人三名、水配下役三名の十二名が連名しており、文政

三（一八二〇）年の国役普請書上帳⁶でも水配人三名、水配下役三名、惣代人六名が連名しており、このころには十二人体制が確立していたことが確認できる。水配人については先に見たように、井組内部の水論で確立していったものであるが、惣代人は国役普請の要求の中で、井組の外に出て領主や幕府に対応するための必要から制度化されたものである。

二 領主への要求

天保十四年三月、「御普請願諸入用定書」⁷が二十九ヶ村名主から水配人・惣代人に提出されている。これが弘化三年に実施された国役普請の始まりである。今度の国役普請は、天保十四年二月九日に発生した駿河大地震のために水門の粹の大破、石垣土手などの御普請場所が欠け崩れたために願い出たもので、深良用水としては五度目の国役普請となる。この定書では国役普請願いを惣代一郷につき二人づつの六名、水配人六名の合計十二名に任せることや、小田原行雑用、江戸御願雑用、沼津行葦山行雑用の取り決めが行われている。その費用は次の通りである。

江戸往返一日 銀七匁五分づつ

同断逗留中一日 銀六匁五分づつ

小田原行一日 錢五〇〇文づつ

葦山行一日 錢四〇〇文づつ

沼津行一日 錢四〇〇文づつ

江戸には幕府があり、両藩の藩邸や旗本の屋敷がある。

小田原と沼津はいうまでもないだろう。葦山は幕府代官江川太郎左衛門役所があり、幕府からの国役普請の費用はここから下げ渡される。¹⁰惣代人はこれらの場所に頻繁に通わなければならなかった。

同年十月、最初の国役普請願書が水配上役・下役、惣代の十二名から小田原藩、沼津藩ならびに各旗本役所の用水支配役人に提出されている。特に「定年番」の小田原藩には、「二十九ヶ村明細湖水高帳」も添えて提出されている。この願書が聞き届けられ、普請箇所の見分が実施されたのは翌天保十五年の八月であった。

見分を行ったのは小田原藩と沼津藩の役人である。小田原藩からは代官の川添勘助、手代の菊間弥三郎、小者一名の合計三名が、沼津藩からは代官鈴木勘左衛門、手代杉山兵庫助、郷方瀬川広治、若当佐倉文平、小者三名の合計七名であり、八月五日には小田原藩役人は公文名村宇平次方に宿を取り、沼津藩役人は水窪村甚兵衛方に宿を取っている。小田原代官川添勘助は、以後の国役普請願いで重要な役割を担うことになる。

翌六日は快晴で、双方に見分の実施を願い出て聞き届けられ、両藩の役人は深良村震橋の庄兵衛方で合流し、惣代全員の案内で見分が始まった。翌七日も新川、御宿新堰、佐野堰の見分が行われ、翌八日には富沢堰で見分、富沢村名主嘉六宅で休息した後、水窪大堰の見分を行っている。九日には見分は終了し、各々公文名村と水窪村に引き取り、十三日には沼津・小田原に帰っている。

九月十日、佐野村三好で会合が行われ、この見分でもかかった賄諸入用などの費用は、合計三十五両と錢百八貫四十七文と算出されている。その内訳を見ると、公文名村で負担した小田原藩役人の賄い料などは十六両一分二朱余り、水窪村でかかった沼津藩役人の賄い料は十七両二分二朱余り、震橋庄兵衛も立会入用として錢十七貫余りがかかっている。また、惣代人の給料に錢四十四貫八百文、種々の人足賃や見分に際して小田原や沼津への雑用、さらに九月に入ってから林右衛門と幸助の二名が小田原へ出かけ、代官に御礼として金二朱の「折詰」が贈られており、沼津藩にも同様に御礼が贈られている。これらを二十九ヶ村の総村高六千八十九石余りで割り、十石につき錢五百四十文の割りで村ごとで出納している。

このように見分も済み、普請の目論見帳に願書を添えて、小田原役所・沼津役所より江戸表に幕府へ提出されること

になったのだが、その後国役普請についての沙汰は全くなかった。小田原役所に対して惣代や公文名村宇平次、佐野村儀右衛門が度々伺いを立てている。これに対して代官の返事は「此儀度々江戸表へ申立候得共一円不相分、其方共へも挨拶之致方無用」というもので、国役普請の要求が止まってしまった。小田原・沼津両藩とも、かつての幕府に対して強い力をもっていた時とは異なり、国役普請の実現を勝ち取ることができなくなっていたのである。

このような状況を打破するために、水配人・惣代人の連名で用水支配役所に対して再び願書が提出されている。それは「然ル上ハ井組惣代も御勘定御奉行所様へ奉願上度奉存候」と井組が直接幕府の勘定奉行所に願ひ出ることを了承してもらおうというものであった。駆け引きとして井組が領主に揺さぶりをかけたものといえよう。

これに対して同年四月十九日づけで、小田原藩の代官川添勘助ほか二名から、内藤鋤之丞家臣渡辺平蔵（比奈陣屋）、松平内蔵允家臣大村和美兵衛（厚原陣屋）に書簡が出されている。

（前略）然ハ駿州御厨下郷式拾九ヶ村組合、箱根湖水掘抜穴砂浚石垣堤破損所等普請村々自力に難及、国役御普請被成下候様兼而惣代・水配人共々願出候段ハ、其筋及欠合ニ候通其筋へ内問合致候処、此度ハ是迄之御振合与違、万

石以上之分ハ差控、其以下御知行御地頭御願立ニ相成可然与内意有之候間、水野惣兵衛様・大久保長門守様衆江も申談一同差控候間、右様御承知之上御給々被仰合相願立被成候様奉存候、右問合中彼是及延引候上□□付、早々其筋へ御願立可然与奉存候（後略）

小田原藩が「其筋」と掛け合った結果、大名からの願立ではなく、旗本からの願立にしなさいとの内意があったというのである。これにより弘化三年の国役普請は今までの国役普請とは異なり、定年番の小田原藩のみならず沼津藩・荻野山中藩までもが手を引き、万石以下の旗本役所の対応による国役普請となった。そして旗本役所は早速公儀へ願ひ出ることを指示している。この内容は江戸の稲葉金之丞、酒井采女、安藤佐兵衛、山岡対馬守の各役人にも小田原藩から連絡されているが、井組にもこの書簡の旨と旗本から国役普請願いが早速公儀へ提出されることを伝えている。井組二十九ヶ村を支配していた領主は「表2」の通りである。比較的大身の旗本達であり、稲葉金之丞は裾野市深良に、内藤鋤之丞は現在の富士市比奈に、松平内蔵允も富士市厚原に陣屋を設けていた。

井組は一昨年小田原藩に提出した「目論見帳」「願書」「高書上ヶ帳」を下げ渡してもらい、久根村名主弥右衛門と上土狩村名主安兵衛（千福村名主太兵衛の代わり）の二名を

表2 井組29ヶ村領主一覽

領主名	持ち高	知行所 (井組29ヶ村)
稲葉金之丞	3000石	深良村・久根村
内藤鋤之丞	5000石	千福村・定輪寺村
松平内蔵允	4300石	葛山村・上ヶ田村・金沢村
安藤左兵衛	1500石	上ヶ田村・新宿村
酒井采女	5500石	伏見村
山岡対馬守	1000石	伏見村
大久保出雲守 (荻野山中藩)	10000石	御宿村
水野惣兵衛 (沼津藩)	50000石	伊豆嶋田村・水窪村・富沢村・一色村・ 納米里村・上土狩村・中土狩村・下土狩村・ 竹原村
大久保加賀守 (小田原藩)	113000石	神山村・岩波村・石脇村・佐野村・公文名村・ 稲荷村・茶畑村・平松新田・麦塚村・ 二つ屋村

江戸惣代に定めている。久根村は旗本稲葉金之丞の知行所で、弘化三年の用水支配の「当年番」は稲葉氏であった。上土狩村は沼津藩領であるが、千福村は旗本内藤鋤之丞の知行所である。江戸での幕府への窓口は稲葉氏と内藤氏となる。

また、公儀に提出する願書を作成するため、茶畑村林右衛門と久根村弥右衛門が小田原役所に向いている。この時に代官川添勘助は弥右衛門に対して「心得書」を遣わしている。この中で、天明両度の国役普請の書類も持参すること、「私領出金高書上帳」は二十九ヶ村の総村高ではなく、水掛かり高を記入することなど、幕府に提出する書類の内容や形式、紙の種類など、手続きに手落ちがないよう事細かに指示している。つまり、井組二十九ヶ村惣代から勘定奉行所に提出された弘化三年閏五月の願書やその他の書類も、表面上国役普請願から手を引いた小田原藩代官川添勘助らの指示で作成されている。久根村名主弥右衛門は、これらの書類と井組から渡された出府雑用前割金十両を持って江戸に出発した。

三 公儀への要求

久根村名主の弥右衛門と神山村名主の源次郎が村を出立

したのは弘化三年閏五月七日である。¹¹⁾その日の内に小田原の郷宿土佐屋に着き、すぐに手代に到着の旨を届け出ている。翌八日に源次郎が役所に出向くと、「村高帳」を持参していなかったため、源次郎はいったん帰村している。一方、弥右衛門は九日に江戸へ出立し、その日は戸塚宿中村屋に泊まり、十日の夕七時半時に江戸橋本町四丁目東屋吉兵衛方に到着している。ここを拠点として弥右衛門は活動することになる。

十一日の昼より旗本稲葉金之丞の屋敷を訪れている。十二日には内藤鄴之丞役所に新太郎（千福村組頭か）と六郎左衛門（千福村組頭）がお目見えしている。

その後もこの三名は稲葉氏用人に会い、他の旗本役所と連絡を取るなど積極的な行動をしている。十八日に六郎左衛門が帰村した後は、弥右衛門と新太郎が稲葉氏・内藤氏を訪れ、各旗本役所と相談し、幕府への対応の準備を完了させている。

二十一日になると稲葉氏用人児玉辰蔵が勘定奉行の用人に「能キ手続」の内意を伺いに出向いたが、あいにく勘定奉行用人は他に出かけており会うことができず、翌二十二日に稲葉氏用人桑原紋右衛門が伺いに出向き、委細を申し入れ「何れ御給々願書、一手にて絵図面共相添差出被成、御年寄様へ御目ニ懸ケ、其上御取上ニ相成候ハ、御勘定

奉行様へ御下ケニ相成候」との手続きを聞き出している。桑原は弥右衛門らに新たに絵図を作成することを命じ、二十三日には松平内蔵允に相談に出かけている。また弥右衛門・新太郎は山岡対馬守・安藤佐兵衛のもとにこのことを知らせに出かけている。二十四日には年寄と勘定奉行に提出する絵図二枚を早速作成し、勘定奉行用人石川長蔵に内見してもらうために、稲葉氏用人と弥右衛門が木挽町あたりの絵師に依頼している。前の勘定奉行用人も石川長蔵であろう。この人物が幕府側の窓口となる。

二十九日にはこの石川長蔵より六月二日・三日の内に稲葉氏用人に来るよう書面が来ており、六月二日に児玉辰蔵が出向き内見してもらうと「願面之向、至極宜敷御座候故、委細承知仕候間、御給々様御相談之上、願書御進達可被成候様」と石川は太鼓判を押している。翌三日に稲葉氏用人桑原は松平内蔵允用人高橋新兵衛と相談しているが、高橋は「此度之儀ハ手重之儀故、大久保様へ御相談申上、其上委細承り睨与相定、御進達被成候而ハ如何」と慎重に事を運ぶべきであると主張し、旗本役所間で意見の相違も見られたが、弥右衛門が松平内蔵允役所に出向き、小田原藩と相談する必要がないことを説明している。

五日には桑原紋右衛門が石川長蔵を訪れ、暑中見舞いとして手がかりの者三名に金百疋づつ、石川には二百疋を進

呈している。また同日、児玉辰蔵は小田原藩江戸藩邸の留守居役を訪れ、最初の方針である万石以上からの願立は差し控えることを確認し、この度の事は稲葉氏に任せる旨の書面を受け取っている。これにより他の旗本も残らず稲葉氏に願立を進めることを任せることになり、領主間の意見の相違も解消している。六日には深良村治三郎と上土狩村安兵衛が弥右衛門と新太郎の代わりとして出府している。尤も弥右衛門はその後も江戸に留まり、橋本町東屋吉兵衛から木挽町五丁目松川屋長兵衛に宿を替えて、治兵衛・安兵衛と合流している。宿替えの理由は、木挽町は稲葉氏の屋敷に近いためであり、国役普請願いの活動が稲葉氏を中心に行われることになり、何かと都合がよいとの判断からである。

このように今までの国役普請は水野氏・大久保氏の幕府老中就任中の取り計らいで、進達も手帳に済んだのに対して、この弘化三年の国役普請は「能キ手続、証拠ヶ間敷書類之義ハ一切無之様」という状態で、惣代人弥右衛門らは稲葉氏用人児玉辰蔵・桑原紋右衛門を動かし、この用人たちが勘定奉行の用人石川長蔵に相談を受けながら、知行所間の調整をはかりつつ、手探りで請願活動を行っている。

この国役普請願いは六月十一日に各旗本から提出する予定であったが、七月三日に延期され、さらに七月二十五日

に延期されている。弥右衛門が帰村した後も、他の惣代人が出府し、稲葉氏用人とともに請願運動に活動したことが十一月に作成されている「湖水御普請江戸出府雑用並諸入用ノ出帳」¹²よりも伺うことができる。たとえば、林右衛門と仲蔵は十八日間出府し、その間、林右衛門は石川長蔵へ菓子料金百疋余りを立て替えていること、児玉辰蔵や桑原紋右衛門と石川氏を訪れている際に金二朱余りを立て替えていること、八月七日に小田原へ御内意を伺いに出向いており、その時に代官・手代に音物を届けていること、などである。「表3」は「湖水御普請江戸出府雑用並諸入用ノ出帳」より惣代人の出府費用や江戸での宿泊費、小田原への往復費用や人足などの諸雑費、また見分役人の宿泊費などを除いて、直接領主や用人、幕府役人にかかった費用を抜粋したものである。「御札」「菓子料」「献上」などが特に目につくがその中で特に目立つのは「金貳拾両也 佐藤様へ内献上仕候」である。佐藤様とは、幕府の普請見分役人の佐藤睦三郎のこと、幕府の普請所見分は十月二十三日より実施されている。¹³

普請見分役人は佐藤睦三郎と渡辺松三郎の兩名で、それぞれ小者が一名ずつの合計四名、出頭の佐藤のみ駕籠で相役の渡辺は歩行で出役している。三嶋宿の相模屋利兵衛に泊まり、翌二十四日水配人・惣代人総出で三嶋宿まで出迎

表3 江戸出府および見分における対領主・幕府諸経費一覧

金100疋	石川様へ御菓子料
金2朱304文	児玉辰蔵同道にて石川氏へ参り往返雑用
金2朱384文	桑原紋右衛門同道にて石川氏へ参り往返雑用
銭400文	仲蔵・林右衛門、小田原にて代官・手代へ音物
銭1貫500文	小田原表へ御内意被仰渡につき御窺いに出し
銭3貫690文	御見分様急の先触れにつき小田原表へ御届け
銭106文	御見分様引き払いにつき小夫ちゃん
金1両	稲葉様へ御進達旁々御礼
金1両	桑原紋右衛門様・児玉辰蔵様御礼
金2朱	仲蔵・林右衛門帰村の節、小田原代官へ新のり代
金2分	桑原様・川越様へ菓子料
金2朱230文	桑原様同道にて石川氏へ参り、途中にて臨時入用
銭800文	小田原代官様へ臨時遣物
金5両	石川長蔵様へ献上
金20両	佐藤様へ内献上
金10両	御見分様御供2人へ遣わす
金1両	佐藤様小者へ遣わす
金2両	御見分様へ小田原様より御機嫌窺いに御出役につき諸雑用
金2両	御見分様へ沼津様より御機嫌窺いに御出役につき諸雑用
金2両	御見分様へ稲葉様より御機嫌窺いに御出役につき諸雑用
金1両2分	御見分様へ松永様(荻野山中藩)より御機嫌窺いに御出役につき諸雑用
金1両	御見分様へ内藤様より御機嫌窺いに御出役につき諸雑用

えている。その日は湖水表見分を行い、深良村町田の庄左衛門方へ泊まっている。翌二十五日は雨天のため見分は休み、二十六日豊後堰より新川通り・御宿堰・佐野堰・富沢堰・堰原大堰まで残らず見分して、そのまま沼津宿のところに泊まり見分を終了している。

天保十五年に行われた小田原藩・沼津藩の見分と比較して、人員も少なく大変な駆け足で行われており、多分に形式的な見分であったといえよう。しかし、この間に稲葉氏用人兒玉辰蔵、小田原藩代官川添勘助・手代山崎金治・小者一人、沼津藩代官森下格之助・手代田所八五郎・郷方成岡源次郎・若当一人・小者二人、荻野山中藩代官和田善太夫・手代山内伴兵・小者一人、内藤鋸之丞用人代芦川増蔵と、立て続けにご機嫌伺いとして出役してきており、幕府による見分が一大事として領主側にも認識されていたことがわかる。井組の人々にとっても今までの苦勞が報われるための最後の仕上げであり、御機嫌伺いに来た人々にも金二〜三分づつ差し出している。また、普請見分役人の小者二名にも金五兩づつ（佐藤についていた小者には、「御出頭之御供」のため「御相役ニハ差別」して見分後に一兩追加）を遣わしており、この見分に際しての出費だけでもかなりの額となる。

また、この時に見分役人に提出した書類は、「私領出金高

帳」小田原藩領分一冊・沼津藩領分一冊・御給々村々一冊で、これは湖水掛かりの高を書き上げたものであり、この高に応じて高百石につき十兩づつ差し出す定めとなっていた。「高反別書上帳」は各村ごとに村高、その内の畑高、湖水高、地水高、家数、人別男女と村役人を書き上げたものであり、弘化三年当時の井組二十九ヶ村の状況がよくわかる史料である。

見分役人一行は、二十七日には三嶋宿松村屋に宿泊し、翌二十八日に逗留書類を提出、二十九日朝、江戸に帰っていった。この時、前に見たように佐藤陸三郎に二十兩を献上している。

弘化四年正月、弥右衛門は江戸の稲葉氏屋敷に年始の挨拶のため出府している。この時も普請役元締め方へ石川長蔵より金一兩二分、佐藤陸三郎へ年始かたがた「かつおぶし」二連（代金二朱余り）を持参している。

おわりに

天保十四年に始まった国役普請の要求は、以上のように惣代人を中心とした井組の積極的な活動と、多量の費用の投入によって弘化三年に実現した。残念ながらこの結果、どれだけの費用が井組村々に下げ渡されたのかは不明であ

る。しかし、幕府老中による「上からの力」によってではなく、農民による「下からの力」が領主を動かす、さらに領主と力を合わせて幕府勘定奉行を動かしたことは、井組村々にとって意義のある国役普請の要求であったと同時に、現代の住民運動に通じる民衆の能動的な活動を感じることができる。

この国役普請の要求過程をみると、領主を動かすために惣代人が多大な苦勞と費用を使つて実現させたことがわかる。この費用は村で高割りにされるので、名主以下の農民たちもこの要求に強い関心をもつていたことであろう。農村にとって用水の維持・管理は、毎年村入用帳に書き上げられ、絶えず行われなければならない基本的かつ重大な事柄であった。今後、平時の維持・管理についても十分検討されなければならない。

また、本稿で見られたように、井組惣代人と小田原藩代官や稲葉氏用人との関わりあいは、金品の贈答なども含めて現代社会の「官と民」や「官と官」の関係と通じるものがあった。今後、名主に代表される村人と領主の関係を、いろいろな方面から再検討することにより、新たな領主支配の姿が浮かび上がってくるのではないだろうか。

(1) 「深良用水の維持と国役普請」

〔『裾野市史研究』第5号〕

(2) 柴雅房「近世における箱根用水の井組について」

〔『裾野市史研究』第2号〕

菊池邦彦「水配人と水利秩序の成立」

〔『裾野市史研究』第3号〕

厚地淳司氏「元締衆の深良用水開削事業撤退の背景」

〔『裾野市史研究』第7号〕

なお、深良用水に関する研究については、厚地論文にまとめられている。

(3) 『裾野市史』第六卷 五六〇項〜五六三項

(4) 『藩史大事典』

(5) 『裾野市史』第六卷 四七三項

(6) 『裾野市史』第六卷 四七四項〜四七六項

(7) 『裾野市史』第六卷 四八〇項

(8) 『裾野市史』第六卷 五〇三項〜五〇九項

(9) 『裾野市史』第六卷 五四〇項〜五四二項

「箱根山湖水御普請諸願立銘細控帳」（裾野市久根勝又重俊家文書）これ以降の記述は、この史料に多く依拠している。

(10) 天保三（一八三二）年の国役普請に際して、井組二

九ヶ村は、江川太郎左衛門役所より金三九三兩三分

余りを受け取っている。

(11) 『裾野市史』第六卷 五二六項～五二九項

『裾野市史』第六卷 五六〇項～五六三項、「箱根山湖水御普請諸願立銘細控帳」にも収録されている。

(12) 『裾野市史』第六卷 五六六項～五七二項

(13) 『裾野市史』第六卷 六三六項～六六三項

『裾野市史』資料編「古代・中世」を読む

はじめに

一九九五年度歴史講座は、九四年度刊行となった資料編「古代・中世」を受けて、古代・中世の史料を読むということで実施した。

資料編「古代・中世」は、その凡例や、解説にも記しておいたように、駿東郡域にかかわる文字史料を、悉皆的に編年方式で収載、編集したものである。これは、裾野市域にかかわる残存史料がきわめて限られており、それらだけからでは、その歴史を明らかにすることがむずかしいというところ、また、裾野市域において展開した人々の営みは、現在の行政区域としての市域内で孤立してみられるのではなく、少なくとも駿東郡域に広げて考えてみなければ明らかにならないこと、さらに、駿東郡が駿河国の東端に位置し、伊豆・相模・甲斐国と接するいわゆる国境にあつて、

歴史的、また、地理的にも一つのまとまりのある社会・文化圏を形成していたと考えられることなどからである。編年方式を採用したのは、千年有余に及ぶ長期の歴史を、限られた史料で明らかにするために、時の流れに従つての移り変わり、変化を通覧することが必要であろうということからとられた方式である。目次にみられるように古代編・中世編と大きく分け、さらに中世編にあつては、(鎌倉時代) (南北朝・室町時代) (戦国時代) に区分して、それぞれの時代における特色を把握しようとしたのもそれがためである。

本歴史講座も、そうした資料編の編集方針を受けて、編集に参画した委員が、もつとも得意とする時代・分野を担当して、広く駿東郡域に視野を広げて、各時代・分野の中で重要な歴史事象と思われるテーマをかかけて準備したものである。それ故、各回の関連性については、つながりを

欠く面があり、また、やや盛り沢山のペーパー（史料）を用意しながら、限られた時間内で十分話しえなかつた点もあつたかとも思われるが、いずれもこの地域の歴史を考えるのに大切なテーマを選択したつもりである。受講者の皆さんが本講座を受講されて、この地域の歴史に関心を深めていただけたならば幸いである。

（有光友學）

第一回 木簡から見た古代の裾野

裾野地域についての奈良時代以前の記述は後世的、断片的であり、その多くを知ることはできない。わずかに「国造本紀」や古墳建造の動向、奈良時代における木簡の氏族表記などから推測が可能だけである。それによれば、伊豆地域を含め、富士川より東は一つの政治勢力により統一されており、六世紀以降、大和政権からは「珠流河国造」という地方行政官として支配を認められた。この国造の支配領域には、安閑天皇の頃、稚贄屯倉という大和政権の直轄地が設定された。稚（ワカ）贄（ニヒ）（海産物を中心とする貢納物）という名称からすれば、有力な皇子に対して貢納物を献上するための屯倉であつたと考えられる。後に駿河国や伊豆国の特産物となる荒堅魚などが「東国の調」の一種

として、この屯倉を経由して中央に貢納されたことが想定できる。

奈良時代における駿河郡地域の生活を知ることができる史料としては貢進物付札木簡が重要である。とりわけ、伊豆国や駿河国からは堅魚（鯉）が代表的な調物として貢進されていた。堅魚に付せられた木簡の一般的な記載様式は、

駿河国駿河郡○○郷○○里戸主○○戸○○調荒堅魚

十一斤十兩（○連○節） ○年○月

という形式になっている。天平宝字年間になると調庸の違期・未進・粗悪などに対処するため、専当国司制が行われ、専当または主当という納入責任者である国司や郡司の名前を記載した貢進物付札木簡もみられるようになる。納入の年月日については、「天平七年十月」と記したものが多くが、これは養老賦役令調庸物条に都からの距離により納入期限を定めた規定があり、それに基づくものである。木簡の大きさにについては、鯉という大型の貢納物に付されたため、一般的な付札木簡よりも大型で、三十センチを超えるものが多く、裏面は必ずしも積極的に用いられているわけではない。筆跡については、伊豆国の木簡とは異なり基本的に同一筆跡と考えられるので、ある段階で一括記載されたことが想定される。「荒堅魚」の用字はおよそ天平十八年頃を境にして「鹿堅魚」の用字に変化するが、その理由は明らか

かでない。「堅魚」と「荒堅魚」の表記の区別も存在するが、輸納量が同一であることからすれば、同一貢納物であったと考えられる。「荒堅魚」と「煮堅魚」の区別は明瞭でないが、後者がより高級品とされた。おそらく、腐敗を防ぐために煮沸に加え、日炙り・天日乾燥などの加工がなされた状態で製品化されたと推定される。これらの木簡記載からは、奈良時代の税制や郷里制などの実態だけでなく、その氏族名からは大化前代の様相をも復原することができる。

(一九九五年一〇月七日 仁藤敦史)

第二回 葛山景倫の一生

裾野市内を本拠とした葛山氏については、室町時代以降の活動は詳細に知ることができ。しかし、それ以前の鎌倉時代については史料からはほとんど知られてはいない。そのなかである程度その動向が知り得る人物が、葛山景倫である。

景倫は、駿東郡の豪族であった鮎沢氏の一族で、父景忠・兄弟惟清の本貫地が裾野市内であったことから、彼自身も裾野市内を本貫地とする武士であったと推測される。しかし、景倫の動向として知り得るのは、在地武士として

のものではなく、鎌倉幕府御家人としてのものであり、また、その後の出家してのちのものである。

景倫は「実朝公之寓直近習」などといわれるように、幕府三代将軍源実朝の側近として幕府に仕えた御家人であったことがわかる。それゆえ実朝が宋へ遣わそうとした使節の一人にもその名を連ねている。しかし、渡宋の直前の承久元年(一二一九)正月に主人実朝が鎌倉八幡宮寺で甥の公暁に殺害されると、景倫は高野山に登り出家してしまう。彼がそこで師事した人物は、禅定院(金剛三昧院)初代長老の退耕行勇であった。退耕行勇は実朝の深い帰依をうけていた僧で、景倫の高野山への出家の理由もそこにあつたと推測される。ともかく金剛三昧院に入った景倫は、法名願性を名乗り、以降そこに住することとなる。

金剛三昧院での景倫は、同院の雑掌職となり、これを文永九年(一二七二)年に病気で辞するまで務めていた。その間四人の同院長老を招請している。また、この時期に景倫は、幕府から紀伊国由良荘の地頭職に補任されている。これは、主君実朝に対する忠節と高野山での生活援助のために実朝の母北条政子が与えたものであつた。こうして地頭職をえた景倫は、安貞元年(一二二七)に同荘内に実朝・政子の菩提を弔うために西方寺を建立する。西方寺はその後、臨済宗の高僧無本覚心を開山に招き、真言宗から禅宗

に改宗し、西方興国禪寺（現在の興国寺）と寺名が改められた。出家後の景倫の動向の一つとして、この無本覚心との関係があげられる。二人は史料に「師（無本覚心）与願性成父子契約」とみえるように密接な結び付きがあった。また、覚心が宋へ渡る際にも景倫が援助をしており、帰国後覚心は、その謝礼のために景倫のもとを訪れている。このような関係が、覚心の興国寺開山招請へとつながっていくのである。また、景倫は由良荘の地頭職を金剛三昧院に寄進しているが、興国寺とその寺領については覚心に委ねているのである。

以上のような活動をみせた景倫も、建治二年（一二七六）四月二十三日に興国寺で没し、その一生を終えた。景倫の木像が現在興国寺に安置されている。

（一九九五年一〇月一日 松崎真吾）

第三回 二つの管領権——国境地帯の中世史——

室町時代「駿河国ハ京都御管領」とされた。鎌倉府ではなく幕府の統治に属していたのである。その駿河国に初め駿東郡はなかった。古代の駿河郡が駿東郡と呼ばれるにいたるプロセスは、まさに国境地帯の中世史であった。

I 「山東」地域の特殊性

永享の乱（一四三八）前夜の不穏に備えて、幕府は今川貞秋を、駿河国の「山東」に半国守護として送り込んだ。駿河国守護としてはすでに今川範忠がいたが、鎌倉に近い「山東」地域を特に警固する必要があったのである。

駿河国の半国守護設置はこの時だけではなかった。有名な今川了俊もまた、半国守護として沢田郷を含む地域を管轄している。また南北朝期には石塔義房が沼津郷（・土狩郷）を遵行しているが、その守護権が他の地域に及んだとは考えにくく、分郡守護であった可能性も否定出来ない。

このように駿河守護権が及びにくく、別に守護の設置を要した駿東地域の周縁的性格は、鎌倉時代に遡る。宗尊親王関東下向時の街道の接待を、駿東地域だけは駿河国守護ではなく現地地頭や隣国守護が担当しているのである。

II 佐野郷の境界性——二つの《管領》権のはざま——

南北朝・室町時代には、幕府だけでなく鎌倉府も独自の管領権に基づき「沙汰付」を行っていた。それはi守護への施行、ii守護代への遵行（関東管領ii守護兼帯時）、iii両使への遵行、に分類され、実にiiiの事例として佐野郷が見出せるのである。しかも駿河国の他の事例はいずれの場合にもなく、佐野郷は、本来「京都御管領」の駿河国にあって、唯一例外的に鎌倉府の管領権に属していたのである。

つまり駿河国にあつて、当初は駿河守護権の及ばない地域だったわけである。ところが応永年間に入ると、ようやくこの地に駿河守護今川氏の影響力が及んでくる。佐野郷の遵行が関東管領（鎌倉府）から守護今川氏（幕府）へと移行するプロセスは、やがて佐野郷の知行主が大森氏（鎌倉府奉公衆）から葛山氏（幕府奉公衆）へと移行することとも並行しており、駿河国周縁にあつた佐野郷が、文字通り駿河国に包摂されていく過程であつたと言えよう。

Ⅲ 河東一乱と「駿東郡」の成立

「駿東郡」の史料上の初見は、天文二十年（一五五一）の今川義元判物（定輪寺文書）である。折しも今川氏は駿東地域に一斉検地を行い、この地を支配することに強い関心を寄せていた。駿府から見て遠い東の果てを組み入れようとするイメージが、今川氏をして思わず「駿東郡」と言わしめたのであろう。事実この郡名は、この後も一般には用いられず、ようやく江戸時代に確定するのである。

今川氏の「駿東郡」認識の背景には「河東一乱」があつた。天文年間には北条氏が葛山氏と結んで「河東」地域に侵入し、長い戦乱が続いていたのである。（因みに講座では、北条長綱〔幻庵〕が葛山氏を称したとする伝承に關して、四五四号文書の発給を長綱と見る新解釈も示した。）

河東一乱以降、地域的呼称としての「河東」は急速に定

着していく。河東で勦進を認める多くの史料は、そのままそのエリアが支配領域であることの表現に他ならず、天正十一年（一五八三）には、徳川氏のもとに、ついに行政單位として「河東二郡」が登場する。江戸時代の駿東郡は、河東という、この独特のエリアから生まれたのである。

（一九九五年一〇月二日 東島 誠）

第四回 河東一乱をめぐって

資料編「古代・中世」において、戦国時代の史料は、全体の三分の二弱をしめており、それだけに相対的に内容があり、比較的詳細にこの地域の歴史を知ることができる。それゆえ、講座のテーマを何にするか迷うのであるが、この地域の戦国の歴史にとって欠かすことのできないのが葛山氏の動静である。しかし、葛山氏については、講師自身も、すでにこれまでも何回となく触れてきたことでもあり、今回は、駿東郡南部地域が主要な舞台の一つとなつて展開したいわゆる河東一乱について、史料に即して考えてみることにした。

河東一乱とは、天文年間の十数年にわたつて、富士川以東の富士郡と駿東郡の領有をめぐつて争われた、今川氏と

北条氏とのいわゆる国盗り・国分け合戦である。この戦乱は、天文二十二年前後に結ばれたいわゆる今川・北条・武田氏の三国同盟によって終結するが、その経緯と結果は、戦国の群雄割拠の中で東海・東国地域における三戦国大名の棲み分けとその後の国盗り戦略を決するものであったということが出来る。その真つ只中であつて、その動静が注目されるのが葛山氏である。話はできるだけ葛山氏の動静にも触れて進めるように心がけた。

話は、『静岡県史』中世三所載の史料も使つて、(1)前史、(2)第一次河東一乱、(3)第二次河東一乱、そして(4)三国同盟といったようにほぼ年次順に進めた。

(1)では、北条早雲以来の今川・北条氏の同盟関係と対武田氏との争いが続く中での、天文五年二月の今川氏輝と北条氏綱との首脳会談、三月氏輝の謎の急死、引き続いての今川氏家督争いとしての花倉の乱の勃発、それに勝利した義元の家督相続といっためまぐるしい動向を概観した。

(2)では、河東一乱の直接のきっかけとなつた天文六年二月の義元と武田信虎娘との結婚、それがための今川・北条氏の同盟関係の断絶、北条氏の河東地域への侵攻、武田氏の今川氏支援といった第一次の戦乱について経過を追つた。この結果、しばらく河東地域は北条氏が領有することとなるが、その間における葛山氏の立場についても、以前から

の北条氏との姻戚関係から北条氏側にあつたと考えられることも言及した。

(3)では、天文十四年七月、今川氏が武田氏の支援をえて、失地回復のため河東地域に侵攻、第二次の戦乱となり、九月長久保城の攻防があり、北条氏の同城からの退城による一旦の和睦が成立した経過をみた。特にこの長久保城の攻防戦は、関東における北条氏と上杉氏との対立とも連動しており、東日本における戦国の動静に大きく影響していることに注目した。また、長久保城主が北条氏綱舎弟葛山三郎長綱幻庵と記されている史料(「関八州古戦録」)もあり、葛山氏が引き続き北条氏の側にあつたこと、また、この後河東地域は今川氏の領有となり、今川・武田氏の同盟関係は、義元娘と信玄息義信との結婚が成立(天文二十一年)してますます堅固なものとなつたことを指摘した。

(4)では、これに対して、天文二十三年春、北条氏康が、再び河東に侵攻、第三次の戦乱が引き起こつたこと、そして、こうした度重なる戦乱を終結させるために三国同盟が結ばれた経過をみた。とくに三国同盟が、各種軍記物などでは、駿府臨濟寺の太原崇孚雪斎が登場して、富士郡善得寺において、義元・信玄・氏康の三者を会盟させ、それぞれの息子和娘を結婚させる、いわゆる善得寺会盟として世に喧伝されていることに触れ、しかしこれは、出来すぎた

話で、天文二十一年から同二十三年末にかけての三者個別の姻戚関係を結ぶことよって成立したものであったと考えられることを指摘した。その上で、今川・武田・北条の三氏は、それぞれ後背を安定させた上で、今川氏は三河から尾張へ、武田氏は信濃へ、北条氏は北関東へ、それぞれ覇権を求めて歩を進めることとなり、まさに、河東一乱から三国同盟の経緯は、三戦国大名の戦国動乱を生きぬく戦略を決する重要事であったという、その歴史的意味に言及した。また、葛山氏は、再び駿府で開かれている歌会に参列しており、北条氏と今川氏とのあいだで等距離に位置する立場を回復したことに触れた。

以上が、当日の話の概略である。史料を講読しながらの話であったがために、全体的な筋道がわかりにくかった面もあったとも思われるが、本記録で多少でも補っていただければ幸いである。

(一九九五年一〇月二八日 有光友學)

第五回 近世移行期における

地方宗教者と法嗣意識

定輪寺は、裾野市内のみならず、駿東郡を代表する曹洞宗の名刹である。それが近世に移行する過程でいかなる事

態を経たか、について若干検討した。

この時期の住職は「定輪寺過去帳」によれば七世明綱英賑、八世揚天宗播、九世林翁存桃である。この内、明綱は光明寺(市内公文名)、揚天は興禪寺(市内深良)、興雲寺(駿東郡小山町)の開山となっている。しかし、両僧の忌日については常識的には理解しがたい錯誤を生じている(三三七註②参照。なおゴシック体の数字は「裾野市史」第二巻 資料編 古代・中世、の資料番号。以下同じ)。すなわち明綱は、永禄十年(一五六七)六月二十二日(「定輪寺過去帳」・「光明寺過去帳」、ただし後者については脇に「天文九辛丑年」とも書込がなされている)、六月十四日(「定輪寺卵塔」・「同位牌」)の両日がある。揚天の齟齬はさらに甚だしく、永禄十二年(一五六九)五月二十五日(「定輪寺過去帳」・「興禪寺過去帳」、五月二十九(五とも判読可能)日(「定輪寺卵塔」、十一月十日(「興雲寺過去帳」、十一月三十日(「定輪寺位牌」)、となっている。

こうした違乱の背景として、永禄五年(一五六二)以降顕在化する定輪寺住持職継承をめぐる混乱を指摘できる(五九六・五九七)。それは揚天の後継を明綱と林翁が争うという対立関係で、揚天は明綱を支持していた。その抗争は、「刃傷」「欲放火」と文書に残されたことに端的に示されているように、激越であった。そして永禄八年(一五六

五)、今川・葛山両氏が林翁の主張を認めるかたちで一応決着した。林翁は結果として、師に違背し、また外的権力と結び寺内の自治性を侵すことよって、由緒ある寺院の住持職を手中にしようとしたこととなる。

今川氏が林翁の側にたった背後には、駿河において臨済宗の中核を担う臨済寺の存在があったと推定される。揚天は興禅寺を転宗することよって開山となったが、同寺はもと臨済宗で、臨済寺の末であった(五六六)。揚天を快く思わない臨済寺の意向が今川氏の立場に影響を与えたのではなからうか。また葛山氏は、少なくともこの事態においては、臨済寺の意趣に沿う対応をした。後年、同寺の鉄山宗鈍は、葛山氏元の滅亡を悼み漢詩を詠じているが(七八四)、こうした脈絡のなかで捉えることが可能であろう。なお、その具体的経緯は不明であるが、「再興」(七五〇)「建立」(七七六)などに見えることから、この時期定輪寺が焼失した可能性は多分にある。

ところで、最乗寺輪住は当地方の曹洞宗寺院にとつて大きな名譽である。それを書き留めた「報恩院前住帳」には「己 安叟派 定林寺宗播(号 殿州枝箇)和尚代惠敷勤之」とある。輪住の僧として代理を出さざるをえなかった定輪寺には、よほどぬきざしならぬ事情があったと考えるべきであろう。また、己巳すなわち永禄十二年は、揚天没とされる年である。

ここで一つの仮説を提示すれば、揚天はこの時期まで定輪寺にとどまり、そして出奔したのではなからうか。前述の忌日の錯誤はそれを糊塗しようとするために生じたと考えられる。その後の揚天について云えば、同時期、信濃に同名の曹洞宗僧侶の存在を確認できる。妙笑寺(長野市津野)七世中興、長秀院(長野県上水内郡豊野町)・長福寺(長野市浅川西条)開山となつている。慶長四年(一五九九)十一月十四日の没で、世寿八十二歳であった。両僧を現時点では同一人と推定しているが、今後さらに慎重に検討したい。

また、明綱については実際に住職であった可能性は少なく、逆に住職であったであろう恵頓が「定輪寺過去帳」から脱落しているとも考えられる(七五〇・八四四)。この問題についても現在調査中であるが、近世の定輪寺により深くかかわる事項であり、機会を改めて記述したい。

なお、前掲『裾野市史』第二巻に付載した解説文、「三世中世編 (四) 宗教と文化」をもご参照いただければ幸甚である。

本報告のため、定輪寺御住職中村雄爾氏にはひとかたならぬご協力をいただきました。記して感謝の意を表します。

(一九九五年一月四日 伊東誠司)

編さん室日誌(抄)

平成7年

4月2日 専門委員会・合同会議

17日 資料編 近世 原稿割付・校正作業

17～18日 民俗調査(須山・小山町)

21～24日 近現代資料選択作業

29～30日 資料編 近世 原稿割付・校正作業

(4月中) 資料編 古代・中世 校正作業

5月1～2日 千福横山家資料整理

15～16日 千福横山家資料整理

22～24日 千福横山家資料整理

29日 石造物打合せ

(5月中) 資料編 古代・中世 校正作業

6月1～2日 民俗調査(須山)

3～4日 資料編 近世 校正作業

6日 近現代資料分類作業(東京)

12日 民俗打合せ

石造物打合せ

17～18日 資料編 近世 校正作業

25～26日 近現代資料選択作業

(6月中) 資料編 古代・中世 校正作業

7月1～3日 資料叢書にかかる資料原典照合

5～6日 民俗調査(須山・富岡・麦塚)

10日 近現代資料選択作業(東京)

18～19日 民俗調査(須山)

22～25日 近現代資料選択作業

28～30日 資料編 近世 校正作業

31日 近現代資料選択作業(東京)

8月1日 民俗打合せ

1～6日 「自分の目で見る裾野の歴史展」

3日 石造物打合せ

6日 専門委員会・合同会議

7～9日 資料編 近世 校正作業

10～12日 近現代資料選択作業

22～23日 資料叢書にかかる資料原典照合

25～27日 資料編 近世 校正作業

27～30日 近現代資料選択作業

9月15～16日 資料編 近世 校正作業

24日 民俗打合せ

10月1日 専門委員会・合同会議

1～2日 近現代資料選択作業

7日 歴史講座(仁藤敦史委員)

14日 歴史講座(松崎真吾委員)

21日 歴史講座(東島 誠委員)

21~22日 近現代資料選択作業

26日 編さん委員会

28日 歴史講座(有光友學委員)

29日 資料編 近世 校正作業

30日 近現代資料選択作業(東京)

11月6日 石造物打合せ

10~12日 資料編 近世 校正作業

21日 近現代資料分類作業(東京)

23~24日 資料編 近世 校正作業

25~26日 近現代資料選択作業

12月1日 民俗打合せ(東京)

2~6日 資料編 近世 校正作業

3日 専門委員会・合同会議

11日 近現代資料選択作業(東京)

17~18日 近現代資料選択作業

25~26日 資料編 近世 校正作業

28日 近現代資料選択作業(東京)

平成8年

1月6日 資料編 近世 校正作業

8日 近現代資料選択作業

16日 石造物打合せ

19日 専門委員と市長の懇談

22日 資料叢書校正作業

2月3~5日 近現代資料選択作業

5日 民俗農具調査

13日 近現代資料分類作業(東京)

17日 資料編 近世 校正作業

24~25日 資料編 近世 校正作業

24日 古文書講座(第一回)

25日 民俗農具調査

裾野市史編さん関係者名簿

(平成8年3月1日現在)

◆市史編さん委員

- 杉山 政康 裾野市助役 (市史編さん委員長)
勝又 壽 学識経験者 (市史編さん副委員長)
芹澤 充寛 学識経験者
鈴木 強 学識経験者
羽田 勲 学識経験者
伊藤 政秋 学識経験者
長岡 安成 教育委員長
有光 友學 専門委員代表
芹澤 仁 裾野市教育長
川口 陽市 企画調整部長
小野恵津子 総務部長
長田 敏博 財政課長
大庭 章生 企画調整課長
倉澤 正行 学校教育課長
- ◆市史編さん専門委員
- 有光 友學 横浜国立大学教授
高橋 敏 国立歴史民俗博物館教授

- 中野 国雄 日本考古学協会会員
福田アジオ 国立新潟大学教授
四方 一瀨 国士舘大学教授
安田 常雄 国立電気通信大学教授

◆市史編さん調査委員

- 岩崎 信夫 都立目黒高等学校教諭
坂本 紀子 早稲田大学大学院生
湯川 郁子 一橋大学大学院特別研修生
西川 尚男 沼津市立大岡中学校教諭
大串 潤児 一橋大学大学院生
菊池 邦彦 都立航空工業高等専門学校助教諭
柴 雅房 静岡県立中央図書館
関根 省治 静岡県立富士宮北高等学校教諭
井口 俊靖 加藤学園眺秀高等学校教諭
厚地 淳司 静岡県立沼津東高等学校教諭
松崎 真吾 湘南学園中高等部非常勤講師
仁藤 敦史 国立歴史民俗博物館助手
東島 誠 東京大学大学院生
伊東 誠司 一橋大学大学院生
瀬川裕市郎 沼津市歴史民俗資料館学芸員
新谷 尚紀 国立歴史民俗博物館助教諭

杉村 齊 三島市郷土館館長
 岩田 重則 東京学芸大学講師
 齋藤 弘美 日本民俗学会会員
 松田香代子 日本民俗学会会員
 宮村田鶴子 日本民俗学会会員

◆地区協力員（ ）内は旧村名

植松甲子男 西地区(石脇村)
 杉山 光正 (佐野村)
 加藤 信雄 (大畑村)
 水口 清文 (二ツ屋新田)
 歌崎 久作 (定輪寺村)
 水口 忠栄 (伊豆島田村)
 関野 政雄 (水窪村)
 中西 保男 (二本松新田)
 藤原 善次 東地区(稲荷村)
 清水 四郎 (茶畑村)
 芹沢 文 (茶畑村)
 飯塚 政高 (麦塚村)
 星野 直司 (平松新田)
 大庭 三郎 深良地区(深良村南堀)
 倉沢 秀雄 (深良村町震)

小林 秀年 深良地区(深良村上須)
 高橋 利治 (深良村原)
 一之瀬和雄 (深良村切遠)
 長田 稔 (深良村新田)
 藤森 茂良 (深良村上原)
 増田 一男 (深良村和市)
 西島 秀雄 富岡地区(千福村)
 西島 義禮 (千福村)
 土屋 誠吾 (御宿村新田)
 勝又 茂美 (御宿村入谷)
 勝又 秋男 (御宿村上谷)
 勝又 常一 (葛山村)
 芹沢 正巳 (葛山村)
 柏木 仁 (上ヶ田村)
 杉本 隆彦 (今里村)
 真田 林蔵 (下和田村)
 杉山 末雄 須山地区(須山村)
 手綱 拓史 (須山村)

◆事務局

芹澤 仁 教育長
 鎌野 公種 教育次長

藤森	秋親	市史編さん室長
米山富美子	主席主査	
市田 弘志	主査	
亀崎 浩子	主事	
浜田 明	事務職員	
永野 武信	事務職員	
今関 裕美	事務職員	
山本けい子	臨時職員	
長田 文代	臨時職員	

編集後記

日頃より裾野市史編さん事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。今年度はこれまでに『裾野市史』資料編 第二巻「古代・中世」と『裾野市史調査報告書 裾野市の石造物(上)』を頒布することができ、また近日中に『裾野市史』資料編 第三巻「近世」を刊行いたします。

また今年度も歴史講座や歴史講演会、古文書講座に多くの方々が受講くださりまして、本当にありがとうございます。しました。

今回の『裾野市史研究』第八号に採録されてます高橋委員の歴史講演会は十一月に行われました。個人の日記や絵地図から江戸末期の無宿と庶民の暮らしがよく判る内容です。

柴委員の研究論文は、近世初期の御宿村の村落構造や村方騒動を検証し、そこから近世村落の自治的なまとまりと秩序が形成されていく過程をまとめたものです。

西川委員の研究論文は、戦時体制下における教育現場での、政策とその実態、国策教育下での初等教育について論じています。

伊東委員の研究論文は、裾野市桃園にある定輪寺の歴史

の解明に始まり、代々の住持の歴史、動向にも注目した研究論文です。

井口委員の研究論文は、深良用水の国役普請における人と金の動きを通して、困難な要求過程と、人々の苦勞を検証した論文です。

歴史講座は、平成七年度に実施したものの要約です。古代中世の裾野が市域をこえ、駿東郡域また全国的な歴史の流れに交わっていたことがよく判ります。

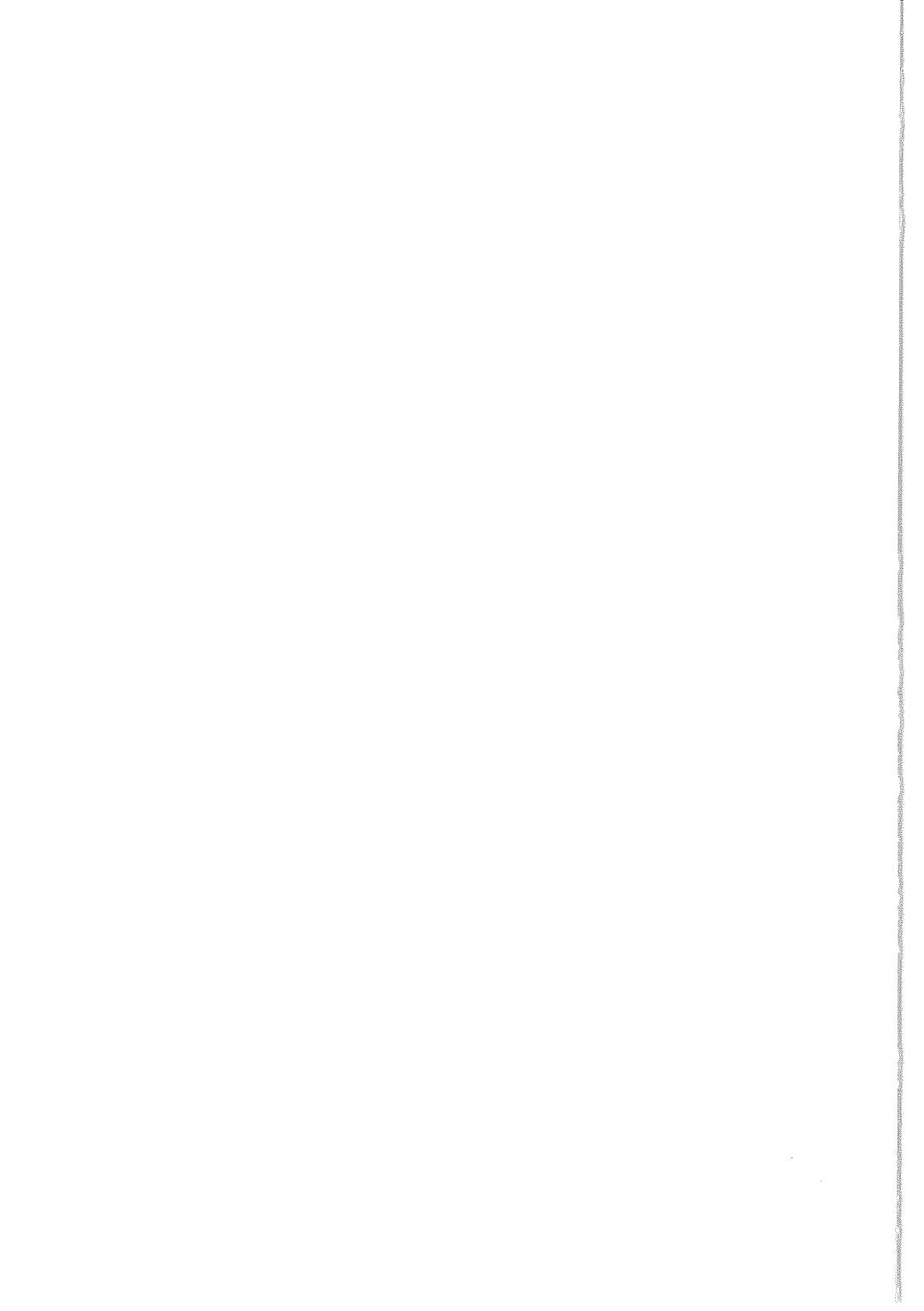
執筆委員、資料提供者の方々にお礼申し上げます。

これからも、皆様方にご高覧いただけるものを発刊していくつもりでありますので、今後とも市史編さん事業へのご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成八年三月

裾野市教育委員会

主事 亀崎 浩子



裾野市史研究 第8号 (ISSN 0918-1342)

平成8年3月31日発行

編集 裾野市史編さん委員会

発行 教育委員会市史編さん室

裾野市茶畑399

電話 0559-93-7170

印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字：裾野市教育長 芹澤 仁)